

自賠責共済規程の一部変更について

平成22年1月

自動車損害賠償責任共済規程等の一部変更

(1) 変更理由

商法の保険契約に関する規定（第2編第10章 第629条から第683条まで）について、共済契約者等の保護に資するための規定の整備等が行われ新たに保険法として制定されるとともに、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）の一部が改正された（平成22年4月1日施行）。このため、全国共済農業協同組合連合会（全共連）及び農業協同組合（農協）、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）及び日本再共済生活協同組合連合会（日本再共済連）、全国自動車共済協同組合連合会（全自共）及び自動車共済協同組合、全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）及び交通共済協同組合（以下、「組合等」という。）の共済規程または共済事業規約（事業の実施方法及び共済約款）について、これらに対応したものに変更を行う必要な整備を行う必要がある。

(2) 変更内容

① 告知義務に関する事項

保険法において共済契約者等の告知義務が自発的申告義務から質問応答義務（組合等が告知を求めた事項が告知の対象となる旨の規定）に変更されたこと等に伴い、所要の変更を行う。

② 共済金給付の履行期に関する事項

保険法において共済金給付の履行期に関する規定（期限の定めがある場合には共済金給付を行うために確認することが共済契約上必要とされる事項の確認をするための合理的な期間の経過時を共済金給付の履行期とする等）が新設されたことに伴い、変更を行う。

具体的には、共済金を支払うための確認を行うことが必要となる事項を明示するとともに、共済金請求手続きが完了した日から、

30日以内にこれらの事項の確認を終え共済金を支払い、特別な照会または調査が不可欠となる場合にはその照会または調査に応じた期間を経過する日までに共済金を支払う旨の規定に変更する。

③ 請求権代位に関する事項

保険法において請求権代位について差額説（共済者が共済給付を行うことで被共済者が第三者に対して有する権利を取得する場合、被共済者保護の観点から利得が生じない範囲において被共済者に引き続き権利が帰属するという考え方）によることが明確化されたことに伴い、所要の変更を行う。

④ 先取特権に関する事項

保険法において損害賠償請求権者の先取特権に関する規定（損害賠償請求権者は被共済者の共済金請求権に対する先取特権を有する等）が新設されたことに伴い、規定上も明確化する。

また被害者保護に関する権利を明確化する観点から、自賠法第16条に基づく被害者の損害賠償額請求権を規定する。

⑤ その他

保険法および民法、ならびに現行実務等との整合を図るため、所要の変更を行う。

目次

全国共済農業協同組合連合会（全共連）及び農業協同組合（農協）

共済規程 P4～

共済約款 P15～

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）及び日本再共済生活協同組合連合会（日本再共済連）

共済事業規約 P29～

共済約款 P38～

全国自動車共済協同組合連合会（全自共）及び自動車共済協同組合

共済規程 P46～

共済約款 P74～

全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）及び交通共済協同組合

共済規程 P93～

共済約款 P104～

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 事業の実施方法に関する事項</p> <p>(共済金等の支払)</p> <p>第17条</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この会が必要とする書類を添え、これをこの会に提出させる。</p> <p>6 この会は、第3項の請求を受けた日からその日を含めて<u>共済金を支払うために確認をすることが共済契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日までに共済金を支払うものとし、当該期間を経過して共済金を支払ったときは、遅滞の責任を負う。</u></p> <p>8 この会がてん補すべき金額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 事業の実施方法に関する事項</p> <p>(共済金等の支払)</p> <p>第17条</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、<u>特別の理由がある場合を除き、被共済者と被害者との間に損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内に共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この会が必要とする書類を添え、これをこの会に提出させる。</u></p> <p>6 この会は、第3項の請求を受けた日からその日を含めて<u>30日以内に共済金を支払う。ただし、この会がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払う。</u></p> <p>8 この会がてん補すべき金額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、</p>

変 更 案	現 行
<p>共済金額をもって限度とする。</p> <p>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金及び被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用のうち法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準に基づいて算出した額</p> <p>(2) 他人に対する求償権の行使について必要な手続等<u>損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であった費用</u></p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p><u>22</u> この会が支払うべき共済金の額又は損害賠償額の決定について、こ</p>	<p>共済金額をもって限度とする。</p> <p>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金及び被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用のうち法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準に基づいて算出した額</p> <p>(2) 他人に対する求償権の行使について必要な手続等<u>損害の防止軽減に要した費用</u></p> <p><u>22</u> <u>共済金の額につきこの会と被共済者との間に紛争を生じた場合において、当事者間の協議が整わないときは、この会及び被共済者が書面をもって選定した者各1名の決定にまかせるものとし、もしそれらの者の中で意見が一致しないときは、それらの者が選定した1名の者の裁定にまかせるものとする。</u></p> <p><u>23</u> <u>前項の決定又は裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担割合は、同項の決定又は裁定において定めるものとする。</u></p> <p><u>24</u> <u>第22項の規定にかかわらず、この会が支払うべき共済金の額又は損</u></p>

変 更 案	現 行
<p>の会と被共済者又は被害者との間で争いが生じたときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。</p> <p>23 この会は、指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守する。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、この限りではない。</p> <p>24 この会は、被共済者に損害をてん補したとき又は被害者に損害賠償額の支払をしたときは、<u>次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、事故による損害が生じたことにより被共済者が取得する債権（以下この条において「被共済者債権」という。）について被共済者に代位する。</u></p> <p><u>(1) この会が被共済者に損害をてん補した額又は被害者に支払をした損害賠償額</u></p> <p><u>(2) 被共済者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被共済者債権の額から当該不足額を控除した残額）</u></p> <p>[新設]</p>	<p>害賠償額の決定について、この会と被共済者又は被害者との間で争いが生じたときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。</p> <p>25 この会は、指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守する。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、この限りではない。</p> <p>26 <u>被共済者が他人に対し、損害賠償の請求をすることができる場合において、この会が被共済者に損害をてん補したとき又は被害者に損害賠償額の支払をしたときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、この会は、てん補した金額又は支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利（次項において「権利」という。）を取得する。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>25 <u>前項の場合において、同項第1号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、この会は、被共済者債権のうちこの会が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、被共済者が当該代位に係るこの会の債権に先立って弁済を受けた残余の部分について、弁済を受ける権利を有する。</u></p> <p>26 この会は、損害をてん補した場合又は被害者に損害賠償額の支払をした場合は、被共済者に対し、<u>第24項の規定によりこの会に移転した債権</u>を行使するために必要な一切の書類をこの会に提出させる。</p> <p>27 この会は、組合の共済契約に係る被害者から申出があった場合には、組合が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を処理する。</p> <p>28 この会は、共済契約者又は被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払わない。</p> <p>第2節 共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項</p>	<p>27 この会は、損害をてん補した場合又は被害者に損害賠償額の支払をした場合は、被共済者に対し、<u>権利</u>を行使するために必要な一切の書類をこの会に提出させる。</p> <p>28 この会は、組合の共済契約に係る被害者から申出があった場合には、組合が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を処理する。</p> <p>29 この会は、共済契約者又は被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払わない。</p> <p>第2節 共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項</p>

変 更 案	現 行
<p>(共済契約に関する事項)</p> <p>第22条 この会が行う共同事業又は単独事業により締結する共済契約に関する事項は、共済約款による。</p> <p>[新設]</p> <p><u>2 この会は、共済約款を定め、又は変更しようとするときは、この会に設置された共済約款・共済掛金率審議委員会（次条において「審議委員会」という。）に諮らなければならない。</u></p> <p><u>3 共済契約は、共済約款により締結する。</u></p> <p>(共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項)</p> <p>第23条 この会が行う共同事業又は単独事業により締結する共済契約に係る共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項は、算出方法書による。</p>	<p>(共済契約に関する事項)</p> <p>第22条 この会が行う共同事業又は単独事業により締結する共済契約に関する事項は、<u>この会に設置された共済約款・共済掛金率審議委員会（次条において「審議委員会」という。）の議を経、農林水産大臣の承認を受けて定めた共済約款による。</u></p> <p><u>2 共済契約は、共済約款により締結する。</u></p> <p>(共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項)</p> <p>第23条 この会が行う共同事業又は単独事業により締結する共済契約に係る共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項は、<u>この会が農林水産大臣の承認を受けて定めた算出方法書による。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>2 <u>この会は、算出方法書のうち共済掛金に関する事項を定め、又は変更しようとするときは、審議委員会に諮らなければならない。</u></p>	<p>2 <u>共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項のうち共済掛金に関する事項は、審議委員会の議を経なければならない。</u></p>

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第1節 事業の実施方法に関する事項</p> <p>(共済金等の支払)</p> <p>第16条</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、これをこの組合に提出させる。</p> <p>6 この組合は、第3項の請求を受けた日からその日を含めて<u>共済金を支払うために確認をすることが共済契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日までに共済金を支払うものとし、当該期間を経過して共済金を支払ったときは、遅滞の責任を負う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p style="text-align: center;">第1節 事業の実施方法に関する事項</p> <p>(共済金等の支払)</p> <p>第16条</p> <p>3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、<u>特別の理由がある場合を除き、被共済者と被害者との間に損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内に共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、これをこの組合に提出させる。</u></p> <p>6 この組合は、第3項の請求を受けた日からその日を含めて<u>30日以内に共済金を支払う。ただし、この組合がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払う。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>8 この組合がてん補すべき金額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額をもって限度とする。</p> <p>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金及び被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用のうち法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準に基づいて算出した額</p> <p>(2) 他人に対する求償権の行使について必要な手続等<u>損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であった費用</u></p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p>8 この組合がてん補すべき金額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額をもって限度とする。</p> <p>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金及び被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療又は看護の費用のうち法第23条の3において準用する法第16条の3に規定する支払基準に基づいて算出した額</p> <p>(2) 他人に対する求償権の行使について必要な手続等<u>損害の防止軽減に要した費用</u></p> <p>22 <u>共済金の額につきこの組合と被共済者との間に紛争を生じた場合において、当事者間の協議が整わないときは、この組合が全国共済連の同意を得、書面をもって選定した者及び被共済者が書面をもって選定した者各1名の決定にまかせるものとし、もしそれらの者の中で意見が一致しないときは、それらの者が選定した1名の者の裁定にまかせるものとする。</u></p> <p>23 <u>前項の決定又は裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担割合は、同項の決定又は裁定において定めるものとする。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>22 この組合が支払うべき共済金の額又は損害賠償額の決定について、この組合と被共済者又は被害者との間で争いが生じたときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。</p> <p>23 この組合は、指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守する。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、この限りではない。</p> <p>24 この組合は、被共済者に損害をてん補したとき又は被害者に損害賠償額の支払をしたときは、<u>次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、事故による損害が生じたことにより被共済者が取得する債権（以下この条において「被共済者債権」という。）について被共済者に代位する。</u></p> <p><u>(1) この組合が被共済者に損害をてん補した額又は被害者に支払いをした損害賠償額</u></p> <p><u>(2) 被共済者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被共済者債権の額から当該不足額を控除した残額）</u></p>	<p>24 <u>第22項の規定にかかわらず、この組合が支払うべき共済金の額又は損害賠償額の決定について、この組合と被共済者又は被害者との間で争いが生じたときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。</u></p> <p>25 この組合は、指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守する。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等により解決が行われた場合には、この限りではない。</p> <p>26 <u>被共済者が他人に対し、損害賠償の請求をすることができる場合において、この組合が被共済者に損害をてん補したとき又は被害者に損害賠償額の支払をしたときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、この組合は、てん補した金額又は支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利（次項において「権利」という。）を取得する。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>[新設]</p> <p><u>25</u> 前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、この組合は、被共済者債権のうちこの組合が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、被共済者が当該代位に係るこの組合の債権に先立って弁済を受けた残余の部分について、弁済を受ける権利を有する。</p> <p><u>26</u> この組合は、損害をてん補した場合又は被害者に損害賠償額の支払をした場合は、被共済者に対し、<u>第24項の規定によりこの組合に移転した債権</u>を行使するために必要な一切の書類をこの組合に提出させる。</p> <p><u>27</u> この組合は、他の農業協同組合又は全国共済連の共済契約に係る被害者から申出があった場合には、他の農業協同組合又は全国共済連が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を処理する。</p> <p><u>28</u> この組合は、共済契約者又は被共済者の悪意によって発生した損害</p>	<p><u>27</u> この組合は、損害をてん補した場合又は被害者に損害賠償額の支払をした場合は、被共済者に対し、<u>権利</u>を行使するために必要な一切の書類をこの組合に提出させる。</p> <p><u>28</u> この組合は、他の農業協同組合又は全国共済連の共済契約に係る被害者から申出があった場合には、他の農業協同組合又は全国共済連が支払うべき損害賠償額又は仮渡金の支払手続に関する事務を処理する。</p> <p><u>29</u> この組合は、共済契約者又は被共済者の悪意によって発生した損害</p>

変 更 案	現 行
については、共済金を支払わない。	については、共済金を支払わない。

自動車損害賠償責任共済約款 新旧比較

変 更 案	現 行
<p><u>第1条 [定義]</u></p> <p>(1) この約款で「運行」、「保有者」および「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する運行、保有者および運転者とし ます。</p>	<p>(定義)</p> <p><u>第2条</u> この約款で「運行」、「保有者」および「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する運行、保有者および運転者とし ます。</p>
<p>(2) この約款で「被共済者」とは、<u>自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被共済自動車」といいます。）</u>の保有者およびその運転者とし ます。</p>	<p><u>2</u> この約款で「被共済者」とは、被共済自動車の保有者およびその運転者とし ます。</p>
<p><u>第2条 [共済責任の範囲]</u></p> <p>組合は、被共済者が、被共済自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、共済金を支払います。</p>	<p>(共済責任の範囲)</p> <p><u>第1条</u> 組合は、被共済者が、<u>自動車損害賠償責任共済証明書（以下「共済証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被共済自動車」といいます。）</u>の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、共済金を支払います。</p>
<p><u>第3条 [共済金の額]</u></p> <p>(1) 組合が支払うべき共済金の額は、次に掲げる額の合計額とし、共済金額（自動車損害賠償保障法施行令（以下「令」といいます。）第12条において準用する令第2条に定める共済金額をいいます。以下同じ。）をもって限度とします。ただし、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額（以下「損害賠償額」といいます。）の支払がある場合には、共済金の額は、共済金額から損害賠償額を差し引いた額をもって限度とします。</p> <p>① 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額</p> <p>② 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の額</p> <p>③ 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の発生または拡大の防止のため</p>	<p>(共済金の額)</p> <p><u>第5条</u> 組合が支払うべき共済金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、共済金額（自動車損害賠償保障法施行令（以下「令」といいます。）第12条において準用する令第2条に定める共済金額をいいます。以下同じ。）をもって限度とします。ただし、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額（以下「損害賠償額」といいます。）の支払がある場合には、共済金の額は、共済金額から損害賠償額を差し引いた額をもって限度とします。</p> <p>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額</p> <p>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の額</p> <p>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の防止または軽減に要した費</p>

変 更 案	現 行
<p>めに必要または有益であった費用(被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除きます。)の額</p>	<p>用(被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除きます。)の額</p>
<p>(2) (1) の規定による共済金の額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害にかかる部分は、(1) の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条の2に定める額を限度とします。</p>	<p>2 前項の規定による共済金の額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害にかかる部分は、前項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条の2に定める額を限度とします。</p>
<p>第4条 [免責] 組合は、第2条 [共済責任の範囲] の損害が生じた場合であっても、その損害が共済契約者または被共済者の悪意によって生じたものであるときは、共済金を支払いません。</p>	<p>(免責) 第6条 組合は、第1条 (共済責任の範囲) の損害が生じた場合であっても、その損害が共済契約者または被共済者の悪意によって生じたものであるときは、共済金を支払いません。</p>
<p>第5条 [重複契約の場合の免責] (1) 組合は、被共済自動車について、この共済契約よりも締結した時が早い法に基づく他の共済契約または保険契約があり、かつ、被共済自動車の運行による事故がその締結した時が早い他の契約の共済期間または保険期間において生じたものである場合には、第3条 [共済金の額] の規定にかかわらず、共済金を支払いません。</p>	<p>(重複契約の場合の免責) 第7条 組合は、被共済自動車について、この共済契約よりも締結した時が早い法に基づく他の共済契約または保険契約があり、かつ、被共済自動車の運行による事故がその締結した時が早い他の契約の共済期間または保険期間において生じたものである場合には、第5条 (共済金の額) の規定にかかわらず、共済金を支払いません。</p>
<p>(2) 組合は、被共済自動車について、この共済契約と同時に締結した法に基づく他の共済契約または保険契約があり (この共済契約よりも締結した時が早い法に基づく他の共済契約または保険契約がない場合に限ります。)、かつ、被共済自動車の運行による事故がその同時に締結した他の契約の共済期間または保険期間において生じたものである場合には、第3条の規定にかかわらず、共済金の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を越える金額については、共済金を支払いません。</p>	<p>2 組合は、被共済自動車について、この共済契約と同時に締結した法に基づく他の共済契約または保険契約があり (この共済契約よりも締結した時が早い法に基づく他の共済契約または保険契約がないときに限ります。)、かつ、被共済自動車の運行による事故がその同時に締結した他の契約の共済期間または保険期間において生じたものである場合には、第5条 (共済金の額) の規定にかかわらず、共済金の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額をこえる金額については、共済金を支払いません。</p>
<p>第6条 [事故の発生] (1) 共済契約者または被共済者は、第2条 [共済責任の範囲] の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、遅滞なく、次の事項を書面で組合に通知しなければなりません。 ① その事実が発生した日時、場所およびその状況</p>	<p>(事故の発生) 第4条 共済契約者または被共済者は、第1条 (共済責任の範囲) の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、遅滞なく、次の各号の事項を書面で組合に通知しなければなりません。 (1) その事実が発生した日時、場所およびその状況</p>

変 更 案	現 行
<p>② 被害者の氏名、住所、年齢および職業</p> <p>③ ①または②の事項の証人となる者がある場合はその氏名および住所</p> <p>④ 損害賠償の請求を受けた場合または第2条の損害にかかる訴訟を提起し、もしくは提起された場合はその内容</p>	<p>② 被害者の氏名、住所、年齢および職業</p> <p>③ 前2号の事項の証人となる者があるときはその氏名および住所</p> <p>④ 損害賠償の請求を受けたときまたは第1条（共済責任の範囲）の損害にかかる訴訟を提起し、もしくは提起されたときはその内容</p>
<p>(2) 共済契約者または被共済者は、第2条の損害またはその原因となるべき事実が発生した場合において、組合が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければなりません。</p>	<p>2 共済契約者または被共済者は、第1条（共済責任の範囲）の損害またはその原因となるべき事実が発生した場合において、組合が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければなりません。</p>
<p>(3) 共済契約者または被共済者は、第2条の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、第三者に対する権利の保全または行使について必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。</p>	<p>3 共済契約者または被共済者は、第1条（共済責任の範囲）の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、第三者に対する権利の保全または行使について必要な手続をすることその他損害の防止および軽減に努めなければなりません。</p>
<p><u>第7条 [共済金の請求]</u></p> <p>(1) 被共済者は、共済金の支払を請求しようとする場合には、次の書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。</p> <p>① 共済金支払請求書</p> <p>② 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>③ 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>④ 事故発生状況報告書</p> <p>⑤ 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他被害者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>⑥ 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他被害者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>⑦ 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他被害者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p>	<p><u>(共済金の支払手続)</u></p> <p>第8条 被共済者は、共済金の支払を請求しようとするときは、特別の理由がある場合を除き、第1条（共済責任の範囲）の損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内に共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他組合が必要とする書類を添え、これを組合に提出して、共済金の支払を請求しなければなりません。</p>

変 更 案	現 行
<p>⑧ <u>被共済者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</u></p>	
<p>[新設] <u>(2) 組合は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、組合が求めた書類または証拠を遅滞なく提出し、必要な協力をしなければなりません。</u></p>	
<p><u>(3) 組合は、特に必要があると認める場合には、組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができるものとします。この場合において、必要な費用は、組合が負担します。</u></p>	<p><u>2 組合は、特に必要があると認めるときは、組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができるものとします。この場合において、必要な費用は、組合が負担するものとします。</u></p>
<p>[削る。]</p>	<p><u>4 組合は、被共済者が第1項の規定による手続を2年間怠ったときは、共済金を支払わないことができるものとします。</u></p>
<p>第8条 <u>[共済金の支払]</u></p> <p><u>(1) 組合は、被共済者が前条(1)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。</u></p> <p><u>① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実</u></p> <p><u>② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</u></p> <p><u>③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容</u></p> <p><u>④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</u></p> <p><u>⑤ ①から④までのほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確</u></p>	<p><u>(共済金の支払手続)</u></p> <p>第8条</p> <p><u>3 組合は、第1項の請求を受けた日からその日を含めて30日以内に共済金を支払うものとします。ただし、組合がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払います。</u></p>

変 更 案	現 行
<p><u>定するために確認が必要な事項</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、組合は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。</p> <p>① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日</p> <p>② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</p> <p>③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会 120日</p> <p>④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日</p> <p>⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</p>	
<p>〔新設〕</p> <p>(3)(1)または(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。</p>	
<p>〔新設〕</p> <p><u>第9条 [損害賠償額の請求]</u></p> <p>被害者は、法第3条の規定による保有者の損害賠償責任が発生した場合には、法第</p>	

変 更 案	現 行
<p><u>23 条の 3 第 1 項において準用する法第 16 条の規定に基づき、組合に対して損害賠償額の支払を請求することができます。</u></p>	
<p><u>第10条 [代位]</u></p> <p><u>(1) 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。</u></p> <p><u>① 組合が損害額の全額を共済金または損害賠償額として支払った場合 被共済者が取得した債権の全額</u></p> <p><u>② ①以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</u></p>	<p><u>(代位)</u></p> <p><u>第 9 条 組合は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合に、被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額を支払ったときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとします。</u></p>
<p><u>[新設]</u></p> <p><u>(2) (1) ②の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</u></p>	
<p><u>(3) 被共済者は、組合が要求した場合には、(1) の規定により組合が取得した権利の保全および行使のために必要な証拠および書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合に、これらの行為に要する費用は、組合が負担します。</u></p>	<p><u>2 被共済者は、組合が要求したときは、前項の規定により組合が取得した権利の保全および行使のために必要な証拠および書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合に、これらの行為に要する費用は、組合が負担するものとします。</u></p>
<p><u>[新設]</u></p> <p><u>第11条 [先取特権]</u></p> <p><u>(1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被共済者の組合に対する共済金請求権について先取特権を有します。</u></p> <p><u>(2) 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、またはその損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。</u></p>	
<p><u>第12条 [共済責任の始期および終期]</u></p>	<p><u>(共済責任の始期および終期)</u></p>

変 更 案	現 行
<p>組合の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。ただし、共済契約者があらかじめ共済期間の始期を指定した場合は、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。</p>	<p><u>第3条</u> 組合の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。ただし、共済契約者があらかじめ共済期間の始期を指定したときは、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。</p>
<p>第13条 <u>「告知義務および告知義務違反による解除」</u> <u>(1) 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、組合が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、組合に事実を正確に告げなければなりません。</u></p>	<p><u>(告知義務違反等による解除)</u></p>
<p><u>(2) 組合は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げた場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、組合がその事実を知りまたは過失によって知らなかった場合を除きます。</u></p>	<p>第13条 組合は、共済契約締結の<u>当時</u>、共済契約者が<u>悪意</u>または重大な過失によって<u>法第20条各号に掲げる事項</u>について事実を告げず、または不実のことを告げたときは、<u>共済証明書記載の共済契約者の住所にあてての書面による通知</u>をもって、共済契約を解除することができるものとします。ただし、組合がその事実を知りまたは過失によって知らなかったときは、この限りではありません。</p>
<p><u>(3) (2) 本文の規定は、組合が共済契約者または被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正した場合、組合が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または共済契約の成立後5年を経過した場合には、これを適用しません。</u></p>	<p><u>2 前項本文の規定は、組合が共済契約者または被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したとき、組合が解除の原因を知ったにもかかわらず共済契約を解除しないで1か月間経過したときまたは共済契約の成立後5年を経過したときは、これを適用しません。この場合において、共済証明書の記載の訂正に伴い共済掛金を訂正する必要があるときは、組合は、共済掛金の過不足の額を払いもどし、または追徴することができるものとします。</u></p>
<p><u>(4) (2) の規定による解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かって、その効力を生じます。</u></p>	<p><u>3 第1項の規定による解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かって、その効力を生じます。</u></p>
<p><u>(5) 組合は、(4) の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた被共済自動車の運行による事故により共済金または損害賠償額を支払った場合には、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができます。</u></p>	<p><u>4 組合は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた被共済自動車の運行による事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができるものとします。</u></p>
<p>[新設] <u>(6) 組合は、(1) の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときには、共済掛金の過不足の額を払いもどし、または追徴します。</u></p>	

変 更 案	現 行
〔削る。〕	5 <u>第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、被共済自動車の保有者または運転者であって共済契約者以外の者であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく、法第20条各号に掲げる事項について事実を告げず、または不実のことを告げた場合について準用します。</u>
(7) <u>共済契約者は、(2)の規定により共済契約が解除された場合には、被共済自動車</u> <u>が検査対象外軽自動車（道路運送車両法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車</u> <u>をいいます。以下同じ。）または原動機付自転車以外の自動車であるときは共済証明</u> <u>書を、検査対象外軽自動車または原動機付自転車であるときは共済証明書および共済</u> <u>標章を組合に返納しなければなりません。</u>	6 <u>前条第4項の規定は、第1項または前項の規定による共済契約の解除について準用</u> <u>します。</u>
第14条〔通知義務〕 <u>(1) 共済契約者または被共済者は、次の場合には、遅滞なく、その旨を組合に通知し、</u> <u>共済証明書にその旨の記載の請求をしなければなりません。</u> ① <u>法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項を変更した場合</u> ② <u>被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</u> ③ <u>その他共済証明書の記載を変更すべき事実が発生した場合</u>	(通知義務) 第10条 <u>共済契約者または被共済者は、次の各号の場合には、遅滞なく、書面によりその</u> <u>旨を組合に通知し、第1号から第3号までの場合には、共済証明書にその旨の記載の請</u> <u>求をしなければなりません。</u> (1) <u>法第20条各号に掲げる事実または事項を変更した場合</u> (2) <u>被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</u> (3) <u>その他共済証明書の記載を変更すべき事実が発生した場合</u> (4) <u>この共済契約と重複する法に基づく他の共済契約または保険契約を締結する場</u> <u>合</u>
(2) <u>組合は、(1)①または③の場合において、共済証明書にその旨の記載をするとき</u> <u>には、組合の定める取扱いに基づき、共済掛金を減額し、または増額します。この場</u> <u>合には、組合は、その減額または増額により生じた共済掛金の過不足額を払いもどし、</u> <u>または追徴します。</u>	2 <u>組合は、前項第1号または第3号の場合において、共済証明書にその旨の記載をす</u> <u>るときは、別に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとしま</u> <u>す。この場合には、組合は、その減額または増額により生じた共済掛金の過不足の額</u> <u>を払いもどし、または追徴するものとします。</u>
(3) <u>(2)の規定により共済掛金を減額し、または増額する場合において、その減額ま</u> <u>たは増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるとき</u> <u>は、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</u>	3 <u>前項の規定により共済掛金を減額し、または増額する場合において、その減額ま</u> <u>たは増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、</u> <u>その端数金額またはその全額を切り捨てるものとします。</u>
(4) <u>組合は、(1)①の事実が発生し、危険が増加した後に発生した被共済自動車の運</u> <u>行による事故により共済金または損害賠償額を支払った場合において、共済契約者ま</u>	4 <u>組合は、第1項第1号または第3号の事実が発生し、危険が増加した後に発生した</u> <u>被共済自動車の運行による事故により共済金または損害賠償額を支払った場合にお</u>

変 更 案	現 行
<p>たは被共済者が<u>(1)</u>に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができます。ただし、共済契約者が損害の発生前に<u>(2)</u>の規定により共済掛金の不足額の払込みをした場合を除きます。</p>	<p>いて、共済契約者または被共済者が<u>同項</u>に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができるものとします。ただし、共済契約者が損害の発生前に<u>第2項</u>の規定により共済掛金の不足額の払込みをしたときは、この限りではありません。</p>
<p><u>(5)</u> 組合は、共済契約者が<u>(2)</u>の規定による共済掛金の不足額の追徴または<u>(4)</u>の規定による支払った金額の支払の請求に応じない<u>場合には</u>、共済証明書に<u>(1)</u>の規定による記載をしないことがあります。</p>	<p><u>5</u> 組合は、共済契約者が<u>第2項</u>の規定による共済掛金の不足額の追徴または<u>前項</u>の規定による支払った金額の支払の請求に応じない<u>ときは</u>、共済証明書に<u>第1項</u>の規定による記載をしないことがあります。</p>
<p><u>第15条</u> [取消し] 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって組合が共済契約を締結した場合には、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取り消すことができます。</p>	<p><u>(共済契約の無効)</u> <u>第11条</u> 共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者または被共済者に詐欺の行為があったときは、共済契約は無効とします。</p>
<p><u>第16条</u> [組合または共済契約者による解除] <u>(1)</u> 共済契約者は、<u>(2)</u>に規定する場合のほか、被共済自動車^が次のいずれかに該当する場合に限り、組合に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。 <u>①</u> 登録自動車（道路運送車両法第13条第1項に規定する登録自動車をいいます。）について、同法第15条、第15条の2または第16条の規定によりそれぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合 <u>②</u> 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合 <u>③</u> 小型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車をいいます。）または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を特別区または市町村の長に提出した場合 <u>④</u> 関税法第67条に規定する輸出の許可を受けた場合 <u>⑤</u> 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を行政庁に返納した場合 <u>⑥</u> 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長ま</p>	<p><u>(組合または共済契約者による解除)</u> <u>第12条</u> 共済契約者は、<u>次項</u>に規定する場合のほか、被共済自動車^が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、組合に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。 <u>(1)</u> 登録自動車（道路運送車両法第13条第1項に規定する登録自動車をいいます。）について、同法第15条、第15条の2または第16条の規定によりそれぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合 <u>(2)</u> 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合 <u>(3)</u> 小型特殊自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車をいいます。）または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を特別区または市町村の長に提出した場合 <u>(4)</u> 関税法第67条に規定する輸出の許可を受けた場合 <u>(5)</u> 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を行政庁に返納した場合 <u>(6)</u> 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長</p>

変 更 案	現 行
<p>たは運輸支局長に返納した場合</p> <p>⑦ 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p>	<p>または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(7) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車(道路運送車両法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車をいいます。第4項において同じ。)について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p>
<p>(2) 次のいずれかに該当する場合には、組合は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は組合に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</p> <p>① 第14条〔通知義務〕(1)②の場合</p> <p>② 被共済自動車について法に基づく他の共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、組合は共済証明書記載の共済契約者の住所にあてての書面による通知をもって、共済契約者は組合に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 第10条(通知義務)第1項第2号の場合</p> <p>(2) 被共済自動車について法に基づく他の共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p>
<p>(3) (1) または (2) の規定による解除は、将来に向かって、その効力を生じます。</p>	<p>3 前2項の規定による解除は、将来に向かって、その効力を生じます。</p>
<p>(4) (1) または (2) の規定による解除は、第13条〔告知義務および告知義務違反による解除〕(7)の規定を準用します。</p>	<p>4 共済契約者は、共済契約が解除された場合には、被共済自動車が検査対象外軽自動車または原動機付自転車以外の自動車であるときは共済証明書を、検査対象外軽自動車または原動機付自転車であるときは共済証明書および共済標章を組合に返納しなければなりません。</p>
<p>第17条〔共済掛金の払いもどし〕</p> <p>(1) 組合は、第15条〔取消し〕の規定により、組合が共済契約を取り消した場合には、共済掛金を払いもどしません。</p>	<p>(共済掛金の払いもどし)</p> <p>第14条 組合は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の無効の場合には、共済掛金を払いもどさないものとします。</p>
<p>(2) 組合は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または前条の規定による共済契約の解除の場合(同条(2)の規定により組合が共済契約を解除した場合を除きます。)もしくは第13条〔告知義務および告知義務違反による解除〕(2)の規定による共済契約の解除の場合には、共済掛金のうちまだ到来していない共済期間にかかる部分につき組合の定める取扱いに基づき算出した金額を共済契約者に払いもどします。</p>	<p>2 組合は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または第12条(組合または共済契約者による解除)の規定による共済契約の解除の場合(同条第2項の規定により組合が共済契約を解除した場合を除きます。)もしくは前条第1項(同条第5項において準用する場合を含みます。)の規定による共済契約の解除の場合には、共済掛金のうち未経過共済期間にかかる部分につき別に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払いもどすものとします。</p>
<p>(3) (2) の場合を除き、組合は、共済契約の失効の場合にはその翌日から起算し日割りによって計算したまだ到来していない共済期間に対する共済掛金を共済契約者に</p>	<p>3 前2項の場合を除き、組合は、共済契約の無効の場合には共済掛金の全額を、失効の場合にはその翌日から起算し日割りによって計算した未経過共済期間に対する共</p>

変 更 案	現 行
払いもどします。	済掛金を共済契約者に払いもどすものとします。
<p>(4) 組合のみの故意または重大な過失により共済契約が解除された場合および組合が前条(2)の規定により共済契約を解除した場合には、組合は、<u>本条(3)</u>の規定により計算した共済掛金を共済契約者に払いもどします。</p>	<p>4 組合のみの故意または重大な過失により共済契約が解除された場合および組合が第12条(組合または共済契約者による解除)第2項の規定により共済契約を解除した場合には、組合は、<u>前項</u>の規定により計算した共済掛金を共済契約者に払いもどすものとします。</p>
<p><u>第18条 [共済証明書等の再交付]</u></p> <p>(1) 組合は、次の場合に共済証明書を共済契約者に再交付します。</p> <p>① 共済契約者から損傷または識別困難となった共済証明書の提出があった場合</p> <p>② 共済契約者から共済証明書につき、盗難、焼失、滅失等があったことを証する書類の提出があった場合</p>	<p><u>(共済証明書等の再交付)</u></p> <p><u>第15条</u> 組合は、次の各号の場合に共済証明書を共済契約者に再交付するものとします。</p> <p>(1) 共済契約者から損傷または識別困難となった共済証明書の提出があった場合</p> <p>(2) 共済契約者から共済証明書につき、盗難、焼失、滅失等があったことを証する書類の提出があった場合</p>
<p>(2) 組合は、次の場合に共済標章を共済契約者に再交付します。この場合には、共済契約者は、共済証明書を提示しなければなりません。</p> <p>① 共済契約者から損傷または識別困難となった共済標章の提出があった場合</p> <p>② 共済契約者から共済標章につき、盗難、焼失、滅失等があったことを証する書類の提出があった場合</p>	<p>2 組合は、次の各号の場合に共済標章を共済契約者に再交付するものとします。この場合には、共済契約者は、共済証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 共済契約者から損傷または識別困難となった共済標章の提出があった場合</p> <p>(2) 共済契約者から共済標章につき、盗難、焼失、滅失等があったことを証する書類の提出があった場合</p>
[削る。]	<p><u>(紛争の処理)</u></p> <p><u>第16条</u> 組合の支払うべき共済金の額について、組合と被共済者との間に紛争を生じた場合に、当事者間の協議がととのわなるときは、<u>組合および被共済者が書面をもって選定した者各1名の決定にまかせるものとします。もしそれらの者の中で意見が一致しないときは、それらの者が選定した1名の者の裁定にまかせるものとします。</u></p>
[削る。]	<p>2 <u>前項の決定または裁定に要する費用は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担割合は、同項の決定または裁定において定めるものとします。</u></p>
<p><u>第19条 [紛争の処理]</u></p> <p>(1) 組合の支払うべき共済金または損害賠償額について、組合と被共済者または被害者との間に紛争を生じた場合に、当事者間の協議がととのわなるときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争の処理を申請することができます。</p>	<p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、組合の支払うべき共済金または損害賠償額について、組合と被共済者または被害者との間に紛争を生じた場合に、当事者間の協議がととのわなるときは、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争の処理を申請することができるものとします。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(2) 組合は、(1) の指定紛争処理機関による紛争の処理が行われた場合には、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合を除きます。</p>	<p>4 組合は、前項の指定紛争処理機関による紛争の処理が行われた場合には、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p>
<p>第20条 [共済契約者の権利義務の承継] 被共済自動車が譲渡された場合に、譲渡人および譲受人が、被共済自動車にかかる共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を書面により組合に通知したときは、被共済自動車が譲渡された時に、その承継について組合の承認があったものとみなします。</p>	<p>(共済契約者の権利義務の承継) 第17条 被共済自動車が譲渡された場合に、譲渡人および譲受人が、被共済自動車にかかる共済契約による権利義務を譲受人が承継する旨を書面により組合に通知したときは、被共済自動車が譲渡されたときに、その承継について組合の承認があったものとみなします。</p>
<p>第21条 [組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡] (1) 共済契約者は、組合の承認を得た場合には、共済契約の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の農業協同組合に変更することができます。</p>	<p>(組合の変更もしくは追加または共済事業の譲渡) 第18条 共済契約者は、組合の承認を得たときは、共済契約の内容の同一性を維持したまま、共済契約の当事者を他の農業協同組合に変更することができます。</p>
<p>(2) 全国共済農業協同組合連合会（以下「全国共済連」といいます。）のみを当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、全国共済連の承認を得た場合には、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。</p>	<p>2 全国共済農業協同組合連合会（以下「全国共済連」といいます。）のみを当事者とする共済契約にあっては、共済契約者は、全国共済連の承認を得たときは、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。</p>
<p>(3) (2) により追加された農業協同組合は、全国共済連と連帯して共済責任を負います。</p>	<p>3 前項により追加された農業協同組合は、全国共済連と連帯して共済責任を負います。</p>
<p>(4) 組合が自動車損害賠償責任共済の事業の全部または一部を譲渡した場合には、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の者が共済契約の当事者となります。</p> <p>① 他の農業協同組合に譲渡した場合 他の農業協同組合および全国共済連</p> <p>② 全国共済連に譲渡した場合 全国共済連</p>	<p>4 組合が自動車損害賠償責任共済の事業の全部または一部を譲渡したときは、その譲渡した共済事業にかかる共済契約については、次の各号の者が共済契約の当事者となります。</p> <p>(1) 他の農業協同組合に譲渡した場合 他の農業協同組合および全国共済連</p> <p>(2) 全国共済連に譲渡した場合 全国共済連</p>
<p>第22条 [共済契約者等に対する共済約款の変更の取扱い] 全国共済連は、共済約款を変更するにあたって、その変更が共済契約者および被共済者の不利益にならない場合、共済契約を、その変更の効力が生じた時から将来に向かって、変更することができます。</p>	<p>(共済約款の変更) 第19条 全国共済連が、共済約款の変更につき農林水産大臣の承認を受ける場合に、変更後の共済約款をその変更の際現に存する共済契約に適用することについて農林水産大臣の承認を受けたときは、その変更の際現に存する共済契約は、将来に向かって、変更</p>

変 更 案	現 行
	されたものとします。
<p><u>第23条〔共済掛金の変更〕</u></p> <p>共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があった<u>場合</u>には、組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払いもどし、または追徴します。</p>	<p><u>(共済掛金の変更)</u></p> <p><u>第20条</u> 共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があった<u>ときは</u>、組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払いもどし、または追徴するものとします。</p>
<p><u>第24条〔全国共済連の共済責任〕</u></p>	<p><u>(全国共済連の共済責任)</u></p>
<p><u>(1)</u> 全国共済連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済責任を負います。</p>	<p><u>第21条</u> 全国共済連は、共済契約の当事者として、組合と連帯して共済責任を負います。</p>
<p><u>(2)</u> <u>(1)</u> の全国共済連の共済責任は、組合の共済責任と同時に開始します。</p>	<p><u>2</u> 前項の全国共済連の共済責任は、組合の共済責任と同時に開始します。</p>
<p><u>(3)</u> <u>(1)</u> の規定にかかわらず、<u>第27条〔共済約款の規定の読みかえ〕</u> の適用がある場合を除き、共済約款に定める共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して<u>行って</u>ください。</p>	<p><u>3</u> <u>第1項</u>の規定にかかわらず、<u>第24条(共済約款の規定の読みかえ)</u> の適用がある場合を除き、共済約款に定める共済掛金の払込み、告知、請求、申込み、通知、書類の提出その他の共済契約に関する行為については、組合に対して<u>行なっ</u>てください。</p>
<p><u>第25条〔組合の行為の取扱い〕</u></p>	<p><u>(組合の行為の取扱い)</u></p>
<p><u>(1)</u> 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、全国共済連にも及びます。</p>	<p><u>第22条</u> 組合と共済約款の規定により権利義務を有する者との間でなされた共済契約に関する行為の効果は、全国共済連にも及びます。</p>
<p><u>(2)</u> 組合につき <u>(1)</u> の行為の無効または取消しの原因がある場合には、全国共済連についても無効または取消しの原因があるものとして取扱います。</p>	<p><u>2</u> 組合につき<u>前項</u>の行為の無効または取消しの原因がある場合には、全国共済連についても無効または取消しの原因があるものとして取扱います。</p>
<p><u>第26条〔全国共済連による保障の継続〕</u></p>	<p><u>(全国共済連による保障の継続)</u></p>
<p>組合は、組合が次のいずれかに該当した場合には、その時から、共済契約の当事者の地位を失い、全国共済連のみが共済契約の当事者となります。</p> <p>① 農業協同組合法の規定による共済規程の承認取消しの処分を受けた<u>場合</u> 取消しの効力が生じた時</p> <p>② 解散の議決をした<u>場合</u>または農業協同組合法の規定による解散の命令があった<u>場合</u> 解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時</p> <p>③ 破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった<u>場合</u>。ただし、その</p>	<p><u>第23条</u> 組合は、組合が次の各号のいずれかに該当した場合には、その各号の時から、共済契約の当事者の地位を失い、全国共済連のみが共済契約の当事者となります。</p> <p><u>(1)</u> 農業協同組合法の規定による共済規程の承認取消しの処分を受けた<u>とき</u> 取消しの効力が生じた時</p> <p><u>(2)</u> 解散の議決をした<u>とき</u>または農業協同組合法の規定による解散の命令があった<u>とき</u> 解散の議決にかかる行政庁の認可の効力が生じた時または解散命令の効力が生じた時</p> <p><u>(3)</u> 破産法、民事再生法または農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の規定による破産手続開始または再生手続開始の申立てがあった<u>とき</u>。ただし、</p>

変 更 案	現 行
<p>申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられた<u>場合</u>その他全国共済連が不相当な申立てと認めた<u>場合</u>を除きます。</p> <p>申立ての時</p>	<p>その申立てが却下もしくは棄却され、または取り下げられた<u>とき</u>その他全国共済連が不相当な申立てと認めた<u>とき</u>を除きます。</p> <p>申立ての時</p>
<p><u>第27条 [共済約款の規定の読みかえ]</u></p> <p>全国共済連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「全国共済連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します。</p>	<p><u>(共済約款の規定の読みかえ)</u></p> <p><u>第24条</u> 全国共済連のみが共済契約の当事者である場合には、「組合」とあるのは「全国共済連」と読みかえて、共済約款の規定を適用します。</p>
<p><u>第28条 [他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加]</u></p> <p><u>(1) 第26条 [全国共済連による保障の継続]</u>により全国共済連のみを当事者とする事となった共済契約について、全国共済連は、全国共済連の<u>定める取扱いに基づき</u>、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。</p>	<p><u>(他の農業協同組合の共済契約の当事者への追加)</u></p> <p><u>第25条 第23条 (全国共済連による保障の継続)</u>により全国共済連のみを当事者とする事となった共済契約について、全国共済連は、全国共済連の<u>定めるところにより</u>、他の農業協同組合を共済契約の当事者の地位に追加することができます。</p>
<p><u>(2) (1) の農業協同組合は、全国共済連との間で定めた日から、全国共済連と連帯して共済責任を負います。</u></p>	<p><u>2 前項の農業協同組合は、全国共済連との間で定めた日から、全国共済連と連帯して共済責任を負います。</u></p>
<p><u>(3) (1) により他の農業協同組合の追加をした場合は、(2) の日から第24条 [全国共済連の共済責任] (3) の規定を準用します。</u></p>	<p><u>3 第1項により他の農業協同組合の追加をしたときは、第21条 (全国共済連の共済責任) 第3項の規定を、前項の日から準用します。</u></p>
<p><u>第29条 [準拠法]</u></p> <p>この約款に定めていない事項については、日本国の関係法令に準拠します。</p>	<p><u>(準拠法)</u></p> <p><u>第26条</u> この約款に定めていない事項については、日本国の関係法令に準拠するものとします。</p>

自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約改正案（新旧対照条文）

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約の承諾） 第 1 1 条 この会は、前条第 1 項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第 2 4 条第 2 項第 2 号に掲げる場合に該当する共済契約の申込みである場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第 1 1 条各号に掲げる事項に該当する場合には、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 令第 1 1 条第 1 号に掲げる事項に該当する場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第 1 1 条第 2 号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第 1 1 条第 3 号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第 1 1 条第 4 号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。ただし、別に定めるしんしゃく期間に該当する場合はこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済証明書等の交付） 第 1 4 条 この会は、共済掛金を収納したときは、規則第 8 条において準用する規則第 1 条に定める様式の共済証明書を共済契約者に交付するものとし、共済証書は交付しない。</p> <p>2 この会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 8 条第 1 項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車又は締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 0 9 号。以下「特例法」という。）第 2 条第 2 項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について共済証明書を交付したときは、規則第 8 条において準用する規則第 1 条の 5 に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>	<p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済契約の承諾） 第 11 条 この会は、前条第 1 項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第 2 4 条第 2 項第 2 号に掲げる場合に該当する共済契約の申込みである場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第 11 条各号に掲げる事項に該当する場合には、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 令第 11 条第 1 号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第 11 条第 2 号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第 11 条第 3 号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第 11 条第 4 号に掲げる事項の場合には、<u>自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前 1 か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、別に定める期間を認める場合以外は承諾しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>（共済証明書等の交付） 第 14 条 この会は、共済掛金を収納したときは、規則第 8 条において準用する規則第 1 条に定める様式の共済証明書を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 この会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 8 条第 1 項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車又は締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 0 9 号。以下「特例法」という。）第 2 条第 2 項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について共済証明書を交付したときは、規則第 8 条において準用する規則第 1 条の 5 に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>3 <u>この会は、共済契約者から請求があったときは、取扱規定集に定める共済証書を共済契約者に交付するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の共済証書には、次の事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) <u>この会の負担した危険</u></p> <p>(2) <u>自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）</u></p> <p>(3) <u>自動車の種別及び使用の本拠の所在地</u></p> <p>(4) <u>共済掛金</u></p> <p>(5) <u>共済期間の始期及び終期</u></p> <p>(6) <u>共済契約者の氏名及び住所</u></p> <p>(7) <u>共済契約の年月日</u></p> <p>(8) <u>共済証書の作成年月日</u></p>	<p>○ 条文整備</p> <p>○ 自動車の継続検査に伴う自賠責共済の現行の契約実務に対応した条文整備（損保の事業方法書との整合）</p> <p>○ 自賠法第 7 条第 6 項の規定により、保険法第 6 条（損害保険契約の契約締結時の書面交付）の規定は適用されないこと、および自賠責共済事業の開始以来、契約者から共済証書の請求がないことから、「共済証書」は交付しないこととする。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>3 この会は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に共済証明書を再交付するものとする。</p> <p>4 この会は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の規定により共済契約者から請求があったときは共済契約者に共済標章を再交付するものとする。</p> <p>5 前各項の手続きは、取扱規定集によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 共済金等の支払</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(悪意による損害の免責) 第16条 この会は、第17条に規定する場合を除き、共済契約者又は被共済者の悪意によって生じた損害についてのみてん補の責を免れる。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(共済金等の支払手続) 第19条 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又はその原因となるべき事実（以下、「事故」という。）が発生したことを知ったときは、<u>遅滞なく次の各号に掲げる事項を</u>書面で、この会に通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢及び職業</u> <u>削 除</u> (2) <u>前号に掲げる事項について証人となる者があるときは、その者の住所及び氏名</u> (3) <u>損害賠償の請求を受けたとき又は第15条第1項の損害に係る訴訟を提起し、若しくは提起されたときはその内容</u></p> <p>2 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又は事故が発生した場合において、この会が特に必要とする書類又は証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これをこの会に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>被共済者が、共済金の支払を請求する場合は、次の書類又は証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>共済金請求書</u> (2) <u>印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</u> (3) <u>公の機関が発行する交通事故証明書</u> (4) <u>事故発生状況報告書</u> (5) <u>死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類及び戸籍</u> (6) <u>後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利</u></p>	<p>5 <u>第3項の共済証書にはこの会の代表権を有する者の氏名を記入し、かつ、この会の代表者印を押なつする。</u></p> <p>6 この会は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に共済証明書を再交付するものとする。</p> <p>7 この会は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の規定により共済契約者から請求があったときは共済契約者に共済標章を再交付するものとする。</p> <p>8 前各項の手続きは、取扱規定集によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 共済金等の支払</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(免 責) 第16条 この会は、第17条に規定する場合を除き、共済契約者又は被共済者の悪意によって生じた損害についてのみてん補の責を免れる。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(共済金等の支払手続) 第19条 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項をこの会が別に定める「<u>自動車損害賠償責任共済損害調査関係規定集</u>」に定める書類に記載し、この会に通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該事実発生の日時、場所及びその状況</u> (2) <u>被害者の氏名、住所、年齢及び職業</u> (3) <u>前2号に掲げる事項の証人となる者があるときはその氏名及び住所</u> (4) <u>損害賠償の請求を受けたとき又は第15条第1項の損害に係る訴訟を提起し、若しくは提起されたときはその内容</u></p> <p>2 共済契約者又は被共済者は、第15条第1項の損害又はその原因となるべき事実が発生した場合において、この会が特に必要とする書類又は証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これをこの会に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>被共済者は、共済金の支払を請求しようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この会が必要とする書類を添え、第15条第1項の損害額が確定した日の翌日から起算して、特別の理由がある場合を除き、30日以内にこれをこの会に提出して、共済金の支払を請求しなければならない。</u></p>	<p>○ 条の標題の明確化</p> <p>○ 条文整備</p> <p>○ 条文整備</p> <p>○ 条文整備</p> <p>○ 履行期の起算日の明確化</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類及びその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、<u>診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類及びその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u></p> <p>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書及び損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>4 この会は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者又は被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類若しくは証拠の提出又はこの会が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、この会が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。</p> <p>5 被害者は、損害賠償額の支払又は仮渡金の支払を請求しようとするときは、<u>令第12条において準用する令第3条に規定する書類により請求しなければならない。ただし、令第12条において準用する令第8条に規定する添付書類の省略ができる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> <p>6 この会は、第3項及び前項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この会の負担とする。</p> <p>7 この会は、被共済者が第3項の手続きを完了した日（以下この条において、「請求完了日」という。）からその日を含めて30日以内に、<u>この会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、この会の事務所又はこの会の指定する場所において共済金を支払うものとする。</u></p> <p>(1) <u>共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実</u></p> <p>(2) <u>共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</u></p> <p>(3) <u>共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過及び内容</u></p> <p>(4) <u>共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この事業規約において定める解除、無効、失効又は取消しの事由に該当する事実の有無</u></p> <p>(5) <u>前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及びすでに取得したものの有無及び内容等、この会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</u></p>	<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>4 被害者は、損害賠償額の支払を請求しようとするときは、<u>損害賠償額支払請求書に次の各号に掲げる書類（既に仮渡金の支払を請求しているときは、第3号に掲げる書面）を添え、これをこの会に提出して、損害賠償額の支払を請求しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>診断書又は検案書</u></p> <p>(2) <u>加害者及び被害者の氏名及び住所並びに加害行為の行われた日時及び場所を証するに足りる書面</u></p> <p>(3) <u>請求する金額の算出基礎を証するに足りる書面であって、診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容及び根拠を明示しているもの</u></p> <p>(4) <u>死亡した者についての請求にあつては、請求する者の死亡した者との続柄を証するに足りる書面</u></p> <p>5 被害者は、仮渡金の支払を請求しようとするときは、<u>仮渡金支払請求書に損害賠償額の支払の請求と同時に請求しようとする場合及び既に損害賠償額の支払を請求している場合以外の場合には、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて、これをこの会に提出して、仮渡金の支払を請求しなければならない。</u></p> <p>6 この会は、<u>前3項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、この会の負担とする。</u></p> <p>7 <u>共済金又は損害賠償額は、調査のため特に日時を要するときを除き、第3項又は第4項の書類がこの会に到達した日からその日を含めて30日以内に、この会の事務所又はこの会の指定する場所において支払うものとする。</u></p>	<p>○ 調査協力義務を規定。</p> <p>○ 被害者請求・仮渡請求の方法及び請求書類は、自動車損害賠償法施行令で規定されるため条文を整備し、旧第4項及び旧第5項を第5項で規定</p> <p>○ 第4項の新設および旧第4項と旧第5項を第5項で規定したことによる条文整備</p> <p>○ 保険法第21条において、保険給付の履行期が規定されたことによる手当</p> <p>○ 共済金を支払うために必要な確認事項を明確化し、請求完了日を起算日として30日以内に必要な確認を終え共済金を支払う旨規定</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>8 前項の確認をするために、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、この会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、この会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。） 180日</p> <p>(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</p> <p>(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の照会 120日</p> <p>(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</p> <p>(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</p>	<p>〈新 設〉</p>	<p>○ 第7項の確認のために不可欠となる特別な照会または調査を列挙し、それぞれの照会または調査に応じた期間を経過する日までに共済金を支払う旨を規定</p>
<p>9 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者又は被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間については、第7項又は前項の期間に算入しないものとする。</p>	<p>〈新 設〉</p>	<p>○ 調査妨害等があった場合には第1項または第2項の期間に算入しない旨を規定</p>
<p>10 損害賠償額又は仮渡金は、それぞれ、第5項の書類がこの会に到達した後遅滞なく、この会の事務所又はこの会の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払においては法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。</p>	<p>8 仮渡金は、第5項の書類がこの会に到達した後遅滞なく、この会の事務所又はこの会の指定する場所において支払うものとする。</p>	<p>○ 自賠法第16条の9（平成22年4月1日施行。）に対応する手当</p>
<p>11 この会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p>	<p>9 この会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p>	
<p>12 この会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p>	<p>10 この会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p>	
<p>13 この会は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、又は被害者が第5項の規定による手続を3年間怠ったときは、共済金又は損害賠償額若しくは仮渡金を支払わないことができる。</p>	<p>11 この会は、被共済者が第3項の規定による手続を2年間怠り、又は被害者が第4項若しくは第5項の規定による手続を2年間怠ったときは、共済金又は損害賠償額若しくは仮渡金を支払わないことができる。</p>	<p>○ 保険法第96条および自賠法第19条の改正施行に対応する手当</p>
<p>第20条 削除</p>	<p>（評価人及び裁定人）</p> <p>第20条 この会の支払うべき共済金の金額について、この会と被共済者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せる。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人に裁定させる。</p> <p>2 前項の双方が選定した評価人の費用（報酬を含む。）は、選定した者が各自負担し、裁定人に対する報酬その他の費用は半額ずつ負担する。</p>	<p>○ 旧条文第20条の規定内容は、現在実務がおこなわれておらず、次条の紛争処理機構も存在することにより、削除</p>
<p>（指定紛争処理機関の調停）</p> <p>第21条 この会が支払うべき共済金又は損害賠償額の額の決定について、この会と被共済者又は被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5</p>	<p>（指定紛争処理機関の調停）</p> <p>第21条 この会は、前条の規定にかかわらず法第23条の5の指定紛争処理機関の紛争処理による調停があった場合は、この会の支払うべき共済金の金額又は損害賠償額について、</p>	<p>○ 第20条の規定を削除することによる変更および条文の整備</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとする。</u></p> <p>2 この会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守する。ただし、裁判所において、判決、和解又は調停等による解決が行われた場合には、この限りではない。</p> <p>(損害防止義務)</p> <p>第22条 共済契約者及び被共済者は、第15条第1項の損害又は<u>事故</u>が発生したときは、当該損害の軽減及び他の損害の防止に努めなければならない。</p> <p>(代 位)</p> <p>第23条 <u>損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この会がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったとき又は被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権はこの会に移転する。ただし、移転するのは、次の額を限度とする。</u></p> <p>(1) <u>この会が損害額の全額を共済金又は損害賠償額として支払った場合 被共済者が取得した債権の全額</u></p> <p>(2) <u>前号以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金又は損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</u></p> <p>2 <u>前項第2号の場合において、この会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。</u></p> <p>3 <u>被共済者は、共済金が支払われたとき又は被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類をこの会に提出しなければならない。</u></p> <p>(先取特権)</p> <p>第23条の2 <u>事故に係る損害賠償請求権は、被共済者のこの会に対する共済金請求権について保険法第22条で規定する先取特権を有する。</u></p> <p>2 <u>共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできない。また、共済金請求権を質権の目的とし、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることができない。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除く。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 情報提供・開示</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;">第5章 共済契約の異動</p> <p>(通知義務)</p> <p>第26条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、<u>その旨をこの会に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第23条の3第1項において準用する法第20条各号に掲げる事項を変更した</u></p>	<p><u>当該の調停に従う。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(損害防止義務)</p> <p>第22条 共済契約者及び被共済者は、第15条第1項の損害又は<u>その原因となるべき事実</u>が発生したときは、当該損害の軽減及び他の損害の防止に努めなければならない。</p> <p>(代 位)</p> <p>第23条 この会は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合において、被共済者に共済金を支払ったとき又は被害者に損害賠償額を支払ったときは、<u>被共済者の権利を害しない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>2 <u>被共済者は、この会が要求したときは、前項の規定によりこの会が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠及び書類の提供その他の行為をしなければならない。この場合において、これらの行為に要する費用は、この会の負担とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第4章 情報提供・開示</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;">第5章 共済契約の異動</p> <p>(通知義務)</p> <p>第26条 共済契約者又は被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、<u>取扱規定集に定める書面によりその旨をこの会に通知しなければならない。この場合において、第1号から第4号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載をすることを請求しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第20条各号に掲げる事項を変更した場合</u></p>	<p>○ 第19条により「その原因となるべき事実」を「事故」と定義したことによる手当</p> <p>○ 保険法第25条において請求権代位について差額説によることが明確化されたことによる手当</p> <p>○ 保険法第22条に対応する、先取特権についての明確化</p> <p>○ 条文の整備</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>場合</p> <p>(2) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合 <u><削 除></u></p> <p>(3) <u>その他共済証明書記載事項について変更した場合</u> <u><削 除></u></p> <p>2 この会は、<u>前項の規定による通知により共済証明書の記載内容の変更を生じた場合は、遅滞なく、共済証明書にその旨の記載をするものとする。ただし、第34条第1項後段の規定による共済掛金の不足額又は次項の規定によるてん補した金額の支払がなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>3 この会は、<u>第1項に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した第15条第1項の損害をてん補した場合において、共済契約者又は被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第34条第1項の規定により、共済掛金の不足額の払込みをしたときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p><u>(共済契約の取消しおよび無効)</u> 第28条 <u>共済契約者又は被共済者の詐欺又は強迫によってこの会が共済契約を締結した場合には、この会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取消すことができる。</u></p> <p><u>2 農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を被共済自動車とする共済契約を締結した場合には、共済契約を無効とする。</u></p> <p><u>(共済契約者による解除)</u> 第29条 <u>共済契約者は、次条に規定する場合の外、次の各号のいずれか1に該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）又は軽自動車検査協会に提出した場合</p>	<p>(2) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>(3) <u>生協法第12条第3項第1号の規定（以下「員外利用」という。）に該当することとなった場合又は、被共済自動車を員外利用に該当する者に譲渡した場合</u></p> <p>(4) <u>その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合</u></p> <p>(5) <u>当該共済契約と重複する他の共済契約又は保険契約を締結する場合</u></p> <p>2 この会は、<u>前項後段の規定による請求があったときは、遅滞なく、共済証明書にその旨の記載をするものとする。ただし、第34条第1項後段の規定による共済掛金の不足額又は次項の規定によるてん補した金額の支払がなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>3 この会は、<u>第1項第1号又は第4号に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した第15条第1項の損害をてん補した場合において、共済契約者又は被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第34条第1項の規定により、共済掛金の不足額の払込みをしたときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p><u>(共済契約の無効)</u> 第28条 <u>共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者又は被共済者に詐欺の行為があったときは当該共済契約は無効とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><新 設></u></p> <p><u>(共済契約者による解除)</u> 第29条 <u>共済契約者は、次条に規定する場合の外、次の各号のいずれか1に該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車又は二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）又は軽自動車検査協会に提出した場合</p>	<p>○ 自動車の譲渡に伴う自賠責共済の契約の譲渡は法令で義務付けられていないこと、自賠法施行規則で規定されている自賠責証明書の記載事項に「自動車の所有者・保有者」がないこと等から、第3号は、通知義務を課す合理性がないことにより削除</p> <p>○ 重複して締結した自賠責共済・保険は1契約分しか保障されないことから、契約者が意識的に重複契約を締結することはないため、第5号削除</p> <p>○ 第1項の変更にともなう手当</p> <p>○ 第1項の変更にともなう手当</p> <p>○ 民法との整合から「詐欺無効」を「詐欺・強迫取消し」に変更</p> <p>○ 自賠法の対象外となる農耕作業の用の小型特殊自動車について誤って、契約した場合、契約が無効であることを明確化</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(3) <u>小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区又は市町村の長に提出した場合</u></p> <p>(4) <u>関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(5) <u>道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p>(6) <u>道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返納した場合</u></p> <p>(7) <u>道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返還した場合</u></p> <p>（この会又は共済契約者による解除） 第30条 この会又は共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、この会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する書面による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。 (1) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合 (2) 被共済自動車について他に共済契約又は保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間又は保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p> <p>（告知義務） 第31条 <u>共済契約者又は被共済者になる者は、共済契約締結の際、この会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」という。）について、この会に事実を正確に告げなければならない。</u></p> <p><u>2 この会は、共済契約締結の際、共済契約者又は被共済者が故意又は重大な過失によって告知事項について事実を告げず又は不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。ただし、この会がその事実を知り又は過失によってこれを知らなかったときは、この限りではない。</u></p> <p><u>3 前項本文の規定は、共済契約者又は被共済者が書面をもってその訂正を申し出てこの会がこれを承認した後、又はこの会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。</u></p> <p><u>4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来</u></p>	<p>(3) <u>小型特殊自動車又は原動機付自転車について、使用を廃止した場合（特別区又は市町村の条例で小型特殊自動車又は原動機付自転車に当該特別区又は市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区又は市町村の長に提出した場合に限る。）</u></p> <p>(4) <u>登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(5) <u>締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(6) <u>道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p>(7) <u>道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返納した場合</u></p> <p>(8) <u>道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長又は運輸支局長に返納した場合</u></p> <p>（この会又は共済契約者による解除） 第30条 この会又は共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、この会は証明書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する書面による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。 (1) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合 (2) 被共済自動車について他に共済契約又は保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間又は保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p> <p>（告知義務違反等による解除） 第31条 <u>この会は、責任共済の契約締結の当時、共済契約者がこの会に対し、悪意又は重大な過失により、法第20条各号に掲げる事項につきその事項を告げず、又は不実のことを告げた場合は、証明書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって共済契約を解除することができる。ただし、この会が、共済契約締結の当時、その告げなかった事実を知り、若しくはその告げたことが不実であることを知っていた場合又は過失によってその告げなかった事実を知らず、若しくはその告げたことが不実であることを知らなかった場合には、この限りではない。</u></p> <p><u>2 この会が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者がその解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>3 この会は、前項の解除の効力が生ずる日前に発生した第15条第1項の損害について、</u></p>	<p>○ 条文整備</p> <p>○ 旧条文第4号および第5号を第4号で規定し、合わせて条文を整備</p> <p>○ 用語の整合（道路運送車両法施行規則）</p> <p>○ 民法に準拠し、解除通知は「共済契約者に対する通知」をもって行うことを明確化</p> <p>○ 保険法第4条の規定及び自賠法第20条の改正にともない、告知の総則規定を新設</p> <p>○ 解除通知は「共済契約者に対する通知」をもって行うことを明確化</p> <p>○ 条文整備</p> <p>○ 旧条文第2項を第4項で規定。（新約款と項数を揃える。）</p> <p>○ 長期除斥期間（5年）を追加（保険法第28条）</p> <p>○ 旧条文第3項を第5項で規定し、合わ</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>に向かってその効力を生ずるものとする。</u></p> <p>5 <u>この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金又は損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p>6 <u>この会は、第1項の規定により告げられ内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、又は請求する。</u></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(共済掛金の払戻し)</p> <p>第33条 <u>この会は、共済契約が第28条第1項の規定により取消しとなった場合には、共済掛金を払い戻さないものとする。</u></p> <p>2 この会は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に係る部分につき取扱規定集に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(1) 共済契約者又は被共済者の責に帰すべき事由により共済契約が失効した場合</p> <p>(2) <u>第29条又は第31条第2項の規定により共済契約が解除された場合</u></p> <p>(3) 第30条の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合</p> <p>3 この会は、共済契約が失効した場合(前項第1号に掲げる場合を除く。)、第30条の規定によりこの会が共済契約を解除した場合又はこの会のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相当する金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>4 この会は、共済契約が共済期間の開始前に解除された場合には、別表第1「共済掛金率表」中の解約共済掛金率により算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第34条 <u>この会は、契約者又は被共済者から第26条第1項についての通知があった場合又は通知なくしてその事実を知った場合、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、又は増額するものとする。この場合には、この会は、当該減額又は増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</u></p> <p>2 この会は、共済契約者又は被共済者の申出により、共済証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>3 この会は、共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更</p>	<p><u>その損害をてん補したときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による解除権は、この会が共済契約者若しくは被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したとき、この会が解除の原因を知った時から1か月間これを行わなかったとき又は共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅する。</u></p> <p>5 <u>第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、被共済自動車の保有者又は運転者であつて共済契約者以外の者であるものの悪意又は重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなくて法第20条各号に掲げる事項を告げず、又は当該事項につき不実のことを告げた場合について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p>(共済掛金の払戻し)</p> <p>第33条 <u>この会は、共済契約者又は被共済者の責に帰すべき事由により共済契約が無効となった場合には、共済掛金を払い戻さないものとする。</u></p> <p>2 この会は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に係る部分につき取扱規定集に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(1) 共済契約者又は被共済者の責に帰すべき事由により共済契約が失効した場合</p> <p>(2) <u>第29条又は第31条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により共済契約が解除された場合</u></p> <p>(3) 第30条の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合</p> <p>3 この会は、共済契約が失効した場合(前項第1号に掲げる場合を除く。)、第30条の規定によりこの会が共済契約を解除した場合又はこの会のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相当する金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>4 この会は、共済契約が共済期間の開始前に解除された場合には、別表第1「共済掛金率表」中の解約共済掛金率により算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第34条 <u>この会は、第26条第1項第1号又は第4号に掲げる場合において、共済証明書にその旨の記載をするときは、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、又は増額するものとする。この場合には、この会は、当該減額又は増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</u></p> <p>2 この会は、共済契約者又は被共済者の申出により、共済証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>3 この会は、共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更</p>	<p>せて条文整備</p> <p>○ 旧条文第4項を第2項に規定し、保険法第28条の規定に合わせて「1か月間」を「1か月」に改めるなどの条文整備</p> <p>○ 告知義務者に「被共済者」が追加されることにともない、第5項を削除</p> <p>○ 契約者等からの意思表示は書面によらなくても有効であることを明確化</p> <p>○ 第28条の改正にともなう条文整備</p> <p>○ 旧条文第31条第5項を削除したことによる条文整備。</p> <p>○ 第26条の変更等による条文整備</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額又は増額する場合において、その減額又は増額の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 再 共 済 — 省 略 —</p> <p><u>(再共済契約の取消し)</u> <u>第44条の2</u> 共済契約が第28条第1項の規定により取消しとなった場合は、当該共済契約に係る再共済契約も、取消しとする。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;">第7章 事業の実施方法</p> <p><u>(割戻しの禁止)</u> <u>第49条</u> この会は、<u>生協規則第208条の規定により自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任再共済事業</u>（以下「再共済等事業」という。）については、割戻しを行うことができない。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則(平成22年 月 日一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u> <u>1</u> この規約の一部改正は、平成22年4月1日より施行する。</p>	<p>があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額又は増額する場合において、その減額又は増額の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 再 共 済 — 省 略 —</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;">第7章 事業の実施方法</p> <p><u>(割戻しの禁止)</u> <u>第49条</u> この会は、<u>消費生活協同組合財務処理規則(昭和29年厚生省令第48号)第24条の規定により自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任再共済事業</u>（以下「再共済等事業」という。）については、割戻しを行うことができない。</p> <p style="text-align: center;">— 省 略 —</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>○ 第28条の規定を「取消し」と「無効」に分けた規定に変更したことによる新設。 (注) この条は全労済の規約には存在しない。</p> <p>○ 現行生協規則との整合 (注) この規定は、全労済の規約では、若干用語等が異なる。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>別紙第2</p> <p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(責任の範囲) 第1条 この会は、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>（以下「証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被共済自動車」といいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害すること（以下「事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、共済金を支払います。</p> <p>(定 義) 第2条 この約款において「自動車」、「運行」、「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。 2 この約款において「被共済者」とは、被共済自動車の保有者およびその運転者をいいます。</p> <p>(損害の範囲および責任の限度) 第3条 第1条（責任の範囲）の損害は、被共済者が被害者に支払った損害賠償金および被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。 2 この会が支払うべき共済金（第1条の規定による共済金をいいます。以下同様とします。）の額は、<u>自動車損害賠償保障法施行令</u>（以下「令」といいます。）第12条において準用する令第2条に定める共済金額（以下「共済金額」といいます。）をもって限度とします。ただし、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額（以下「損害賠償額」といいます。）の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p> <p>(共済責任の始期および終期) 第4条 この会の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。ただし、あらかじめ、共済契約者の意思により、共済期間の始期が定められた場合は、<u>この会の共済責任は、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。</u></p> <p>(告知義務) 第5条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、この会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項（以下この条にお</p>	<p>別紙第2</p> <p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p style="text-align: center;">(自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約第9条に規定する自動車損害賠償責任共済約款)</p> <p>(共済責任の範囲) 第1条 この会は、<u>被共済者が自動車損害賠償責任共済証明書</u>（以下「共済証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被共済自動車」といいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害すること（以下「事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、共済金を支払います。</p> <p>(定 義) 第2条 この約款で自動車、運行、保有者および運転者とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者および運転者をいいます。 2 この約款で被共済者とは、<u>自動車の保有者およびその運転者をいいます。</u></p> <p>(共済金の金額) 第4条 <u>この会が支払うべき共済金の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とし、自動車損害賠償保障法施行令</u>（以下「令」といいます。）<u>第12条において準用する令第2条に定める共済金額</u>（以下「共済金額」といいます。）<u>をもって限度とします。ただし、法第16条第1項の規定による損害賠償額</u>（以下「損害賠償額」といいます。）<u>の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</u> (1) <u>被共済者が被害者に支払った損害賠償金の金額</u> (2) <u>被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の金額</u> (3) <u>被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害の防止または軽減に要した費用</u>（被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除く。）<u>の金額</u> 2 <u>前項の規定による共済金の金額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2に定める損害にかかる部分は、前項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条の2に定める金額を限度とします。</u></p> <p>(共済責任の始期および終期) 第3条 この会の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。ただし、あらかじめ、共済契約者の意思により共済期間の始期が定められた場合は、<u>その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終わります。</u></p> <p>(告知義務違反等による解除) 第19条 この会は、共済契約締結の際、共済契約者がこの会に対し、<u>悪意または重大な過失により法第20条各号に掲げる事項について事実を告げずまたは不実のことを告げた</u></p>	<p>○ 条文整備</p> <p>○ 表現の整合（自動車賠償責任保険普通約款と合わせる）</p> <p>○ 表現の整合（自動車賠償責任保険普通約款と合わせる）</p> <p>○ 表現の整合（自動車賠償責任保険普通約款と合わせる）</p> <p>○ 旧条文第4条第1項の「自動車損害賠償保障法施行令～共済金額を限度とします。」部分は、第3条第2項で規定</p> <p>○ 旧条文の第4条第1項第1号および第2号は、第3条第1項の本文で規定。</p> <p>○ 旧条文の第4条第1項第3号の規定は第7条第2項で規定。</p> <p>○ 表現の整合（自動車賠償責任保険普通約款と合わせる）</p> <p>○ 表現の整合（自動車賠償責任保険普通約款と合わせる）</p> <p>○ 旧条文第19条第1項は第5条第1項及び第2項で規定</p> <p>○ 保険法第4条における告知義務の質問</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>いて「告知事項」といいます。)について、この会に事実を正確に告げなければなりません。</p> <p>2 この会は、<u>共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、この会がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出てこの会がこれを承認した後、またはこの会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</u></p> <p>4 <u>第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</u></p> <p>5 <u>この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>6 <u>この会は、第1項の規定により告げられ内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。</u></p>	<p>場合は、<u>証明書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、この会が、共済契約締結の当時、その告げなかった事実を知りもしくはその告げたことが不実であることを知っていた場合または過失によってその告げなかった事実を知らずもしくはその告げたことが不実であることを知らなかった場合には、この限りではありません。</u></p> <p>2 <u>この会が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者がその解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</u></p> <p>3 <u>この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対しその支払った金額の支払を請求することができます。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による解除権は、この会が共済契約者もしくは被共済者が書面をもってその訂正を申し出て共済証明書の記載を訂正したとき、この会が解除の原因を知った時から1か月間これを行わなかったときまたは共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅します。この場合において、共済証明書の記載の訂正に伴い、共済掛金を訂正する必要があるときは、この会は、共済掛金の過不足額を払い戻しまたは請求することができます。</u></p> <p>5 <u>第1項から前項までの規定は、共済契約締結の際、自動車の保有者または運転者であって共済契約者以外の者であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく法第20条各号に掲げる事項について事実を告げずまたは不実のことを告げた場合について準用します。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>応答義務への変更および自賠法第20条の改正に伴い、告知の総則規定を新設し、告知義務者に被共済者を追加</p> <p>○ 用語の整合（保険法第28条）</p> <p>○ 解除通知は「契約者に対する通知」をもって行うことを明確化</p> <p>○ 旧条文第19条第2項は、第5条第4項で規定</p> <p>○ 旧条文第19条第3項は、第5条第5項で規定。</p> <p>○ 用語、表現の整合（保険法第28条）</p> <p>○ 長期除斥期間（5年）を追加〔保険法第28条〕</p> <p>○ 旧条文第19条第4項は、第5条第3項と同条第5項で規定</p> <p>○ 旧条文第19条第5項は、第1項で告知義務者に被共済者を追加したことともない削除</p> <p>○ 契約者等からの申し出の有無に関らず、共済掛金を追徴または返還する規定を新設（自動車賠償責任保険普通約款と合わせる）</p> <p>○ 旧条文第14条第1項第3号および同条第1項第5号は、各々、以下の理由により削除し、第6条で規定（自動車賠償責任保険普通約款との整合）</p> <p>・第3号</p> <p>1. 加入後に「員外利用」となった場合は、生協法上、終期日までは契約を継続が可能である。</p> <p>2. 自動車の譲渡と自賠責共済契約の譲渡は連動していないため、自動車の員外利用にあたる者への譲渡について、通知義務を課す契約上の合理性がない。</p> <p>・第5号</p> <p>1. 重複契約締結した自賠責共済・保険は、1契約分しか保障されないこ</p>
<p>(通知義務)</p> <p><u>第6条 共済契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項について変更したとき。</u></p> <p>(2) <u>被共済自動車が法第10条に規定する自動車となったとき。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(3) <u>その他証明書記載事項について変更したとき。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p>	<p>(通知義務)</p> <p><u>第14条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくこの会が定める書面によりその旨をこの会に通知しなければなりません。</u></p> <p><u>この場合において、第1号から第4号までに掲げる場合には、共済証明書にその旨の記載の請求をしなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>法第20条各号に掲げる事項を変更した場合。</u></p> <p>(2) <u>被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合。</u></p> <p>(3) <u>消費生活協同組合法第12条第3項第1号の規定（以下「員外利用」といいます。）に該当することとなった場合または、被共済自動車を員外利用に該当する者に譲渡した場合。</u></p> <p>(4) <u>その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合。</u></p> <p>(5) <u>当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結する場合。</u></p>	

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>2 <u>前項第1号の変更の通知があった場合またはこの会が通知なくしてその事実を知った場合において、危険が増加または減少したときは、この会は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金と、新たな危険に対応する責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約で共済期間を同じくするものの共済掛金（当該共済期間の開始後に共済掛金の変更があった場合には、変更前の共済掛金）のうち、同一日数につき日割計算により算出した共済掛金との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</u></p> <p>3 <u>共済期間中に危険が増加した後に事故が発生し、この会が共済金または損害賠償額を支払った場合において、共済契約者または被共済者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、この会は、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、この会の請求により、事故の発生前に前項に規定する共済掛金の支払をしたときは、この限りではありません。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削 除＞</p> <p>（事故の発生） 第7条 <u>事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</u></p> <p>（1） <u>次の事項を遅滞なく、書面でこの会に通知すること。</u></p> <p>イ <u>事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</u> ロ <u>イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</u> ハ <u>損害賠償の請求を受けたときはその内容</u></p> <p>（2） <u>前号の書類のほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</u></p> <p>（3） <u>他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</u></p> <p>（4） <u>損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面によりこの会に通知すること。</u></p> <p>2 この会は、<u>前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</u></p> <p>（訴訟等の費用） 第8条 <u>第1条（責任の範囲）の損害に関し、被共済者と被害者との間の争いが生じた場合、この会は、被共済者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を負担しません。</u></p>	<p>2 <u>この会は、前項第1号または第4号の場合において、共済証明書にその旨の記載をするときは、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額します。この場合には、この会は、その減額または増額により生じた共済掛金の過不足の額を払いもどし、または請求をします。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により共済掛金を減額し、または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</u></p> <p>4 <u>この会は、第1項第1号または第4号に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した第1条（共済責任の範囲）の共済金を支払った場合において、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、その支払った金額を請求することができます。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に令第12条において準用する令第10条に定めるところにより共済掛金を増額する場合に生じた共済掛金の不足額の払込みをしたときは、この限りではありません。</u></p> <p>5 <u>この会は、共済契約者が第2項の規定による共済掛金の不足額の請求または前項の規定による支払った金額の請求に応じないときは、共済証明書に第1項の規定による記載をしないことができます。</u></p> <p>（共済事故の発生） 第7条 <u>共済事故またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者または被共済者は、次の事項を履行しなければなりません。</u></p> <p>（1） <u>共済事故の原因となるべき事実発生の日時、場所、その状況、被害者の氏名、住所、年齢および職業ならびにこれらの事項の証人となる者があるときはその者の氏名および住所、損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面でこの会に通知すること。</u></p> <p>（2） <u>前号の書類のほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求める場合には、遅滞なく、これを提出すること。</u></p> <p>（3） <u>他人に対し損害の賠償を請求することができる場合においてその権利の保全または行使について必要な手続をすることおよびその他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。</u></p> <p>（4） <u>損害賠償責任に関する訴を提起しようとするときまたは提起されたときは、遅滞なく、書面によりこの会に通知すること。</u></p> <p>2 この会は、<u>前項第3号の場合において要した費用は、第4条（共済金の金額）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</u></p> <p>（訴訟等の費用） 第8条 <u>第1条（共済責任の範囲）の損害に関し、被共済者と被害者との間の争いが生じた場合において、この会は、被共済者が支出する訴訟、仲裁、和解または調停に関する一切の費用を負担しません。</u></p>	<p>とから、契約者が意識的に重複契約を締結することはない。</p> <p>○ 旧条文14条の第2項と第3項を合体して、第6条第2項で規定</p> <p>○ 旧条文第14条第4項は、第6条第3項で規定</p> <p>○ 旧条文第14条第5項の規定の内容は、自賠法第9条の4の規定により準用する同法第7条（自動車損害賠償責任保険証明書）第3項により規定されているため、約款上の規定は不要と判断し、削除。（自動車賠償責任保険普通約款との整合）</p> <p>○ 用語、表現の整合性（自動車賠償責任保険普通約款および保険法第13条）</p> <p>○ 用語、表現の整合性（保険法第13条）</p> <p>○ 用語、表現の整合性（自動車賠償責任保険普通約款）</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(取消し) 第9条 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によってこの会が共済契約を締結した場合には、この会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取り消すことができます。</p> <p>(解除) 第10条 共済契約者は、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p> <p>(7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、この会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第6条(通知義務)第1項第2号に規定する事実が生じた場合</p> <p>(2) 被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険(法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。)の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p> <p>4 共済契約者は、第1項および第2項による解除または第5条(告知義務)第2項による解除の場合は、被共済自動車が共済標章の交付を受けている自動車であるときは証明</p>	<p>(共済契約の無効) 第16条 共済契約締結の際、共済契約に関し、共済契約者または被共済者に詐欺の行為があったときは、当該共済契約は無効とします。</p> <p>(共済契約者による解除) 第17条 共済契約者は、次条(この会または共済契約者による解除)に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって将来に向かって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合。</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長(以下「運輸支局長」という。)または軽自動車検査協会に提出した場合。</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合。</p> <p>(4) 登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。</p> <p>(6) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合。</p> <p>(7) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合。</p> <p>(8) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(この会または共済契約者による解除) 第18条 この会または共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、この会は証明書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する書面による通知をもって、それぞれ将来に向かって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合。</p> <p>(2) 被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(共済証明書等の返納) 第20条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済標章の交付を受けている被共</p>	<p>○ 民法との整合から詐欺無効を詐欺・強迫取消しに変更</p> <p>○ 旧条文第17条、同第18条および第20条の規定を、第10条に規定する合わせて、旧条文第17条第1項4号と同条同項第5号を第10条第1項第7号で規定</p> <p>○ 用語、表現の整合性(自動車賠償責任保険普通約款)</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>書および共済標章を、その他の自動車であるときは証明書をこの会へ返納しなければなりません。</u></p> <p>(共済契約者の権利および義務の承継) 第 1 1 条 被共済自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利および義務を承継することを共済契約者と約し、この会が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについてこの会の承認があったものとみなします。</p> <p>(共済掛金の変更) 第 1 2 条 共済契約の成立後において、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、この会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を返還し、または請求します。</p> <p>(共済掛金の返還) 第 1 3 条 <u>第 9 条 (取消し) の規定により、この会が共済契約を取り消した場合には、この会は、共済掛金を返還しません。</u></p> <p>2 <u>この会は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または第 5 条 (告知義務) 第 2 項および第 1 0 条 (解除) の解除の場合 (第 1 0 条第 2 項の規定によりこの会が解除した場合を除きます。)</u>には、<u>未経過期間に対してこの会の定める解約共済掛金表による共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>3 <u>前項の場合を除き、この会は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>4 <u>この会のみ責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合およびこの会が第 1 0 条 (解除) 第 2 項の規定により共済契約を解除した場合には、この会は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>(共済金の請求) 第 1 4 条 <u>被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>共済金請求書</u> (2) <u>印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</u> (3) <u>公の機関が発行する交通事故証明書</u> (4) <u>事故発生状況報告書</u> (5) <u>死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</u> (6) <u>後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u> (7) <u>傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療 (調剤) 報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u> (8) <u>被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</u></p>	<p><u>済自動車にあつては共済証明書および共済標章を、その他の被共済自動車にあつては共済証明書をこの会に返納しなければなりません。</u></p> <p>(共済契約者の権利義務の承継) 第 1 5 条 被共済自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利および義務を承継することを共済契約者と約し、この会が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについてこの会の承認があったものとみなします。</p> <p>(共済掛金の変更) 第 2 2 条 共済契約の成立後において、共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、この会は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を請求または返還します。</p> <p>(共済掛金の返還および請求) 第 2 3 条 <u>この会は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により共済契約が無効となった場合には、共済掛金を払い戻さないものとします。</u></p> <p>2 <u>この会は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または第 1 9 条 (告知義務違反等による解除) 第 1 項 (同条第 5 項において準用する場合を含む。)</u> および <u>第 1 7 条 (共済契約者による解除) の解除の場合 (第 1 8 条 (この会または共済契約者による解除) の規定によりこの会が解除した場合を除きます。)</u>には、<u>未経過期間に対してこの会の定める「共済掛金率表」中の解約掛金率による共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>3 <u>前 2 項の場合を除き、この会は、共済契約の無効の場合には共済掛金の全額を、失効の場合にはその翌日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>4 <u>この会のみ責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合およびこの会が第 1 8 条 (この会または共済契約者による解除) の規定により共済契約を解除した場合には、この会は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>(共済金の請求) 第 9 条 <u>被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、被共済者と被害者との間に第 4 条 (共済金の金額) 第 1 項に規定する損害の額の確定した日の翌日から起算して 30 日以内またはこの会が承認した猶予期間内に被共済者は、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この会が必要とする書類を添えて、これをこの会に提出しなければなりません。</u></p>	<p>○ 旧条文第 1 5 条の規定を、第 1 1 条で規定</p> <p>○ 用語、表現の整合性 (自動車賠償責任保険普通約款)</p> <p>○ 旧条文第 2 2 条の規定を、第 1 2 条で規定。</p> <p>○ 用語、表現の整合性 (自動車賠償責任保険普通約款)</p> <p>○ 旧条文第 2 3 条の規定を、第 1 3 条で規定</p> <p>○ 用語、表現の整合性 (自動車賠償責任保険普通約款)</p> <p>○ 旧条文第 9 条の規定を第 1 4 条で規定</p> <p>○ 用語、表現の整合性 (自動車賠償責任保険普通約款)</p> <p>○ 第 1 5 条における支払履行期の起算点を明確にするため、共済金請求に係る書類を明示</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>2 この会は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>3 この会は、特に必要があると認めるときは、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、この会が負担します。</p> <p>(共済金の支払)</p> <p>第15条 この会は、被共済者が前条第1項の手続きを完了した日(以下この条において、「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、この会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。</p> <p>(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実</p> <p>(2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>(3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容</p> <p>(4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取り消しの事由に該当する事実の有無</p> <p>(5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、この会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、この会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、この会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。</p> <p>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日</p> <p>(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</p> <p>(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日</p> <p>(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</p> <p>(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</p> <p>3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。</p> <p>(損害賠償額の請求)</p> <p>第16条 被害者は、法第3条の規定による保有者の賠償責任が発生したときは、法第23条の3第1項において準用する法第16条の規定に基づき、この会に対して損害賠償額の支払を請求することができます。</p> <p>(重複契約の場合の免責)</p> <p>第17条 この会は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責</p>	<p>2 この会は、特に必要があると認めるときは、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、この会が負担します。</p> <p>(共済金の支払)</p> <p>第10条 この会は、前条の請求を受けた日からその日を含めて30日以内に共済金を支払います。ただし、この会がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払います。</p> <p>2 この会は、被共済者が共済金の支払の請求について前条の手続きを2年間怠ったときまたは被害者が損害賠償額等の支払の請求に必要な手続きを2年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができます。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>(重複契約の場合の免責)</p> <p>第6条 この会は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任</p>	<p>○ 調査協力義務の規定を新設</p> <p>○ 旧条文第10条第1項の規定を第15条で規定</p> <p>○ 旧条文第10条第2項の規定は、自動車賠償責任保険約款との整合を図るため削除</p> <p>○ 保険法第21条において保険給付の履行期が規定されたことに伴う手当</p> <p>○ 保険金を支払うために必要な確認事項を明確化し、請求完了日を起算日として30日以内に必要な確認を終え共済金を支払う旨規定</p> <p>○ 第1項の確認のため不可欠となる特別な照会または調査に応じた期間を経過する日までに共済金を支払う旨規定</p> <p>○ 調査妨害等があった場合には第1項または第2項の期間に算入しない旨を規定</p> <p>○ 自賠法第16条に基づく被害者の損害賠償額請求権について明確化</p> <p>○ 旧条文第6条の規定を第17条で規定</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>任保険の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した事故に対しては共済金、損害賠償額および法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金（以下この条において「仮渡金」といいます。）を支払いません。</p> <p>2 この会は、前項の場合において、<u>損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、この会または被害者がこの共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得します。</u></p> <p>3 この会は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し支払うべき共済金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。</p> <p>4 この会は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、この会または被害者がこの共済契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、<u>被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得します。</u></p> <p>（悪意による損害の免責） 第18条 この会は、<u>共済契約者または被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払いません。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>＜削 除＞</u></p> <p>（指定紛争処理機関） 第19条 この会が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、この会と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 この会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p> <p>（代 位） 第20条 <u>損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この会がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者</u></p>	<p>保険の契約が締結されている場合においては、締結した時がより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した事故に対しては共済金を支払いません。</p> <p>2 この会は、前項の場合において、<u>法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額の支払または法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金の支払（以下この項、第3項、第4項および第10条（共済金の支払い）において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、この会または被害者がこの共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした支払いをした金額の返還を請求する権利を失います。</u></p> <p>3 この会は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約がこの共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し支払うべき共済金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。</p> <p>4 この会は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、この会または被害者がこの共済契約の他に締結したときが最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、<u>被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした支払いをした金額の返還を請求する権利を失います。</u></p> <p>（免 責） 第5条 この会は、<u>第1条（共済責任の範囲）の損害が生じた場合であっても、その損害が共済契約者または被共済者の悪意によって生じたものであるときは、共済金を支払いません。</u></p> <p>（評価人および裁定人） 第11条 <u>この会の支払うべき共済金の金額について、この会と被共済者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せます。もし評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人に裁定させます。</u></p> <p>2 <u>当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含む。）を各自負担し、裁定人に対する報酬その他の費用は半額ずつ負担します。</u></p> <p>（指定紛争処理機関の調停） 第12条 <u>前条の規定にかかわらず、この会と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合には、その当事者のいずれも、法第23条の5の指定紛争処理機関に、紛争処理の申請をすることができます。</u></p> <p>2 この会は、前項の指定紛争処理機関の紛争処理による調停があった場合は、前条の規定にかかわらず、<u>この会が支払うべき共済金額または損害賠償額について、当該の調停に従います。</u>ただし、裁判所において、判決、和解または調停による解決がおこなわれた場合には、この限りではありません。</p> <p>（代 位） 第13条 <u>被共済者が他人に対し損害の賠償を請求することができる場合において、この会が被共済者に第1条（共済責任の範囲）の共済金を支払ったときまたは法第23条の3</u></p>	<p>○ 用語、表現の整合性（自動車賠償責任保険普通約款）</p> <p>○ 旧条文第5条の規定を第18条で規定</p> <p>○ 用語、表現の整合性（自動車賠償責任保険普通約款）</p> <p>○ 紛争が生じた場合の評価人による判断および裁定による裁定に関する規定を削除（自動車賠償責任保険普通約款と整合）</p> <p>○ 旧条文第12条を文第19条で規定。</p> <p>○ 用語、表現の整合性（自動車賠償責任保険普通約款）</p> <p>○ 旧条文第13条第1項を第20条第1項および第2項で規定</p> <p>○ 保険法第25条において請求権代位につ</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>に損害賠償額の支払をしたときは、その債権はこの会に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。</p> <p>(1) この会が損害額の全額を共済金または損害賠償額として支払った場合 被共済者が取得した債権の全額</p> <p>(2) 前号以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</p> <p>2 前項第2号の場合において、この会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</p> <p>3 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類をこの会に提出しなければなりません。</p> <p>(先取特権)</p> <p>第21条 事故に係る損害賠償請求権者は、被共済者のこの会に対する共済金請求権について先取特権を有します。</p> <p>2 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。</p> <p>(証明書等の再交付)</p> <p>第22条 この会は、証明書または共済標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった証明書または共済標章の提出があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(準拠法)</p> <p>第23条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令によります。</p>	<p>第1項において準用する法第16条第1項の規定により被害者に損害賠償額の支払をしたときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、この会は、支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得します。</p> <p>2 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、前項の権利を行使するために必要な一切の書類をこの会に提供しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(共済証明書等の再交付)</p> <p>第21条 この会は、共済証明書または共済標章を次の場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は共済証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった共済証明書または共済標章の提出があった場合。</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により共済証明書または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合。</p> <p>(割戻しの禁止)</p> <p>第24条 この会は、消費生活協同組合財務処理規則第24条の規定により自動車損害賠償責任共済の事業については、割戻しを行うことができません。</p> <p>(事業規約)</p> <p>第25条 この約款に定めていない事項については、自動車損害賠償責任共済及び自動車損害賠償責任共済再共済事業規約（以下「事業規約」といいます。）に準拠します。</p> <p>(準拠法)</p> <p>第26条 この約款および事業規約に定めていない事項については、日本国の法令に準拠します。</p>	<p>いて差額説によることが明確化されたことに伴う手当</p> <p>○ 保険法第22条に対応する、先取特権について規定を新設</p> <p>○ 旧条文第21条を第22条で規定</p> <p>○ 用語、表現の整合性（自動車賠償責任保険普通約款）</p> <p>○ 自賠法、生協規則および事業規約本文により自賠責の割戻しは禁じられている。損保約款と同様とするため、削除</p> <p>○ 約款以外に契約者あてに提示すべき内容はないため、削除。</p> <p>○ 第25条の削除にともなう条文の整備</p>

全国自動車共済協同組合連合会 自動車損害賠償責任共済規程 新旧比較

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(事業経営の地域) 第1条 全国自動車共済協同組合連合会（以下「本会」という。）の事業経営の地域は、日本国内とする。</p> <p>(定 義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中 協 法 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）</p> <p>(2) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）</p> <p>(3) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）</p> <p>(4) 規 則 自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号）</p> <p>(5) 自 動 車 法第2条第1項の自動車</p> <p>(6) 原動機付自転車 法第2条第1項の原動機付自転車</p> <p>(7) 運 行 法第2条第2項の運行</p> <p>(8) 保 有 者 法第2条第3項の所有者</p> <p>(9) 運 転 者 法第2条第4項の運転者</p> <p>(10) 共 済 契 約 法第11条第2項の責任共済の契約</p> <p>(11) 保 険 契 約 法第11条第1項の責任保険の契</p>	<p>(事業経営の地域) 第1条 全国自動車共済協同組合連合会（以下「本会」という。）の事業経営の地域は、日本国内とする。</p> <p>(定 義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中 協 法 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）</p> <p>(2) 法 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）</p> <p>(3) 令 自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）</p> <p>(4) 規 則 自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号）</p> <p>(5) 自 動 車 法第2条第1項の自動車</p> <p>(6) 原動機付自転車 法第2条第1項の原動機付自転車</p> <p>(7) 運 行 法第2条第2項の運行</p> <p>(8) 保 有 者 法第2条第3項の所有者</p> <p>(9) 運 転 者 法第2条第4項の運転者</p> <p>(10) 共 済 契 約 法第11条第2項の責任共済の契約</p> <p>(11) 保 険 契 約 法第11条第1項の責任保険の契</p>	<p>※この表の備考において、自動車損害賠償責任保険普通保険約款との整合を図るための変更については、特に記載していない。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>約</p> <p>(共済の目的の範囲)</p> <p>第3条 共済の目的は、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>(以下「<u>証明書</u>」という。)記載の自動車(以下「<u>被共済自動車</u>」という。)の日本国内(日本国外における日本船舶内を含む。)における運行によって他人の生命または身体を害したこと(以下「<u>事故</u>」という。)により、被共済者が負った法律上の損害賠償責任とする。</p> <p>(共済契約者および被共済者の範囲)</p> <p>第4条 共済契約者は、本会の会員である自動車共済協同組合(以下「<u>会員</u>」という。)の組合員とする。 ただし、中協法第9条の2第3項に規定された組合員以外の者にも利用させることができる。</p> <p>2 被共済者は、<u>被共済自動車</u>の保有者およびその運転者とする。</p> <p>(共済代理店の設置および権限)</p> <p>第5条 本会は、中協法第9条の7の5第1項に定める共済代理店を設置することができる。</p> <p>2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 共済契約の締結の代理または媒介 (2) 共済掛金の収受に関する業務 (3) その他本会が定めた事項に関する業務</p>	<p>約</p> <p>(共済の目的の範囲)</p> <p>第3条 共済の目的は、自動車の日本国内(日本国外における日本船舶内を含む。)における運行によって他人の生命または身体を害したことにより、被共済者が負った法律上の損害賠償責任とする。</p> <p>(共済契約者および被共済者の範囲)</p> <p>第4条 共済契約者は、本会の会員である自動車共済協同組合(以下「<u>会員</u>」という。)の組合員とする。 ただし、中協法第9条の2第3項に規定された組合員以外の者にも利用させることができる。</p> <p>2 被共済者は、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>(以下「<u>共済証明書</u>」という。)に記載されている自動車の保有者およびその運転者とする。</p> <p>(共済代理店の設置および権限)</p> <p>第5条 本会は、中協法第9条の7の5第2項に定める共済代理店を設置することができる。</p> <p>2 共済代理店が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 共済契約の締結の代理または媒介 (2) 共済掛金の収受に関する業務 (3) その他本会が定めた事項に関する業務</p>	<p>○保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成20年法律第57号)において、中協法第9条の7の5第1項を削除し、同条第2項を第1項に改める改正が行われたことによる変更。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(共済金額および共済期間の制限)</p> <p>第6条 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定める金額とする。</p> <p>2 共済期間は、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」に定める期間とする。</p> <p style="text-align: center;">- 略 -</p> <p>(共済契約の承諾)</p> <p>第11条 本会は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。</p> <p>ただし、法第24条第2項第3号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる事項に該当する場合には、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、<u>共済期間の末日がその申込みの日から起算して規則第7条で定める期間を経過する日以後である契約の申込みであるときは、別に定めるしんしゃく期間を</u></p>	<p>(共済金額および共済期間の制限)</p> <p>第6条 共済金額は、令第12条において準用する令第2条に定める金額とする。</p> <p>2 共済期間は、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」に定める期間とする。</p> <p style="text-align: center;">- 略 -</p> <p>(共済契約の承諾)</p> <p>第11条 本会は、前条第1項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。</p> <p>ただし、法第24条第2項第3号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第11条各号に掲げる事項に該当する場合には、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 令第11条第1号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し適当と認めた場合以外は承諾しないものとする。</p> <p>(2) 令第11条第2号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(3) 令第11条第3号に掲げる事項に該当する場合には、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p>(4) 令第11条第4号に掲げる事項の場合には、<u>自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前1か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期</u></p>	<p>○表記について、令第11条第4号との整合を図るための変更。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>認める場合以外は、その申込みを承諾しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 略 -</p> <p>(<u>証明書等の交付</u>)</p> <p>第14条 本会は、共済掛金を収受したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の<u>証明書</u>を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 本会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車または締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について<u>証明書</u>を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の5に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>3 本会は、共済証書を<u>交付しない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p><u>間のずれのため</u>、別に定めるしんしゃく期間を認める場合以外は承諾しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 略 -</p> <p>(<u>共済証明書等の交付</u>)</p> <p>第14条 本会は、共済掛金を収受したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の<u>共済証明書</u>を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 本会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車または締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について<u>共済証明書</u>を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の5に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>3 本会は、<u>共済契約者から請求があったときは</u>、共済証書を共済契約者に交付する。</p> <p>4 <u>前項の共済証書には、次の事項を記載するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>第10条第2項第1号および第3号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>契約年月日</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>共済契約者の氏名または名称および住所</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>共済証書の作成地および作成年月日</u></p>	<p>○法第9条の4において準用する法第7条第1項において証明書の交付義務が規定されていること、契約締結時の書面交付に係る保険法第6条の規定が自賠責には適用されないことが法第7条第6項に定められたこ</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>4 本会は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に<u>証明書</u>を再交付する。</p> <p>5 本会は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に共済標章を再交付する。</p> <p>(共済金等の支払事由)</p> <p>第15条 本会は、被共済者が、<u>事故により</u>、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。</p> <p>2 本会は、<u>被共済自動車</u>の所有者たる被共済者が法第3条に規定する損害賠償責任を負った場合において被害者から請求があったときは、被害者に損害賠償額（法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の損害賠償額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</p> <p>3 本会は、被共済者が被害者に損害の賠償をした場合において、被共済者に共済金を支払ったときは、前項の規定にかかわらず、当該共済金の額に相当する額については被害者に損害賠償額を支払わないものとする。</p> <p>4 第2項の規定により本会が被害者に損害賠償額を支払ったときは、共済契約者または被共済者の悪意によって損害が生じた場合を除き、本会が被共済者に当該損害賠償額に相当する額の共済金を支払ったものとみなす。</p> <p>5 本会は、<u>被共済自動車</u>の所有者たる被共済者による事</p>	<p>5 本会は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に<u>共済証明書</u>を再交付する。</p> <p>6 本会は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に共済標章を再交付する。</p> <p>(共済金等の支払事由)</p> <p>第15条 本会は、被共済者が、<u>共済証明書に記載されている自動車の運行によって他人の生命または身体を害した場合において</u>、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。</p> <p>2 本会は、<u>自動車</u>の所有者たる被共済者が法第3条に規定する損害賠償責任を負った場合において被害者から請求があったときは、被害者に損害賠償額（法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の損害賠償額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</p> <p>3 本会は、被共済者が被害者に損害の賠償をした場合において、被共済者に共済金を支払ったときは、前項の規定にかかわらず、当該共済金の額に相当する額については被害者に損害賠償額を支払わないものとする。</p> <p>4 第2項の規定により本会が被害者に損害賠償額を支払ったときは、共済契約者または被共済者の悪意によって損害が生じた場合を除き、本会が被共済者に当該損害賠償額に相当する額の共済金を支払ったものとみなす。</p> <p>5 本会は、<u>自動車</u>の所有者たる被共済者が<u>共済証明書</u>に</p>	<p>と、実務上共済証書の発行がまれであることから、共済証書は発行しないこととする。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>故について被害者から請求があったときは、被害者に仮渡金（法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の仮渡金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</p> <p>（悪意による損害の免責）</p> <p>第16条 本会は、第17条に規定する場合を除き、共済契約者または被共済者の悪意によって生じた損害については、共済金を支払わないものとする。</p> <p>（重複契約の場合の免責）</p> <p>第17条 本会は、<u>被共済自動車</u>について、この共済契約の他に<u>共済契約</u>または<u>保険契約</u>が締結されている場合には、締結した<u>時</u>がより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した第15条第1項の共済金、<u>同条第2項</u>の損害賠償額および<u>同条第5項</u>の仮渡金（以下「共済金等」という。）を支払わないものとする。</p> <p>2 本会は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」という。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結した<u>時</u>がより早い契約があることを知っていた場合を除き、<u>その支払をした額の限度</u>において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利</p>	<p>記載されている自動車の運行によって他人の生命または<u>身体を害した場合</u>において被害者から請求があったときは、被害者に仮渡金（法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の仮渡金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</p> <p>（免 責）</p> <p>第16条 本会は、第17条に規定する場合を除き、共済契約者または被共済者の悪意によって生じた損害については、共済金を支払わないものとする。</p> <p>（重複契約の場合の免責）</p> <p>第17条 本会は、<u>共済証明書に記載されている自動車</u>について、この共済契約の他に<u>責任共済の契約</u>または<u>責任保険の契約</u>が締結されている場合には、締結した<u>と</u><u>きがより早い契約</u>の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した第15条第1項の共済金、<u>第2項</u>の損害賠償額および<u>第5項</u>の仮渡金（以下「共済金等」という。）を支払わないものとする。</p> <p>2 本会は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」という。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払<u>として給付</u>をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結した<u>と</u><u>きがより早い契約</u>があることを知っていた場合を除き、<u>その給付をした額の限度</u>において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対</p>	<p>○免責の対象が共済契約者または被共済者の悪意によって生じた損害であることを明確化するため、条の見出しを変更する。</p> <p>○第2条において「責任共済の契約」は「共済契約」と、「責任保険の契約」は「保険契約」と定義されていることを踏まえた変更。</p> <p>○「同条」を加える修正。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>を取得するとともに、被害者に対してした<u>支払</u>の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>3 本会は、<u>被共済自動車</u>について、この共済契約の他に<u>共済契約</u>または<u>保険契約</u>が締結されている場合において、締結した<u>時</u>が最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し<u>支払うべき共済金、損害賠償額および仮渡金の額</u>をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について共済金等を支払わないものとする。</p> <p>4 本会は、前項の場合において、<u>損害賠償額等の支払</u>の請求に応じてその支払をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結した<u>時</u>が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした<u>支払</u>の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>(共済金等の額)</p> <p>第18条 第15条第1項の規定により本会が支払うべき共済金の額は、次の各号の額の合計額とし、共済金額をもって限度とする。</p> <p>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額</p> <p>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の額</p> <p>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害</p>	<p>して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした<u>給付</u>の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>3 本会は、<u>共済証明書</u>に記載された自動車について、この共済契約の他に<u>責任共済の契約</u>または<u>責任保険の契約</u>が締結されている場合において、締結した<u>とき</u>が最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し<u>共済金の支払をすべき金額</u>をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について共済金等を支払わないものとする。</p> <p>4 本会は、前項の場合において、<u>損害賠償等の支払</u>の請求に応じてその支払として<u>給付</u>をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結した<u>とき</u>が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払について<u>支払</u>を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした<u>給付</u>の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>(共済金等の額)</p> <p>第18条 第15条第1項の規定により本会が支払うべき共済金の額は、次の各号の額の合計額とし、<u>令第12条において準用する令第2条に定める共済金額(以下「共済金額」という。)</u>をもって限度とする。</p> <p>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額</p> <p>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の額</p> <p>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使その他損害</p>	<p>○誤字・脱字の修正</p> <p>○「共済金額」は第6条に定義されているため、定義に関する規定を削除する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>の防止または軽減に要した費用（被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除く。）の額</p> <p>2 第15条第2項の規定により本会が支払うべき損害賠償額は、被共済者が被害者に支払うべき損害賠償の額に相当する額とし、共済金額をもって限度とする。</p> <p>3 第1項の規定による共済金の額または前項の規定による損害賠償額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害に係る部分は、前2項の規定にかかわらず、令第12条で準用する令第3条の2に定める額を限度とする。</p> <p>4 第15条第5項の規定により本会が支払うべき仮渡金の額は、令第12条において準用する令第5条に規定する金額とする。ただし、被害者の請求した額が同条に規定する金額未満の額であるときは、当該請求に係る額とする。</p> <p>5 本会は、被害者に支払った仮渡金の額が第2項の規定により本会が支払うべき損害賠償額に相当する額を超えた場合には、その超えた金額の返還を当該被害者に請求するものとする。</p> <p>6 本会は、共済金の額または損害賠償額の算出の基礎となる被共済者または被害者が受けた損害の額を算出しようとするときは、法第16条の3第1項の支払基準に基づき本会が定めた、別紙「自動車損害賠償責任共済支払基準実施要領」によるものとする。</p> <p>(共済金等の支払手続)</p>	<p>の防止または軽減に要した費用（被共済者と被害者との間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除く。）の額</p> <p>2 第15条第2項の規定により本会が支払うべき損害賠償額は、被共済者が被害者に支払うべき損害賠償の額に相当する額とし、共済金額をもって限度とする。</p> <p>3 第1項の規定による共済金の額または前項の規定による損害賠償額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害に係る部分は、前2項の規定にかかわらず、令第12条で準用する令第3条の2に定める額を限度とする。</p> <p>4 第15条第5項の規定により本会が支払うべき仮渡金の額は、令第12条において準用する令第5条に規定する金額とする。ただし、被害者の請求した額が同条に規定する金額未満の額であるときは、当該請求に係る額とする。</p> <p>5 本会は、被害者に支払った仮渡金の額が第2項の規定により本会が支払うべき損害賠償額に相当する額を超えた場合には、その超えた金額の返還を当該被害者に請求するものとする。</p> <p>6 本会は、共済金の額または損害賠償額の算出の基礎となる被共済者または被害者が受けた損害の額を算出しようとするときは、法第16条の3第1項の支払基準に基づき本会が定めた、別紙「自動車損害賠償責任共済支払基準実施要領」によるものとする。</p> <p>(共済金等の支払手続)</p>	

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>第19条 共済契約者または被共済者は、<u>事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を遅滞なく書面で本会に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</u> (削 除)</p> <p><u>(2) 前号に掲げる事項について証人となる者がいるときは、その住所および氏名</u></p> <p><u>(3) 損害賠償の請求を受けたときまたは第15条第1項の損害に係る訴訟を提起しようとするとき、もしくは提起されたときはその内容</u></p> <p>2 共済契約者または被共済者は、<u>事故が発生した場合において、本会が特に必要とする書類または証拠となるべきものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを本会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、本会が求めるものを本会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 共済金請求書</u></p> <p><u>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</u></p> <p><u>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</u></p> <p><u>(4) 事故発生状況報告書</u></p> <p><u>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の</u></p>	<p>第19条 共済契約者または被共済者は、<u>第15条第1項の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を遅滞なく書面で本会に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該事実発生の日時、場所およびその状況</u></p> <p><u>(2) 被害者の氏名、住所、年齢および職業</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる事項の証人となる者がいるときはその氏名および住所</u></p> <p><u>(4) 損害賠償の請求を受けたときまたは第15条第1項の損害に係る訴訟を提起しようとするとき、もしくは提起されたときはその内容</u></p> <p>2 共済契約者または被共済者は、<u>第15条第1項の損害またはその原因となるべき事実が発生した場合において、本会が特に必要とする書類または証拠となるべきものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを本会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>被共済者は、共済金の支払を請求するときは、第15条第1項の損害の額の確定した日から30日以内または本会が承認した猶予期間内に、共済金請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他本会が必要とする書類を添えて、これを本会に提出しなければならない。</u></p>	<p>○保険給付の履行期に係る保険法第21条を踏まえ、新条文第19条第9項における共済金支払時期の起算点を明確にするため、共済金請求書類に係る書類を明示する。</p> <p>○原則30日以内に請求手続をおこなわなければならないとする特段の理由はないこ</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</u></p> <p><u>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u></p> <p><u>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u></p> <p><u>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</u></p> <p><u>4 本会は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または本会が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、本会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。</u></p> <p><u>5 被害者は、損害賠償額の支払の請求をしようとするときは、令第12条において準用する令第3条第1項に規定する書面に同条第2項に規定する書類を添付して、これを本会に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>4 被害者は、損害賠償額の支払を請求するときは、損害賠償額支払請求書に次の各号に掲げる書類（すでに仮渡金の支払を請求しているときは、第3号に掲げる書類）を添えて、これを本会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 診断書または検案書</u></p>	<p>とから、当該規定を削除する。</p> <p>○調査協力義務の規定を追加する。</p> <p>○令の改正時の共済規程変更を不要とするため、令の規定を引用し、新条文第19条第5項から第7項までの規定の整備を行う。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
(削 除)		
(削 除)	<u>(2) 加害者および被害者の氏名、住所ならびに加害行為の行われた日時および場所を証するに足りる書面</u>	
(削 除)	<u>(3) 請求する金額の算出基礎を証するに足りる書面であって、診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容および根拠を明示しているもの</u>	
(削 除)	<u>(4) 死亡した者についての請求にあっては、請求する者の死亡した者との続柄を証するに足りる書面</u>	
<p>6 被害者は、<u>仮渡金の支払の請求をしようとするときは、令第12条において準用する令第6条において準用する令第3条第1項に規定する書面（同項第6号の算出基礎に係る部分を除く。）に同条第2項第1号及び第2号の書類を添付して、これを本会に提出しなければならない。</u></p> <p>7 被害者は、<u>令第12条において準用する令第8条に規定する請求をしようとするときは、前2項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条第2項（令第6条において準用する場合を含む。）第1号及び第2号の書類の添付を要しない。</u></p> <p>8 本会は、<u>第3項、第5項および第6項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、本会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、本会の負担とする。</u></p> <p>9 本会は、<u>被共済者が第3項の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」という。）からその日を含めて30日以内に、本会が共済金を支払うために必要な</u></p>	<p>5 被害者は、<u>仮渡金の支払を請求するときは、仮渡金支払請求書に、損害賠償額の支払の請求と同時に請求しようとする場合およびすでに損害賠償額の支払を請求している場合を除き、前項第1号、第2号および第4号に掲げる書類を添えて、これを本会に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>6 本会は、<u>前3項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、本会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、本会の負担とする。</u></p> <p>7 <u>共済金または損害賠償額は、第3項または第4項の書類が本会に到達した日から30日以内に支払うものとする。ただし、本会がこの期間内に必要な調査を終了する</u></p>	<p>○令の改正時の共済規程変更を不要とするため、令の規定を引用し、新条文第19条第5項から第7項までの規定の整備を行う。</p> <p>○保険給付の履行期に係る保険法第21条を踏まえ、必要な確認事項を明確化すると</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>次の事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。</p> <p><u>(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実</u></p> <p><u>(2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</u></p> <p><u>(3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容</u></p> <p><u>(4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</u></p> <p><u>(5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、本会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</u></p> <p>10 <u>前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、本会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、本会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜</u></p>	<p><u>ことができないときは、このかぎりでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>ともに、共済金給付の履行期を規定する。</p> <p>○旧条文第19条第7項の規定のうち、損害賠償額の支払の履行期に係るものを削除し、新条文第19条第12項において規定する。</p> <p>○前項各号の事項の確認のため不可欠となる特別な照会・調査を列举し、それぞれに応じた給付履行期を規定する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。） 180日</u></p> <p><u>（2）前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</u></p> <p><u>（3）前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日</u></p> <p><u>（4）災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</u></p> <p><u>（5）前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</u></p> <p><u>11 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間については、第9項または前項の期間に算入しないものとする。</u></p> <p><u>12 損害賠償額または仮渡金は、それぞれ、第5項または第6項の書類が本会に到達した後、遅滞なく、本会の事務所または本会の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払については、法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>8 仮渡金は、第5項の書類が本会に到達した後、遅滞なく、本会の事務所または本会の指定する場所において支払うものとする。</u></p>	<p>○保険法第21条第3項を踏まえ、保険契約者又は被保険者による調査妨害等があった場合に本会が共済金支払の遅滞の責任を負わない旨の規定を設ける。</p> <p>○旧条文第19条第7項の規定のうち、損害賠償額の支払の履行期に係るものを削除し、新条文第19条第12項において規定する。</p> <p>○保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>13 本会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>14 本会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>15 本会は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、または被害者が第5項もしくは第6項の規定による手続を3年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。</p> <p>第20条 削除</p>	<p>9 本会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>10 本会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>11 本会は、被共済者が第3項の規定による手続を2年間怠り、または被害者が第4項もしくは第5項の規定による手続を2年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。</p> <p>(評価人および裁定人)</p> <p>第20条 本会の支払うべき共済金の額について、本会と被共済者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せる。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人に裁定させる。</p> <p>2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含む。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含む。)は、半額ずつ負担する。</p>	<p>下「整備法」という。)において、損害賠償額の支払の履行期に関する法第16条の9が新設されたことに伴う変更。</p> <p>○共済金支払請求権の消滅時効が3年間(保険法第95条第1項)と、損害賠償額又は仮渡金の請求権の消滅時効が3年間(整備法において改正された法第19条)とされたことに伴う変更。</p> <p>○評価人の判断、裁定人の裁定が実務上行われておらず、現在では紛争処理機構も存在し現実的でないことから、削除する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(指定紛争処理機関の調停)</p> <p>第21条 <u>本会が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、本会と被共済者または被害者との間に争いを生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができる。</u></p> <p>2 <u>本会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではない。</u></p> <p>(損害防止義務)</p> <p>第22条 <u>共済契約者および被共済者は、事故が発生したときは、その損害の発生および拡大の防止に努めなければならない。</u></p> <p>(代 位)</p> <p>第23条 <u>損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、本会がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は本会に移転するものとする。ただし、移転するのは、次の額を限度とする。</u></p> <p><u>(1) 本会が損害額の全額を共済金または損害賠償額と</u></p>	<p>(指定紛争処理機関の調停)</p> <p>第21条 <u>本会は、前条の規定にかかわらず法第23条の5に規定する指定紛争処理機関の紛争処理による調停があった場合は、本会が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、当該機関の調停に従う。</u></p> <p><u>ただし、裁判所において判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、このかぎりではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(損害防止義務)</p> <p>第22条 <u>共済契約者および被共済者は、第15条第1項の損害またはその原因となるべき事実が発生したときは、当該損害の軽減および他の損害の防止に努めなければならない。</u></p> <p>(代 位)</p> <p>第23条 <u>本会は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合において、被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額を支払ったときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>○保険法第25条において請求権代位について差額説によることが明確化されたため、変更する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>して支払った場合 被共済者が取得した債権の全額</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</u></p> <p><u>2 前項第2号の場合において、本会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、本会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。</u></p> <p><u>3 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類を本会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(先取特権)</u></p> <p><u>第23条の2 事故に係る損害賠償請求権者は、被共済者の本会に対する共済金請求権について先取特権を有する。</u></p> <p><u>2 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできない。また、共済金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることができない。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除く。</u></p> <p><u>(書面の交付)</u></p> <p>第24条 本会は、共済金等の請求があったときは、遅滞なく、支払基準の概要その他「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、<u>前項の権利</u>を行使するために必要な一切の書類を本会に<u>交付</u>しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(書面の交付)</p> <p>第24条 本会は、共済金等の請求があったときは、遅滞なく、支払基準の概要その<u>た</u>「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払</p>	<p>○責任保険の先取特権に係る保険法第22条の新設に伴い、事故に係る損害賠償請求権者の先取特権について明確化する。</p> <p>○誤字・脱字の修正</p> <p>○省令の題名の誤りの修正</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>の適正化のための措置に関する<u>命令</u>(平成13年内閣府令、国土交通省令第2号)」(以下「<u>共済金等の支払適正化省令</u>」という。)第10条で準用する<u>同令</u>第2条に定める事項を記載した書面を、当該の請求を行った被共済者または被害者に交付する。</p> <p>2 本会は、共済金等を支払ったときは、遅滞なく、支払った共済金等の金額、後遺障害の該当する等級、当該等級に該当すると判断した理由その他「<u>共済金等の支払適正化省令</u>」第10条で準用する<u>同令</u>第3条に定める事項を記載した書面を、前項に規定する請求を行った被共済者または被害者に交付する。</p> <p>3 本会は、第16条の規定に該当する等の理由により共済金を支払わないこととしたときは、第17条の規定に該当する場合を除き、遅滞なく、支払わないこととした理由、その他に定める事項を記載した書面を、第1項に規定する請求を行った被共済者または被害者に交付する。</p> <p>(書面等による説明)</p> <p>第25条 本会は、前条第2項または第3項の規定により書面を交付した後、被共済者または被害者から、書面により、「<u>共済金等の支払適正化省令</u>」第10条で準用する<u>同令</u>第7条に定める事項について説明を求められたときは、当該の説明を求めた者に対し、書面により当該の説明を求められた事項を説明する。</p> <p>2 前項の規定により説明を求められた場合であって第三者の権利及び利益を不当に害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該の説明を求められた</p>	<p>適正化のための措置に関する<u>省令</u>(平成13年内閣府令、国土交通省令第2号)」(以下、「<u>共済金等の支払適正化省令</u>」という。)第10条で準用する第2条に定める事項を記載した書面を、当該の請求を行った被共済者または被害者に交付する。</p> <p>2 本会は、共済金等を支払ったときは、遅滞なく、支払った共済金等の金額、後遺障害の該当する等級、当該等級に該当すると判断した理由その他「<u>共済金等の支払適正化省令</u>」第10条で準用する第3条に定める事項を記載した書面を、前項に規定する請求を行った被共済者または被害者に交付する。</p> <p>3 本会は、第16条の規定に該当する等の理由により共済金を支払わないこととしたときは、第17条の規定に該当する場合を除き、遅滞なく、支払わないこととした理由、その他に定める事項を記載した書面を、第1項に規定する請求を行った被共済者または被害者に交付する。</p> <p>(書面等による説明)</p> <p>第25条 本会は、前条第2項または第3項の規定により書面を交付した後、被共済者または被害者から、書面により、「<u>共済金等の支払適正化省令</u>」第10条で準用する第7条に定める事項について説明を求められたときは、当該の説明を求めた者に対し、書面により当該の説明を求められた事項を説明する。</p> <p>2 前項の規定により説明を求められた場合であって第三者の権利及び利益を不当に害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該の説明を求められた</p>	<p>○誤字・脱字の修正</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>事項について説明しないことができる。</p> <p>この場合、本会は、説明しない旨およびその理由を記載した書面を当該の説明を求めた者に交付する。</p> <p>3 第1項の規定による説明または前項の規定による書面の交付は、第1項の規定により説明を求められた日から30日以内に行う。</p> <p>4 事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に、第1項の規定による書面の交付による説明等ができないときは、説明等を求めた者に対し、書面により、前項に定める期間内に当該の説明等を行うことができない理由および当該の説明等を行う期限を通知する。</p> <p>(通知義務)</p> <p>第26条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を本会に通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項について変更した場合</u></p>	<p>事項について説明しないことができる。</p> <p>この場合、本会は、説明しない旨およびその理由を記載した書面を当該の説明を求めた者に交付する。</p> <p>3 第1項の規定による説明または前項の規定による書面の交付は、第1項の規定により説明を求められた日から30日以内に行う。</p> <p>4 事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に、第1項の規定による書面の交付による説明等ができないときは、説明等を求めた者に対し、書面により、前項に定める期間内に当該の説明等を行うことができない理由および当該の説明等を行う期限を通知する。</p> <p>(通知義務)</p> <p>第26条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、<u>書面により</u>その旨を本会に通知しなければならない。</p> <p><u>この場合において、第1号から第4号の場合には、共済証明書にその旨を記載することを請求しなければならない。</u></p> <p>(1) 法第20条に規定する事項について変更した場合</p>	<p>○共済契約者等からの意思表示は、書面によらなくても有効であることを明確化する。</p> <p>○証明書の記載内容に変更が生じた場合の証明書の記載内容の変更について、共済契約者の請求は不要とするため、旧条文第26条第1項後段の規定を削除する。</p> <p>○整備法の規定による法第23条の3第1項の改正に伴い、法第20条を同項が準用</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(削 除)</p> <p><u>(2) 被共済自動車</u>が法第10条に規定する自動車となつた場合</p> <p><u>(3) その他証明書記載事項</u>について変更した場合</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>2 本会は、前項の規定による<u>通知により証明書の記載内容の変更を生じた場合は、遅滞なく、証明書にその旨の記載をするものとする。</u>ただし、第34条第1項後段の規定による共済掛金の不足額または次項の規定による<u>支払った金額がなかったときは、この限りではない。</u></p> <p>3 本会は、<u>第1項に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した第15条第1項の損害を支払った場合</u>において、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、その<u>支払った金額の支払</u>を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第34条第1項の規定により、共済掛金の不足の額の払込みをしたときは、この<u>限り</u>では</p>	<p><u>(2) 自動車</u>を他人に譲渡した場合</p> <p><u>(3) 自動車</u>が法第10条に規定する自動車となつた場合</p> <p><u>(4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合</u></p> <p><u>(5) 自動車の運行によって保有者および運転者以外の者が死亡した場合</u></p> <p><u>(6) 当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結する場合</u></p> <p>2 本会は、前項後段の規定による<u>請求があつたときは、遅滞なく、共済証明書にその旨の記載をするものとする。</u>ただし、第34条第1項後段の規定による共済掛金の不足額または次項の規定による<u>てん補した金額がなかったときは、このかぎり</u>ではない。</p> <p>3 本会は、<u>第1項第1号または第4号の事実が発生し、危険が増加した後に発生した第15条第1項の損害をてん補した場合</u>において、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、その<u>てん補した金額の支払</u>を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第34条第1項の規定により、共済掛金の不足の額の払込みをしたとき</p>	<p>することとされたことによる変更。</p> <p>○通知の必要性が乏しいため削除。</p> <p>○通知の必要性がないため削除。</p> <p>○自賠償共済・保険は1契約分しか保障されないことから、契約者が意図的に重複契約を締結することはないため、削除する。</p> <p>○旧条文第26条第1項後段の規定を削除することに伴う変更。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>ない。</p> <p>(共済契約者の権利義務の承継)</p> <p>第27条 <u>被共済自動車</u>が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利義務を承継することを共済契約者と約し、本会が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、<u>共済契約者の権利および義務を承継することが約された時に、その承継について本会の承認があったものとみなす。</u></p> <p>(共済契約の取消しおよび無効)</p> <p>第28条 <u>共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって本会が共済契約を締結した場合には、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取り消すことができる。</u></p> <p><u>2 法で対象外としている自動車を被共済自動車とする共済契約を締結した場合には、その契約は無効とする。</u></p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に<u>限り、本会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久</p>	<p>は、この<u>かぎり</u>ではない。</p> <p>(共済契約者の異動)</p> <p>第27条 <u>共済証明書に記載されている自動車</u>が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利義務を承継することを共済契約者と約し、本会が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、<u>当該自動車が譲渡された時に、その承継について本会の承認があったものとみなす。</u></p> <p>(共済契約の無効)</p> <p>第28条 <u>共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者または被共済者に詐欺の行為があったときは、共済契約は無効とする。</u></p> <p>(共済契約者による解除)</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれか<u>1</u>に該当する場合に<u>かぎり</u>、将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久</p>	<p>○詐欺無効は、保険法上の無効事由ではないため、撤廃し、保険法第32条第1号が前提とする民法第96条の詐欺取消しに変更する。</p> <p>○法の対象外となる自動車に係る契約は無効であることを明確化する。</p> <p>○解除の場合は、書面による通知が必要であることを明確化する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、<u>使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</u></p> <p>(4) 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(5) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p><u>(6) 道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返</u></p>	<p>抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、<u>地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）</u>または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、<u>使用を廃止した場合（特別区または市町村の条例で小型特殊自動車または原動機付自転車に当該特別区または市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区または市町村の長に提出した場合に限る。）</u></p> <p>(4) <u>登録証書（特例法第5条第1項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第2条第2項の締約国において使用するため関税法（昭和29年法律第61号）第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p><u>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p><u>(6) 道路運送車両法第34条第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p><u>(7) 道路運送車両法第36条の2第1項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返</u></p>	<p>○第4号と第5号を統合し、 条文を整備する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>納した場合</p> <p><u>(7) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長または運輸支局長に<u>返還</u>した場合</u></p> <p>(本会または共済契約者による解除)</p> <p>第30条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、本会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は本会に対する書面による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>被共済自動車</u>が法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>(2) <u>被共済自動車</u>について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p> <p>(告知義務)</p> <p>第31条 <u>共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、本会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」という。）について、本会に事実を正確に告げなければならない。</u></p>	<p>納した場合</p> <p><u>(8) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長または運輸支局長に<u>返納</u>した場合</u></p> <p>(本会または共済契約者による解除)</p> <p>第30条 <u>本会または共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>自動車</u>が法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>(2) <u>当該自動車</u>について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</p> <p>(告知義務違反等による解除)</p> <p>(新 設)</p>	<p>○解除の場合は、書面による通知が必要であることを明確化する。</p> <p>○保険法第4条および法23条の3第1項において準用する法第20条を踏まえ、告知の総則規定を新設した他、告知義務者に「被共済者になる者」を追加し、質問応</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>2 本会は、<u>共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。ただし、本会がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出て本会がこれを承認した後、または本会が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。</u></p> <p>4 <u>第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。</u></p> <p>5 本会は、<u>前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができる。</u></p> <p>6 <u>本会は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求する。</u></p>	<p>第31条 本会は、<u>共済契約締結の当時、共済契約者が本会に対し、悪意または重大な過失によって法第20条に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約を解除することができる。ただし、本会が、共済契約締結の当時、その告げなかった事実を知り、もしくはその告げなかったことを知っていた場合または過失によってその告げなかった事実を知らず、もしくはその告げなかったことを知らなかった場合には、このかぎりではない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 <u>本会が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者がその解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かって、その効力を生ずるものとする。</u></p> <p>3 <u>本会は、前項の解除の効力が生ずる日前に発生した第15条第1項の損害について、その損害をてん補したときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額の支払を請求することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による解除権は、本会が共済契約者もしくは被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したとき、本会が解除の原因を知った時から1か月間これを</u></p>	<p>答義務であることを明示する。</p> <p>○保険法第28条との用語および表現の整合を図るため、「悪意」を「故意」に変更。</p> <p>○解除の場合は、書面による通知が必要であることを明確化する。</p> <p>○保険法第28条との用語および表現の整合を図るとともに、同条に規定する長期除斥期間（5年）を規定する。</p> <p>○共済約款との整合を図るため、旧条文第31条第4項中、消滅時効に係る規定は新条</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(<u>証明書等の返納</u>) 第32条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、<u>証明書および共済標章を本会に返納しなければならない。</u></p> <p>(<u>共済掛金の払戻</u>) 第33条 本会は、<u>第28条の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を払い戻さないものとする。</u></p> <p>2 本会は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に係る部分につき取扱規定集に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の<u>故意または重大な過失により共済契約が失効した場合</u></p>	<p><u>行わなかったとき、または共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅する。この場合において、共済証明書の記載の訂正に伴い、共済掛金を訂正する必要があるときは、本会は、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴することができる。</u></p> <p>5 <u>第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、自動車の保有者または運転者であって共済契約者以外の者であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく、法第20条各号に掲げる事項を告げず、または当該事項につき不実のことを告げた場合について準用する。</u></p> <p>(<u>共済証明書等の返納</u>) 第32条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、<u>共済証明書および共済標章を本会に返納しなければならない。</u></p> <p>(<u>共済掛金の払戻</u>) 第33条 本会は、<u>共済契約者または被共済者の責に帰すべき事由により共済契約が無効となった場合には、共済掛金を払い戻さないものとする。</u></p> <p>2 本会は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に係る部分につき取扱規定集に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の<u>責に帰すべき事由により共済契約が失効した場合</u></p>	<p>文第31条第3項に規定するほか、共済契約者等からの申出の有無に関らず、共済掛金の返還または追徴する規定に変更する。</p> <p>○新条文第31条第1項において、告知義務者に被共済者を追加したことに伴い、旧条文第31条第5項を削除。</p> <p>○新条文第28条において、詐欺無効を詐欺取消しに変更することに伴い、保険法第32条第1号の規定を踏まえ、共済掛金の返還方法を規定する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(2) 第29条または第31条第2項の規定により共済契約が解除された場合</p> <p>(3) 第30条の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合</p> <p>3 本会は、共済契約が失効した場合（前項第1号に掲げる場合を除く。）、<u>第30条</u>の規定により本会が共済契約を解除した場合または本会のみ^の責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相当する金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>4 本会は、共済契約が共済期間の開始前に解除された場合には、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」中の返還共済掛金の計算により算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第34条 本会は、<u>共済契約者または被共済者から第26条第1項の通知があった場合または通知なくしてその事実を知った場合</u>において、<u>証明書</u>にその旨の記載をするときは、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとする。この場合には、本会は、当該減額または増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>2 本会は、共済契約者または被共済者の申出により、<u>証明書</u>の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正す</p>	<p>(2) 第29条または第31条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により共済契約が解除された場合</p> <p>(3) 第30条の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合</p> <p>3 本会は、共済契約が失効した場合（前項第1号に掲げる場合を除く。）、<u>第27条</u>の規定により本会が共済契約を解除した場合または本会のみ^の責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相当する金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>4 本会は、共済契約が共済期間の開始前に解除された場合には、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」中の返還共済掛金の計算により算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第34条 本会は、<u>第26条第1項第1号または第4号に掲げる場合</u>において、<u>共済証明書</u>にその旨の記載をするときは、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとする。この場合には、本会は、当該減額または増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>2 本会は、共済契約者または被共済者の申出により、<u>共済証明書</u>の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂</p>	<p>○旧条文第31条第1項を第2項に変更し、同条第5項を削除したことに伴う変更。</p> <p>○誤字の修正</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>る必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>3 本会は、共済契約の成立後、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">－ 略 －</p> <p>(通知義務)</p> <p>第49条 会員は、<u>共済契約申込書に記載した事項に変更があった</u>場合には、遅滞なく、書面によりその旨を本会に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">－ 略 －</p> <p>(再共済契約の取消し)</p> <p>第51条の2 <u>共済契約が取消しとなった場合は、当該共済契約に係る再共済契約も、取消しとする。</u></p>	<p>正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>3 本会は、共済契約の成立後、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">－ 略 －</p> <p>(通知義務)</p> <p>第49条 会員は、<u>次の各号の場合には、遅滞なく、書面によりその旨を本会に通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 共済契約申込書に記載した事項に変更があった場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 自動車の運行によって保有者および運転者以外の者が死亡したことを知った場合</u></p> <p style="text-align: center;">－ 略 －</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>○共済契約者または被共済者の通知義務のうち、旧条文第26条第1項第5号「自動車の運行によって保有者および運転者以外の者が死亡した場合」が新条文第26条第1項では削除されるため、旧条文第49条第2号の規定を削除する。</p> <p>○第28条の詐欺無効を詐欺取消しに変更したことに伴</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">－ 略 －</p> <p style="text-align: center;">付 則 (平成22年 月 日一部改正)</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規定の一部改正は、平成22年4月1日より施行する。</p>	<p style="text-align: center;">－ 略 －</p>	<p>い、新設する。</p>

(注) 本新旧比較は全自共の共済規程である。

全自共の会員である自動車共済協同組合の共済規程は、次の部分が全自共の共済規程と異なる。

- ① 全自共の共済規程中「本会」が「組合」に置き換わる。
- ② 全自共の共済規程中第8条以下の条項が1条ずつ繰り下がる。
- ③ 全自共の共済規程中第48条及び第51条の2に該当する規定は存在しない。

自動車損害賠償責任共済規程

添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」

新旧比較表

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">—略—</p> <p>2. 自動車損害賠償責任共済規程第34条第2項および第4項 （全国自動車共済協同組合連合会の自動車損害賠償責任 共済規程においては第33条第2項および第4項）の規定に より共済掛金を返還する場合の返還共済掛金</p> <p style="text-align: center;">—略—</p>	<p style="text-align: center;">—略—</p> <p>2. 自動車損害賠償責任共済規程第29条第2項および第4項 （全国自動車共済協同組合連合会の自動車損害賠償責任 共済規程においては第28条第2項および第4項）の規定に より共済掛金を返還する場合の返還共済掛金</p> <p style="text-align: center;">—略—</p>	<p style="text-align: center;">—略—</p> <p>○誤記の修正</p>

全国自動車共済協同組合連合会 自動車損害賠償責任共済規程 別紙「自動車損害賠償責任共済約款」 新旧比較

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(責任の範囲)</p> <p>第 1 条 全国自動車共済協同組合連合会（以下「全自共」といいます。）は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「<u>証明書</u>」<u>と</u>いいます。）記載の自動車（以下「<u>被共済自動車</u>」<u>と</u>いいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害すること（以下「<u>事故</u>」<u>と</u>いいます。）により、<u>被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、共済金を支払います。</u></p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この約款において「<u>自動車</u>」、「<u>運行</u>」、「<u>保有者</u>」または「<u>運転者</u>」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「<u>法</u>」<u>と</u>いいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。</p> <p>2 この約款において「<u>被共済者</u>」とは、<u>被共済自動車の保有者およびその運転者をいいます。</u></p> <p>(損害の範囲および責任の限度)</p> <p>第 3 条 <u>第1条（責任の範囲）の損害は、被共済者が被害者に支払った損害賠償金および被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。</u></p>	<p>(共済責任の範囲)</p> <p>第 1 条 全国自動車共済協同組合連合会（以下「全自共」といいます。）は、<u>被共済者が自動車損害賠償責任共済証明書（以下「<u>共済証明書</u>」<u>と</u>いいます。）記載の自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害した場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによる被共済者の損害を、この約款の条項に従って、<u>てん補します。</u></u></p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この約款で自動車、運行、保有者および運転者とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「<u>法</u>」<u>と</u>いいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者および運転者とします。</p> <p>2 この約款で被共済者とは、自動車の保有者およびその運転者とします。</p> <p>(共済金の額)</p> <p>第 4 条 <u>全自共が支払うべき共済金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、自動車損害賠償保障法施行令（以下「<u>令</u>」<u>と</u>いいます。）第12条において準用する令第2条に定める共済金額（以下「<u>共済金額</u>」<u>と</u>いいます。）</u></p>	<p>※この表の備考において、自動車損害賠償責任保険普通保険約款との整合を図るための変更については、特に記載していない。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>2 全自共が支払うべき共済金（第1条の規定による共済金をいいます。以下同様とします。）の額は、自動車損害賠償保障法施行令（以下「令」といいます。）第12条において準用する令第2条に定める共済金額（以下「共済金額」といいます。）を限度とします。ただし、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額（以下「損害賠償額」といいます。）の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(共済責任の始期および終期)</p> <p><u>第 4 条</u> 全自共の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終了します。ただし、あらかじめ、共済契約者の意思により、共済期間の始期が定められた場合は、全自共の共済責任は、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終了します。</p> <p>(告知義務)</p> <p><u>第 5 条</u> 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、全自共が告知を求めた法23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、全自共に</p>	<p><u>を限度とします。</u></p> <p><u>(1) 被共済者が被害者に支払った損害賠償金の額</u> <u>(2) 被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用の額</u> <u>(3) 被共済者が他人に対する求償権の行使、その他損害の防止または軽減に要した費用（被共済者と被害者の間の訴訟、仲裁、和解または調停に要した費用を除きます。）の額</u></p> <p><u>2 前項の規定による共済金の額のうち、被害者が療養のため労働することができないことによる損害その他の令第3条の2の規定で定める損害にかかる部分は、前項の規定にかかわらず、令第12条において準用する令第3条の2に定める額を限度とします。</u></p> <p>(共済責任の始期および終期)</p> <p><u>第 3 条</u> 全自共の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終了します。ただし、<u>共済契約者があらかじめ共済期間の始期を指定したときは、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終了します。</u></p> <p>(告知義務違反等による解除)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>○旧条文第4条第1項第3号の規定内容は、新条文第7条第2項で規定する。</p> <p>○支払基準に明示されている事項であることから、削除する。</p> <p>○保険法第4条および法第23条の3第1項において準用する第20条を踏まえ、告知の総則規定を新設し</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>事実を正確に告げなければなりません。</u></p> <p>2 全自共は、<u>共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、全自共がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出て全自共がこれを承認した後、または全自共が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</u></p> <p>4 <u>第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</u></p> <p>5 全自共は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、<u>共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</u></p> <p>6 全自共は、<u>第1項の規定により告げられた内容が事実</u></p>	<p>第19条 全自共は、<u>共済契約締結の当時、共済契約者が悪意または重大な過失によって法第20条各号に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約を解除することができます。ただし、全自共が、共済契約締結の当時、その告げなかった事実を知りまたはその告げたことが不実であることを知っていたとき、あるいは過失によってその告げなかった事実を知らずまたはその告げたことが不実であることを知らなかったときは、このかぎりではありません。</u></p> <p>4 第1項の規定による解除権は、<u>全自共が共済契約者または被共済者の申出により共済証明書の記載を訂正したときまたは全自共が解除の原因を知ったときから1か月間これを行わなかったときもしくは共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅します。（略）</u></p> <p>2 <u>全自共が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</u></p> <p>3 全自共は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故による損害をてん補したときは、<u>共済契約者に対してそのてん補した金額の支払を請求することができます。</u></p> <p>4 <u>（略）この場合において、共済証明書の記載の訂正に</u></p>	<p>た他、告知義務者に「被共済者になる者」を追加し、質問応答義務であることを明示する。</p> <p>○保険法第28条との用語および表現の整合を図るため、「悪意」を「故意」に変更する。</p> <p>○解除の場合には書面による通知が必要であることの明確化を図る。</p> <p>○用語・表記について、保険法第28条との整合を図る。</p> <p>○共済契約者等からの申し</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>と異なる場合において、<u>共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(通知義務)</p> <p>第 6 条 <u>共済契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を全自共に通知しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項について変更したとき。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(2) 被共済自動車</u>が法第10条に規定する自動車となったとき。</p> <p><u>(3) その他証明書記載事項について変更したとき。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>に伴い、<u>共済掛金を訂正する必要があるときは、全自共は、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴することができます。</u></p> <p>5 <u>第1項から前項までの規定は、共済契約締結の当時、自動車の保有者または運転者であって共済契約者以外であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく、法第20条各号に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げた場合について準用します。</u></p> <p>(通知義務)</p> <p>第 1 4 条 <u>共済契約締結の後、次の各号の場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を全自共に書面で通知しなければなりません。</u></p> <p>(1) 法第20条に規定する事項について変更したとき。</p> <p><u>(2) 自動車を他人に譲渡したとき。</u></p> <p><u>(3) 自動車が法第10条に規定する自動車となったとき。</u></p> <p><u>(4) その他共済証明書の記載を変更すべき事実が発生したとき。</u></p> <p><u>(5) 自動車の運行によって保有者および運転者以外の者が死亡したとき。</u></p>	<p>出の有無に関わらず、共済掛金を追徴または返還する規定に変更する。</p> <p>○新条文第5条第1項において、告知義務者として「被共済者」が追加されたことに伴い、削除する。</p> <p>○共済契約者等からの意思表示は書面によらなくても有効であることを明確にする。</p> <p>○法第20条を法第23条の3第1項が準用することとされたことから変更する。</p> <p>○通知の必要性が乏しいことから削除する。</p> <p>○特に通知義務を課すべき事項ではなく、また、共済事故の通知については第7条に規定していること</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2 <u>前項第1号の変更の通知があった場合または全自共が通知なくしてその事実を知った場合において、危険が増加または減少したときは、全自共は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金と、新たな危険に対応する責任共済(法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。)の契約で共済期間を同じくするものの共済掛金(当該共済期間の開始後に共済掛金の変更があった場合には、変更前の共済掛金)のうち、同一日数につき日割計算により算出した共済掛金との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</u></p> <p>3 <u>共済期間中に危険が増加した後に事故が発生し、全自共が共済金または損害賠償額を支払った場合において、共済契約者または被共済者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、全自共は、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、全自共の請求により、事故の発生前に前項に規定する共済掛金の支払をしたときは、この限りではありません</u></p>	<p>(6) <u>当該共済契約と重複する他の共済契約または保険契約を締結するとき。</u></p> <p>2 <u>全自共は、前項第1号または第4号の場合において、共済証明書にその旨の記載をするとき、令第17条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとします。この場合には、全自共は、その減額または増額により生じた共済掛金の過不足の額を払い戻し、または追徴するものとします。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により共済掛金を減額し、または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</u></p> <p>4 <u>全自共は、第1項第1号または第4号に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した損害を全自共がてん補した場合において、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、そのてん補した金額を請求することができます。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に令第12条において準用する令第10条に定めるところにより共済掛金を</u></p>	<p>から削除する。</p> <p>○重複契約した責任共済・保険は1契約分しか保障されないこと等の理由により、契約者が意識的に重複契約を締結することはないことから削除する。</p> <p>○旧条文第14条第2項と第3項を統合する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>ん。</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>事故の発生</u>)</p> <p>第 7 条 <u>事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>次の事項を遅滞なく、書面で全自共に通知すること。</u></p> <p>イ <u>事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</u></p> <p>ロ <u>イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</u></p> <p>ハ <u>損害賠償の請求を受けたときはその内容</u></p> <p>(2) <u>前号の書類のほか、全自共が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</u></p> <p>(3) <u>他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</u></p> <p>(4) <u>損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により全自共</u></p>	<p><u>増額する場合に生じた共済掛金の不足額を払込みしたときは、このかぎりではありません。</u></p> <p>5 <u>全自共は、共済契約者が第2項の規定による共済掛金の不足額の追徴または前項の規定によるてん補した金額の支払の請求に応じないときは、共済証明書に第1項の規定による記載をしないことができます。</u></p> <p>(<u>共済事故の発生</u>)</p> <p>第 7 条 <u>共済事故またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者または被共済者は、次の各号の事項を履行しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>共済事故またはその原因となるべき事実発生の日時、場所、その状況、被害者の住所氏名、年齢および職業ならびにこれらの事項の証人となる者があるときはその者の住所氏名、損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面で全自共に通知すること。</u></p> <p>(2) <u>前号の書類の外、全自共が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</u></p> <p>(3) <u>他人に対し損害の賠償を請求することができる場合においてその権利の保全または行使について必要な手続をすることおよびその他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>損害賠償責任に関する訴を提起しようとするときまたは提起されたときは、ただちに、書面により</u></p>	<p>○用語・表記について、保険法第13条との整合を図る。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>に通知すること。</p> <p>2 全自共は、前項第3号の<u>ために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、<u>共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</u></u></p> <p>（訴訟等の費用）</p> <p>第8条 第1条（<u>責任の範囲</u>）の損害に関し、被共済者と被害者との間に争いが生じた場合、全自共は、被共済者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を<u>負担しません。</u></p> <p>（取消し）</p> <p>第9条 <u>共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって全自共が共済契約を締結した場合には、全自共は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取り消すことができます。</u></p> <p>（解 除）</p> <p>第10条 共済契約者は、<u>被共済自動車</u>が次の各号のいずれかに該当する場合に<u>限り、全自共に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。</u></p> <p>（1）登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録</p>	<p>全自共に通知すること。</p> <p>2 全自共は、前項第3号の<u>場合に要した費用を第4条第1項に規定する損害の額と合算し共済金額を限度として共済金を支払います。</u></p> <p>（訴訟等の費用）</p> <p>第8条 第1条の損害に関し、被共済者と被害者との間に争いが生じた場合<u>において、全自共は、被共済者が支出する訴訟、<u>仲裁、和解または調停に関する一切の費用を支払いません。</u></u></p> <p>（共済契約の無効）</p> <p>第16条 <u>共済契約締結の当時、共済契約に関し、共済契約者または被共済者に詐欺の行為があったときは、共済契約は無効とします。</u></p> <p>（共済契約者による解除）</p> <p>第17条 共済契約者は、<u>次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にかぎり、将来に向かって共済契約を解除することができます。</u></p> <p>（1）登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受</p>	<p>○用語・表記について、保険法第23条との整合を図る。</p> <p>○詐欺無効は、保険法上の無効事由でないため撤廃し、保険法第32条第1号が前提とする民法第96条の詐欺取消しを規定する。</p> <p>○旧条文第17条、第18条および第20条を第10条に統合する。</p> <p>○解除の効力については、第3項で規定する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p><u>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p><u>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</u></p> <p><u>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</u></p> <p><u>(7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、全自共は共</u></p>	<p>けた場合。_</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、<u>地方運輸局運輸支局長</u>（以下「運輸支局長」といいます。）または軽自動車検査協会に提出した場合。_</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、<u>特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長</u>に提出した場合。_</p> <p><u>(6) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合。_</u></p> <p><u>(7) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合。_</u></p> <p><u>(8) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合。_</u></p> <p><u>(4) 登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。_</u></p> <p><u>(5) 締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合。_</u></p> <p><u>(全自共または共済契約者による解除)</u></p> <p><u>第18条 全自共または共済契約者は、次の各号に掲げる</u></p>	<p>○解除の場合には書面によ</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は全自共に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</u></p> <p>(1) <u>第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険（法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</u></p> <p><u>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。</u></p> <p><u>4 共済契約者は、第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）第2項による解除の場合は、被共済自動車共済標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および共済標章を、その他の自動車であるときは証明書を全自共へ返納しなければなりません。</u></p> <p>(共済契約者の権利および義務の承継)</p> <p><u>第11条 被共済自動車譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利および義務を承継することを共済契約者と約し、全自共が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについて全自共の承認があ</u></p>	<p>場合には、<u>将来に向かって共済契約を解除することができます。</u></p> <p>(1) <u>自動車法第10条に規定する自動車となった場合。</u></p> <p>(2) <u>当該自動車について他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合。</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(共済証明書の返納)</u></p> <p><u>第20条 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済標章の交付を受けている自動車にあつては共済証明書および共済標章を、その他の自動車にあつては共済証明書を全自共に返納しなければなりません。</u></p> <p>(共済契約者の権利義務の承継)</p> <p><u>第15条 自動車譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利義務を承継することを共済契約者と約し、全自共が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、その自動車譲渡された時に、その承継について全自共の承認があったものとみなします。</u></p>	<p>る通知が必要であることの明確化を図る。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>ったものとみなします。</p> <p>(共済掛金の変更)</p> <p><u>第12条</u> 共済契約の成立後において、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、全自共は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を<u>返還し、または請求します。</u></p> <p>(共済掛金の返還)</p> <p><u>第13条</u> <u>第9条(取消し)の規定により、全自共が共済契約を取り消した場合には、全自共は、共済掛金を返還しません。</u></p> <p>2 全自共は、共済契約者または被共済者の<u>故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または第5条(告知義務)第2項および第10条(解除)の解除の場合(第10条第2項の規定により全自共が解除した場合を除きます。)</u>には、<u>未経過期間に対して全自共の定める解約共済掛金表による共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>3 <u>前項の場合を除き、全自共は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>4 全自共のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合および全自共が<u>第10条(解除)第2項</u>の規定</p>	<p>(共済掛金の変更)</p> <p><u>第22条</u> 共済契約の成立後において、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、全自共は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を<u>追徴または返還します。</u></p> <p>(共済掛金の返還)</p> <p><u>第23条</u> <u>全自共は、共済契約者または被共済者の責に帰すべき事由による共済契約の無効の場合には、共済掛金を返還しません。</u></p> <p>2 全自共は、共済契約者または被共済者の<u>責に帰すべき事由による共済契約の失効の場合または第18条第1項(同条第5項において準用する場合を含みます。)</u>および<u>第16条の解除の場合には、全共済期間に対する共済掛金から全自共の定める「自動車損害賠償責任共済掛金率表」中の返還共済掛金の計算により経過期間に対する共済掛金を控除して、その残額を共済契約者に返還します。</u></p> <p>3 <u>前2項の場合を除き、全自共は、共済契約の無効の場合には共済掛金の全額を、失効の場合にはその翌日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>4 全自共のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除</p>	<p>○新条文第9条において、詐欺無効を詐欺取消しに変更することに伴い、保険法第32条第1項の規定に従い、共済掛金を返還しない旨規定する。</p> <p>○詐欺無効を詐欺取消しに変更することに伴い変更する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>により共済契約を解除した場合には、全自共は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</p> <p>(共済金の請求)</p> <p><u>第14条</u> 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、全自共が求めるものを全自共に提出しなければなりません。</p> <p><u>(1) 共済金請求書</u></p> <p><u>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</u></p> <p><u>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</u></p> <p><u>(4) 事故発生状況報告書</u></p> <p><u>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</u></p> <p><u>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u></p> <p><u>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して</u></p>	<p>された場合および全自共が<u>第17条</u>の規定により共済契約を解除した場合には、全自共は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</p> <p>(損害てん補の請求)</p> <p><u>第9条</u> 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、被共済者と被害者との間に<u>第4条第1項</u>に規定する損害の額の確定した日から30日以内または全自共が承認した猶予期間内に、被共済者は、共済金請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他全自共が必要とする書類を添えて、これを全自共に提出しなければなりません。</p>	<p>○保険給付の履行期に係る保険法第21条を踏まえ、新条文第15条における共済金支払時期の起算点を明確にするため、共済金請求に係る書類を明示する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;"><u>支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</u></p> <p><u>2 全自共は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または全自共が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、全自共が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</u></p> <p><u>3 全自共は、特に必要があると認めるときは、全自共の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、全自共が負担します。</u></p> <p>(共済金の支払)</p> <p><u>第15条 全自共は、被共済者が前条第1項の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、全自共が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。</u></p> <p><u>(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実</u></p> <p><u>(2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2 全自共は、特に必要があると認めるときは、全自共の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、全自共が負担します。</u></p> <p>(共済金の支払)</p> <p><u>第10条 全自共は、前条の請求を受けた日から30日以内に共済金を支払います。ただし、全自共がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、このかぎりではありません。</u></p>	<p>○調査協力義務の規定を追加する。</p> <p>○保険法第21条を踏まえ、必要な確認事項を明確化するとともに、共済金給付履行期を規定する。</p> <p>○共済金を支払うために必要な確認事項を明確化し、請求完了日を起算日として30日以内に必要な確認を終え、共済金を支払う旨を規定する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>(3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容</u></p> <p><u>(4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</u></p> <p><u>(5) 前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、全自共が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</u></p> <p>2 <u>前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、全自共は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、全自共は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日</u></p> <p><u>(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</u></p> <p><u>(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、</u></p>	<p>(新 設)</p>	<p>○第1項の確認のために不可欠となる特別な照会・調査を列挙し、それぞれに応じた給付履行期間を規定する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日</u></p> <p><u>(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</u></p> <p><u>(5) 前項の各号の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</u></p> <p>3 <u>前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(損害賠償額の請求)</u></p> <p><u>第16条 被害者は、法第3条の規定による保有者の損害賠償責任が発生したときは、法第23条の3第1項において準用する法第16条の規定に基づき、全自共に対して損害賠償額の支払を請求することができます。</u></p> <p>(重複契約の場合の免責)</p> <p><u>第17条 全自共は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結され</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>2 全自共は、被共済者が共済金の支払の請求について前条の手続を2年間怠ったときまたは被害者が損害賠償額等の支払の請求に必要な手続を2年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができます。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(重複契約の場合の免責)</p> <p><u>第6条 全自共は、当該自動車について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結され</u></p>	<p>○保険法第21条第3項を踏まえ、保険契約者または被保険者による調査妨害があった場合に本会が共済金支払の遅滞の責任を負わない旨の規定を設ける。</p> <p>○消滅時効については、保険法第95条で規定されていることから削除する。</p> <p>○自賠法第16条に基づく被害者の直接請求権について明確化する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>ている場合、締結した時がより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した事故に対しては共済金、損害賠償額および法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金（以下この条において「仮渡金」といいます。）を支払いません。</p> <p>2 全自共は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、全自共または被害者がこの共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得します。</p> <p>3 全自共は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し支払うべき共済金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。</p> <p>4 全自共は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、全自共または被</p>	<p>ている場合においては、締結したときがより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した損害については、共済金を支払いません。</p> <p>2 全自共は、前項の場合において、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額の支払または法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金の支払（以下この項、第4項および第10条において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払として給付をしたときは、全自共または被害者がこの共済契約の他に締結したときがより早い契約があることを知っていた場合を除き、その給付をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うものとします。</p> <p>3 全自共は、当該自動車について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結したときが最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し共済金の支払をすべき金額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について共済金を支払いません。</p> <p>4 全自共は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払として給付をしたときは、全自</p>	

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>害者がこの共済契約の他に締結した<u>時</u>が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得<u>します</u>。</p> <p><u>(悪意による損害の免責)</u></p> <p><u>第18条</u> 全自共は、<u>共済契約者または被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払いません。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(指定紛争処理機関)</p>	<p>共または被害者がこの共済契約の他に締結した<u>とき</u>が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の<u>支払について共済金の支払</u>を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得<u>するとともに、被害者に対してした給付の返還を請求する権利を失うもの</u>とします。</p> <p><u>(免 責)</u></p> <p><u>第 5 条</u> 全自共は、<u>第1条の損害が生じた場合であっても、その損害が共済契約者または被共済者の悪意によって生じたものであるときは、共済金を支払いません。</u></p> <p><u>(評価人および裁定人)</u></p> <p><u>第11条</u> 全自共の支払うべき共済金の額について、<u>全自共と被共済者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せます。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人に裁定させます。</u></p> <p><u>2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は半額ずつこれを負担するものとします。</u></p> <p>(指定紛争処理機関の調停)</p>	<p>○免責の対象が共済契約者または被共済者の悪意によって生じた損害であることを明確にするため、条見出しを変更する。</p> <p>○評価人の判断および裁定人の裁定が実務上行われておらず、現在では紛争処理機関も存在し現実的でないことから削除する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p><u>第19条 全自共が支払うべき共済金または損害賠償額の決定について、全自共と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</u></p> <p>2 <u>全自共は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</u></p> <p>(代 位)</p> <p><u>第20条 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、全自共がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は全自共に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。</u></p> <p><u>(1) 全自共が損害額の全額を共済金または損害賠償額として支払った場合 被共済者が取得した債権の全額</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</u></p> <p>2 <u>前項第2号の場合において、全自共に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、全自共に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</u></p> <p>3 <u>被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に</u></p>	<p><u>第12条 前条の規定にかかわらず法第23条の5の指定紛争処理機関に、紛争処理の申請ができる。</u></p> <p>2 <u>全自共は、前項の指定紛争処理機関の紛争処理による調停があった場合は、前条の規定にかかわらず、本会が支払うべき共済金額について、当該の調停に従うこととします。</u></p> <p>(代 位)</p> <p><u>第13条 被共済者が他人に対し損害の賠償を請求することができる場合において、全自共が被共済者に共済金を支払ったときまたは法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定により被害者に損害賠償額の支払をしたときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、全自共は、共済金または支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得します。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に</u></p>	<p>○保険法第25条において請求権代位について差額説によることが明確化されたことから変更する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>損害賠償額が支払われたときは、<u>第1項の債権</u>を行使するために必要な一切の書類を全自共に<u>提出</u>しなければなりません。</p> <p>(先取特権)</p> <p><u>第21条</u> 事故に係る損害賠償請求権者は、被共済者の全自共に対する共済金請求権について先取特権を有します。</p> <p><u>2</u> 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。</p> <p>(証明書等の再交付)</p> <p><u>第22条</u> 全自共は、<u>証明書</u>または共済標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は<u>証明書</u>を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった<u>証明書</u>または共済標章の提出があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により<u>証明書</u>または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合</p> <p>(共済契約の移転)</p>	<p>損害賠償額が支払われたときは、<u>前項の権利</u>を行使するために必要な一切の書類を全自共に<u>交付</u>しなければなりません。</p> <p>(新 設)</p> <p>(共済証明書等の再交付)</p> <p><u>第21条</u> 全自共は、<u>共済証明書</u>または共済標章を次の各号の場合に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は<u>共済証明書</u>を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった<u>共済証明書</u>または共済標章の提出があった場合。</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により<u>共済証明書</u>または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合。</p> <p>(共済契約の移転)</p>	<p>○責任保険の先取特権に係る保険法第22条の新設に伴い、事故に係る損害賠償請求者の先取特権について明確化する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>第23条 共済契約者は、全自共の承認を得て、共済契約を全自共の会員である組合に移転することができます。</p> <p>(準拠法)</p> <p>第24条 この約款に定めていない事項については、<u>日本の法令によります。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>第24条 共済契約者は、全自共の承認を得て、共済契約を全自共の会員である組合に移転することができます。</p> <p>(準拠法)</p> <p>第25条 この約款に定めていない事項については、<u>日本の法令に準拠します。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この約款の適用にあたっては、平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に共済期間の始期を有する共済契約の共済掛金については、法附則第7項に規定する保険料等充当交付金の額を控除した金額を共済掛金の全額とみなします。</u></p>	<p>○保険料等充当交付金の交付が平成20年3月31日始期の契約を以って終了したことに伴い付則を削除する。</p>

(注) 全自共の会員である傘下5自動車共済協同組合の自動車損害賠償責任共済約款は、全自共の自動車損害賠償責任共済約款から以下のとおりに置き換わる。

- ・第1条中「全国自動車共済協同組合連合会（以下「全自共」といいます。）」が「当組合」に置き換わる。
- ・第2条以下「全自共」が「当組合」に置き換わる。

自動車損害賠償責任共済規程 新旧比較

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>－ 略 －</p> <p>(共済の目的の範囲) 第 3 条 共済の目的は、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>（以下、「<u>証明書</u>」<u>という。</u>）記載の自動車（以下「<u>被共済自動車</u>」<u>という。</u>）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含む。）における運行によって他人の生命または身体を害したこと（以下「<u>事故</u>」<u>という。</u>）により、被共済者が負った法律上の損害賠償とする。</p>	<p>－ 略 －</p> <p>(共済の目的の範囲) 第 3 条 共済の目的は、自動車の日本国内（日本国外における日本船舶内を含む。）における運行によって他人の生命または身体を害したことにより、被共済者が負った法律上の損害賠償責任とする。</p>	<p>○表記について、約款との整合を図る。</p>
<p>(共済契約者および被共済者の範囲) 第 4 条 共済契約者は、本会の会員である交通共済協同組合（以下「<u>会員</u>」<u>という。</u>）の組合員とする。ただし、中協法第 9 条の 2 第 3 項に規定された組合員以外の者にも利用させることができる。 2 被共済者は、<u>被共済自動車</u>の保有者およびその運転者とする。</p>	<p>(共済契約者および被共済者の範囲) 第 4 条 共済契約者は、本会の会員である交通共済協同組合（以下「<u>会員</u>」<u>という。</u>）の組合員とする。ただし、中協法第 9 条の 2 第 3 項に規定された組合員以外の者にも利用させることができる。 2 被共済者は、<u>自動車損害賠償責任共済証明書</u>（以下「<u>共済証明書</u>」<u>という。</u>）に記載されている<u>自動車</u>の保有者およびその運転者とする。</p>	<p>○第 3 条の改定に伴い、変更する。</p>
<p>－ 略 －</p> <p>(共済契約締結の単位) 第 8 条 共済契約は、<u>被共済自動車</u> 1 両ごとに締結するものとする。</p>	<p>－ 略 －</p> <p>(共済契約締結の単位) 第 8 条 共済契約は、<u>自動車</u> 1 両ごとに締結するものとする。</p>	<p>○第 3 条の改定に伴い、変更する。</p>
<p>－ 略 －</p> <p>(共済契約の承諾) 第 11 条 本会は、前条第 1 項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第 24 条第 2 項第 3 号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第 11 条各号に掲げる事項に該当する場合には、次に定めるところによるものとする。 (1) 令第 11 条第 1 号に掲げる事項に<u>該当する場合には</u>、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し<u>適当と認めた場合以外</u>は承諾しないものとする。 (2) 令第 11 条第 2 号に掲げる事項に<u>該当する場合には</u>、その申込みを承諾しないものとする。 (3) 令第 11 条第 3 号に掲げる事項に<u>該当する場合には</u>、その申込みを承諾しないものとする。 (4) 令第 11 条第 4 号に掲げる事項に<u>該当する場合には</u>、<u>その申込みの日から起算して規則第 7 条で定める期間を経過する日以後である契約の申込みであるときは、別に定めるしんしゃく期間を認める場合以外</u>は、<u>その申込みを承諾しないものとする。</u></p>	<p>－ 略 －</p> <p>(共済契約の承諾) 第 11 条 本会は、前条第 1 項の申込みがあったときは、当該申込みを承諾するものとする。ただし、法第 24 条第 2 項第 3 号に掲げる場合には当該申込みを承諾しないものとし、令第 11 条各号に掲げる事項に該当する場合には、次に定めるところによるものとする。 (1) 令第 11 条第 1 号に掲げる事項の場合には、その申込み自動車の共済の引受の可否を検討し<u>適当と認めた場合以外</u>は承諾しないものとする。 (2) 令第 11 条第 2 号に掲げる事項に<u>該当する場合には</u>、その申込みを承諾しないものとする。 (3) 令第 11 条第 3 号に掲げる事項に<u>該当する場合には</u>、その申込みを承諾しないものとする。 (4) 令第 11 条第 4 号に掲げる事項の場合には、<u>自動車の継続検査の場合に新たに記入されるべき自動車検査証の有効期間の始期前 1 か月以内になされた申込みについて自動車検査証の有効期間と共済期間のずれのため、別に定めるしんしゃく期間を認める場合以外</u>は承諾しないものとする。</p>	<p>○条文を整備する。</p> <p>○簡易な表記に改め、条文を整備する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>— 略 —</p> <p>(証明書等の交付)</p> <p>第14条 本会は、共済掛金を収受したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の証明書を共済契約者に交付するものとし、<u>共済証書は交付しない。</u></p> <p>2 本会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車または締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について証明書を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の5に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>3 本会は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に証明書を再交付する。</p> <p>4 本会は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に共済標章を再交付する。</p>	<p>— 略 —</p> <p>(共済証明書等の交付)</p> <p>第14条 本会は、共済掛金を収受したときは、規則第8条において準用する規則第1条に定める様式の<u>共済証明書</u>を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>2 本会は、検査対象外軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の検査対象外軽自動車をいう。以下同じ。）、原動機付自転車または締約国登録自動車（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号。以下「特例法」という。）第2条第2項の締約国登録自動車をいう。以下同じ。）について<u>共済証明書</u>を交付したときは、規則第8条において準用する規則第1条の5に定める様式の共済標章を共済契約者に交付するものとする。</p> <p>3 本会は、共済契約者から請求があったときは、<u>取扱規定集に定める共済証書を共済契約者に交付する。</u></p> <p>4 <u>前項の共済証書には、次の事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) 第10条第2項第1号および第3号から第6号までに掲げる事項</p> <p>(2) 契約年月日</p> <p>(3) 共済契約者の氏名または名称および住所</p> <p>(4) 共済証書の作成地および作成年月日</p> <p>5 本会は、法第9条の4において準用する法第7条第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に<u>共済証明書</u>を再交付する。</p> <p>6 本会は、法第9条の4において準用する法第9条の2第4項の規定により共済契約者から請求があったときは、共済契約者に共済標章を再交付する。</p>	<p>○保険法において自賠責に証券交付の規定が適用されないことが明確化されたこと、共済証書の発行が実務上行なわれていないことから、共済証書は発行しないこととし、第3項および第4項を削除する。</p>
<p>(共済金等の支払事由)</p> <p>第15条 本会は、被共済者が、<u>事故により</u>、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。</p> <p>2 本会は、<u>被共済自動車の保有者たる被共済者が法第3条に規定する損害賠償責任を負った場合</u>において被害者から請求があったときは、被害者に損害賠償額（法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の損害賠償額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</p> <p>3 本会は、被共済者が被害者に損害の賠償をした場合において、被共済者に共済金を支払ったときは、前項の規定にかかわらず、当該共済金の額に相当する額については被害者に損害賠償額を支払わないものとする。</p>	<p>(共済金等の支払事由)</p> <p>第15条 本会は、被共済者が、<u>共済証明書に記載されている自動車の運行によって他人の生命または身体を害した場合</u>において、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を受けたときは、被共済者に共済金を支払うものとする。</p> <p>2 本会は、<u>自動車の保有者たる被共済者が法第3条に規定する損害賠償責任を負った場合</u>において被害者から請求があったときは、被害者に損害賠償額（法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の損害賠償額をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</p> <p>3 本会は、被共済者が被害者に損害の賠償をした場合において、被共済者に共済金を支払ったときは、前項の規定にかかわらず、当該共済金の額に相当する額については被害者に損害賠償額を支払わないものとする。</p>	<p>○第3条の改定に伴い、変更する。</p> <p>○ 同 上</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>4 第2項の規定により本会が被害者に損害賠償額を支払ったときは、共済契約者または被共済者の悪意によって損害が生じた場合を除き、本会が被共済者に当該損害賠償額に相当する額の共済金を支払ったものとみなす。</p> <p>5 本会は、<u>被共済自動車の保有者たる被共済者による事故</u>について被害者から請求があったときは、被害者に仮渡金（法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の仮渡金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</p>	<p>4 第2項の規定により本会が被害者に損害賠償額を支払ったときは、共済契約者または被共済者の悪意によって損害が生じた場合を除き、本会が被共済者に当該損害賠償額に相当する額の共済金を支払ったものとみなす。</p> <p>5 本会は、<u>自動車の保有者たる被共済者が共済証明書に記載されている自動車の運行によって他人の生命または身体を害した場合</u>において被害者から請求があったときは、被害者に仮渡金（法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の仮渡金をいう。以下同じ。）を支払うものとする。</p>	<p>○第3条の改定に伴い、変更する。</p>
<p>（悪意による損害の免責） 第16条 本会は、第17条に規定する場合を除き、共済契約者または被共済者の悪意によって生じた損害については、共済金を支払わないものとする。</p>	<p>（免 責） 第16条 本会は、第17条に規定する場合を除き、共済契約者または被共済者の悪意によって生じた損害については、共済金を支払わないものとする。</p>	<p>○免責の対象を表題で明確化すべく、変更する。</p>
<p>（重複契約の場合の免責） 第17条 本会は、<u>被共済自動車</u>について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合においては、締結した時がより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した第15条第1項の共済金、第2項の損害賠償額および第5項の仮渡金（以下「共済金等」という。）を支払わないものとする。</p> <p>2 本会は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」という。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした支払の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>3 本会は、<u>被共済自動車</u>について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し支払うべき共済金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について共済金等を支払わないものとする。</p> <p>4 本会は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした支払の返還を請求する権利を失うものとする。</p>	<p>（重複契約の場合の免責） 第17条 本会は、<u>共済証明書に記載されている自動車</u>について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合においては、締結した時がより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した第15条第1項の共済金、第2項の損害賠償額および第5項の仮渡金（以下「共済金等」という。）を支払わないものとする。</p> <p>2 本会は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」という。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした支払の返還を請求する権利を失うものとする。</p> <p>3 本会は、<u>共済証明書に記載された自動車</u>について、この共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に関し支払うべき共済金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額について共済金等を支払わないものとする。</p> <p>4 本会は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、本会または被害者がこの共済契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する者に対して有する権利を取得するとともに、被害者に対してした支払の返還を請求する権利を失うものとする。</p>	<p>○第3条の改定に伴い、変更する。</p> <p>○第3条の改定に伴い、変更する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>— 略 —</p> <p>(共済金等の支払手続)</p> <p>第19条 共済契約者または被共済者は、<u>事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を遅滞なく書面で本会に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) 事実発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業 (削 除)</p> <p><u>(2) 前号に掲げる事項について証人となる者があるときは、その者の住所および氏名</u></p> <p><u>(3) 損害賠償の請求を受けたときまたは第15条第1項の損害に係る訴訟を提起し、もしくは提起されたときはその内容</u></p> <p>2 共済契約者または被共済者は、第15条第1項の損害または事故が発生した場合において、本会が特に必要とする書類または証拠となるべきものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを本会に提出しなければならない。</p> <p><u>3 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、本会が求めるものを本会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 共済金請求書</u> <u>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</u> <u>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</u> <u>(4) 事故発生状況報告書</u> <u>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</u> <u>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u> <u>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療(調剤)報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u> <u>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</u></p>	<p>— 略 —</p> <p>(共済金等の支払手続)</p> <p>第19条 共済契約者または被共済者は、<u>第15条第1項の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を遅滞なく書面で本会に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該事実発生の日時、場所およびその状況</u></p> <p><u>(2) 被害者の氏名、住所、年齢および職業</u></p> <p><u>(3) 前2項に掲げる事項の証人となる者があるときはその氏名および住所</u></p> <p><u>(4) 損害賠償の請求を受けたときまたは第15条第1項の損害に係る訴訟を提起しようとするとき、もしくは提起されたときはその内容</u></p> <p>2 共済契約者または被共済者は、第15条第1項の損害または<u>その原因となるべき事実</u>が発生した場合において、本会が特に必要とする書類または証拠となるべきものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを本会に提出しなければならない。</p> <p><u>3 被共済者は、共済金の支払を請求するときは、第15条第1項の損害の額の確定した日の翌日から起算して30日以内または本会が承認した猶予期間内に、共済金請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他本会が必要とする書類を添えて、これを本会に提出しなければならない。</u></p>	<p>○第3条の改定に伴い、変更する。</p> <p>○第1号と第2号を統合し、約款との整合を図る。</p> <p>○表記について、約款との整合を図る。</p> <p>○ 同 上 ○ 同 上</p> <p>○新条文第19条第7項における共済金給付履行期の起算点を明確にするため、共済金請求に係る書類を明示する。 ○原則30日以内に請求手続をおこなわなければならないとする特段の理由はないことから、当該規定を削除する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>4 本会は、事故の内容、損害の額等に応じ、<u>共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または本会が行う調査への協力を求めることがある。この場合には、本会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。</u></p> <p>5 被害者は、<u>損害賠償額の支払または仮渡金の支払を請求しようとするときは、令第12条において準用する令第3条に規定する書類により請求しなければならない。ただし、令第12条において準用する令第8条に規定する添付書類の省略を行なうことができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>6 本会は、第3項および前項の場合に、特に必要があると認めるときは、<u>共済金等の支払を請求した者に対し、本会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、本会の負担とする。</u></p> <p>7 本会は、<u>被共済者が第3項の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」という。）からその日を含めて30日以内に、本会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払うものとする。</u></p> <p>(1) <u>共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実</u></p> <p>(2) <u>共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</u></p> <p>(3) <u>共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容</u></p> <p>(4) <u>共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済規程において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</u></p> <p>(5) <u>前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、本会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>4 被害者は、<u>損害賠償額の支払を請求するときは、損害賠償額支払請求書に次の各号に掲げる書類（すでに仮渡金の支払を請求しているときは、第3号に掲げる書類）を添えて、これを本会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>診断書または検案書</u></p> <p>(2) <u>加害者および被害者の氏名、住所ならびに加害行為の行われた日時および場所を証するに足りる書面</u></p> <p>(3) <u>請求する金額の算出基礎を証するに足りる書面であって、診療報酬の請求に係る明細その他損害額の内容および根拠を明示しているもの</u></p> <p>(4) <u>死亡した者についての請求にあつては、請求する者の死亡した者との続柄を証するに足りる書面</u></p> <p>5 被害者は、<u>仮渡金の支払を請求するときは、仮渡金支払請求書に、損害賠償額の支払の請求と同時に請求しようとする場合およびすでに損害賠償額の支払を請求している場合を除き、前項第1号、第2号および第4号に掲げる書類を添えて、これを本会に提出しなければならない。</u></p> <p>6 本会は、<u>前3項の場合に、特に必要があると認めるときは、共済金等の支払を請求した者に対し、本会の指定する医師の診断書の提出を求めることができる。この場合において、必要な費用は、本会の負担とする。</u></p> <p>7 <u>共済金または損害賠償額は、第3項または第4項の書類が本会に到達した日からその日を含めて30日以内に支払うものとする。ただし、本会がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払う。</u></p>	<p>○調査協力義務の規定を追加する。</p> <p>○被害者請求、仮渡金請求の方法および請求書類は、自賠法施行令で規定されているため、旧条文第4項と第5項を統合し、条文を整備する。</p> <p>○ 同 上</p> <p>○損害賠償額や仮渡金の請求も対象とすべく、変更する。</p> <p>○保険法第21条を踏まえ、必要な確認事項を明確化するとともに、共済金給付履行期を規定する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>8 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、本会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払う。この場合において、本会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含む。） 180日</p> <p>(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</p> <p>(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日</p> <p>(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</p> <p>(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</p> <p>9 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間については、第7項または前項の期間に算入しないものとする。</p> <p>10 損害賠償額または仮渡金は、それぞれ、第5項の書類が本会に到達した後、遅滞なく、本会の事務所または本会の指定する場所において支払うものとする。ただし、その損害賠償額の支払においては法第23条の3第1項において準用する法第16条の9の規定に従うものとする。</p> <p>11 本会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>12 本会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>13 本会は、被共済者が第3項の規定による手続を3年間怠り、または被害者が第5項の規定による手続を3年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>8 仮渡金は、第5項の書類が本会に到達した後、遅滞なく、本会の事務所または本会の指定する場所において支払うものとする。</p> <p>9 本会は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ被共済者の意見を求めるものとし、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>10 本会は、仮渡金の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知するものとする。</p> <p>11 本会は、被共済者が第3項の規定による手続を2年間怠り、または被害者が第4項もしくは第5項の規定による手続を2年間怠ったときは、共済金または損害賠償額もしくは仮渡金を支払わないことができる。</p>	<p>○前項の確認のために不可欠となる特別な照会・調査を列挙し、それぞれに応じた給付履行期を規定する。</p> <p>○保険法第21条第3項に即し、調査妨害等があった場合の規定を設ける。</p> <p>○第7項の規定から損害賠償額の記述を削除したため、新条文第10項で規定する。</p> <p>○法第16条の9の新設に伴い、追加する。</p> <p>○保険法で消滅時効が3年間と定められたため、変更する。</p>
<p>第20条 削 除</p>	<p>(評価人および裁定人)</p> <p>第20条 本会の支払うべき共済金の額について、本会と被共済者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せる。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人に裁定させる。</p> <p>2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含む。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含む。）は、半額ずつ負担する。</p>	<p>○評価人の判断、裁定人の裁定が実務上行われておらず、現在では紛争処理機構も存在し現実的でないことから、削除する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(指定紛争処理機関による紛争の処理)</p> <p>第21条 本会が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、本会と被共済者または被害者との間に争いが生じた場合には、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとする。</p> <p>2 本会は、第1項に規定する指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等により解決が行われた場合には、この限りではない。</p>	<p>(指定紛争処理機関による紛争の処理)</p> <p>第21条 <u>前条の規定にかかわらず</u>、本会が支払うべき共済金または損害賠償額の額について、本会と被共済者または被害者との間に争いが生じた場合には、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとする。</p> <p>2 本会は、第1項に規定する指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守するものとする。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等により解決が行われた場合には、このかぎりではない。</p>	<p>○第20条削除に伴い変更するとともに、条文を整備する。</p>
<p>(損害防止義務)</p> <p>第22条 共済契約者および被共済者は、第15条第1項の損害または事故が発生したときは、その損害の発生および拡大の防止に努めなければならない。</p>	<p>(損害防止義務)</p> <p>第22条 共済契約者および被共済者は、第15条第1項の損害またはその原因となるべき事実が発生したときは、当該損害の軽減および他の損害の防止に努めなければならない。</p>	<p>○第3条の改定に伴い、変更する。 ○表記について、保険法との整合を図る。</p>
<p>(代 位)</p> <p>第23条 <u>損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、本会がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は本会に移転するものとする。ただし、移転するのは、次の額を限度とする。</u></p> <p><u>(1) 本会が損害額の全額を共済金または損害賠償額として支払った場合被共済者が取得した債権の全額</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</u></p> <p>2 <u>前項第2号の場合において、本会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、本会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。</u></p> <p>3 <u>被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類を本会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(代 位)</p> <p>第23条 本会は、被共済者が第三者に対し損害の賠償を請求することができる場合において、被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額を支払ったときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、かつ、その支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得するものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、前項の権利を行使するために必要な一切の書類を本会に交付しなければならない。</p>	<p>○保険法第25条において請求権代位について差額説によることが明確化されたため、変更する。</p> <p>○第2項を追加したことに伴い変更する。 ○表記について、約款との整合を図る。</p>
<p>(先取特権)</p> <p>第23条の2 <u>事故に係る損害賠償請求権者は、被共済者の本会に対する共済金請求権について、保険法第22条で規定する先取特権を有する。</u></p> <p>2 <u>共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできない。また、共済金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることはできない。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除く。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>○保険法第22条の新設に伴い、先取特権を明確化すべく、新設する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>— 略 —</p> <p>(通知義務)</p> <p>第26条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を本会に通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項について変更した場合</u></p> <p>(2) <u>被共済自動車</u>が法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>(3) <u>その他証明書記載事項について変更した場合</u></p> <p>2 本会は、<u>前項の規定による通知により証明書の記載内容の変更を生じた場合は</u>、遅滞なく、証明書にその旨の記載をするものとする。ただし、第34条第1項の規定による共済掛金の不足額または次項の規定による支払った金額の支払がなかったときは、この限りではない。</p> <p>3 本会は、<u>第1項に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した第15条第1項の損害を支払った場合において</u>、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、その支払った金額を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第34条第1項の規定により、共済掛金の不足の額の払込みをしたときは、この限りではない。</p>	<p>— 略 —</p> <p>(通知義務)</p> <p>第26条 共済契約者または被共済者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、<u>書面によりその旨を本会に通知しなければならない。この場合において、共済証明書にその旨を記載することを請求しなければならない。</u></p> <p>(1) 法第20条に規定する事項について変更した場合</p> <p>(2) <u>自動車</u>が法第10条に規定する自動車となった場合</p> <p>(3) <u>その他共済証明書の記載を変更すべき事実が生じた場合</u></p> <p>2 本会は、<u>前項後段の規定による請求があったときは</u>、遅滞なく、<u>共済証明書にその旨の記載をするものとする。ただし、第34条第1項後段の規定による共済掛金の不足額または次項の規定による支払った金額がなかったときは、このかぎりではない。</u></p> <p>3 本会は、<u>第1項第1号または第3号の事実が発生し、危険が増加した後に発生した第15条第1項の損害を支払った場合において</u>、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、その支払った金額を請求するものとする。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に第34条第1項の規定により、共済掛金の不足の額の払込みをしたときは、このかぎりではない。</p>	<p>○書面以外での通知も可能にする。</p> <p>○自賠法第7条第2項および本条第2項によるものとし、削除する。</p> <p>○法第23条の3第1項の改正に伴い、変更する。</p> <p>○第3条の改定に伴い、変更する。</p> <p>○表記について、約款との整合を図る。</p> <p>○第1項後段を削除することに伴い変更するとともに、条文を整備する。</p> <p>○条文の整備を図る。</p>
<p>(共済契約者の権利義務の承継)</p> <p>第27条 <u>被共済自動車</u>が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利義務を承継することを共済契約者と約し、本会が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時に、その承継について本会の承認があったものとみなす。</p>	<p>(共済契約者の権利義務の承継)</p> <p>第27条 <u>共済証明書に記載されている自動車</u>が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利義務を承継することを共済契約者と約し、本会が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時に、その承継について本会の承認があったものとみなす。</p>	<p>○第3条の改定に伴い、変更する。</p>
<p>(共済契約の取消しおよび無効)</p> <p>第28条 <u>共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって本会が共済契約を締結した場合には、本会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取消すことができる。</u></p> <p>2 <u>農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を被共済自動車とする共済契約を締結した場合には、その共済契約は無効とする。</u></p>	<p>(共済契約の無効)</p> <p>第28条 <u>共済契約締結の際、共済契約に関し、共済契約者または被共済者に詐欺の行為があったときは、共済契約は無効とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>○詐欺無効は保険法上の無効事由ではないため撤廃し、保険法第32条第1号が前提とする民法第96条の詐欺取消しを規定する。</p> <p>○自賠法の対象外となる自動車に係る契約は無効であることを明確化する。</p>
<p>(共済契約者による解除)</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、本会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p>	<p>(共済契約者による解除)</p> <p>第29条 共済契約者は、次条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にかぎり、本会に対する書面による通知をもって将来に向かって、共済契約を解除することができる。</p>	

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第 15 条、第 15 条の 2 または第 16 条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、<u>使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</u></p> <p>(4) <u>関税法第 67 条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(5) <u>道路運送車両法第 34 条第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p>(6) <u>道路運送車両法第 36 条の 2 第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</u></p> <p>(7) <u>道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 63 条の 2 第 3 項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</u></p>	<p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第 15 条、第 15 条の 2 または第 16 条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、<u>地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」といいます）</u> または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、<u>使用を廃止した場合（特別区または市町村の条例で小型特殊自動車または原動機付自転車に当該特別区または市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合は、当該標識を特別区または市町村の長に提出した場合に限る。）</u></p> <p>(4) <u>登録証書（特例法第 5 条第 1 項の登録証書をいう。以下同じ。）の交付を受けた自動車について、特例法第 2 条第 2 項の締約国において使用するため関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(5) <u>締約国登録自動車について、関税法第 67 条の輸出の許可を受けた場合</u></p> <p>(6) <u>道路運送車両法第 34 条第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</u></p> <p>(7) <u>道路運送車両法第 36 条の 2 第 1 項（同法第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）の許可を受けて運行の用に供する自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</u></p> <p>(8) <u>道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 63 条の 2 第 3 項ただし書きの規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する検査対象外軽自動車について、臨時運転番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</u></p>	<p>○表記について、約款との整合を図る。</p> <p>○表記について、約款との整合を図る。</p> <p>○第 4 号と第 5 号を統合し、条文を整備する。</p> <p>○上記に伴い削除する。</p> <p>○表記について、道路運送車両法施行規則との整合を図る。</p>
<p>(本会または共済契約者による解除)</p> <p>第 30 条 本会または共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、本会は<u>共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者は本会に対する書面による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>被共済自動車が法第 10 条に規定する自動車となった場合</u></p> <p>(2) <u>被共済自動車について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</u></p>	<p>(本会または共済契約者による解除)</p> <p>第 30 条 本会または共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、本会は<u>証明書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって、共済契約者は本会に対する書面による通知をもってそれぞれ将来に向かって、共済契約を解除することができる。</u></p> <p>(1) <u>自動車が法第 10 条に規定する自動車となった場合</u></p> <p>(2) <u>当該自動車について他に共済契約または保険契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期よりも遅いものである場合</u></p>	<p>○証明書記載住所にあてた通知による到達擬制（みなし到達）を撤廃する。</p> <p>○第 3 条の改定に伴い、変更する。</p> <p>○ 同 上</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(告知義務)</p> <p>第31条 <u>共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、本会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項(以下この条において「告知事項」という。)について、本会に事実を正確に告げなければならない。</u></p> <p>2 <u>本会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができる。ただし、本会がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出て本会がこれを承認した後、または本会が解除の原因を知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しない。</u></p> <p>4 <u>第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生ずるものとする。</u></p> <p>5 <u>本会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができる。</u></p> <p>6 <u>本会は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求する。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(告知義務違反等による解除)</p> <p>第31条 <u>本会は、共済契約締結の際、共済契約者が本会に対し、悪意または重大な過失によって法第20条に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、証明書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって共済契約を解除することができる。ただし、本会が、共済契約締結の際、その告げなかった事実を知り、もしくはその告げたことが不実であることを知っていた場合または過失によってその告げなかった事実を知らず、もしくはその告げたことが不実であることを知らなかった場合には、このかぎりではない。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による解除権は、本会が共済契約者もしくは被共済者が書面をもってその訂正を申し出て共済証明書の記載を訂正したとき、本会が解除の原因を知った時から1か月間これを行わなかったとき、または共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅する。</u></p> <p>2 <u>本会が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者がその解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かって、その効力を生ずるものとする。</u></p> <p>3 <u>本会は、前項の解除の効力が生ずる日前に発生した第15条第1項の損害について、共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対し、その支払った金額の支払を請求することができる。</u></p> <p>4 (略) <u>この場合において、共済証明書の記載の訂正に伴い、共済掛金を訂正する必要があるときは、本会は、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴することができる。</u></p> <p>5 <u>第1項から前項までの規定は、共済契約締結の際、自動車の保有者または運転者であって共済契約者以外の者であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく法第20条各号に掲げる事項を告げず、または当該事項につき不実のことを告げた場合について準用する。</u></p>	<p>○保険法第4条および自賠法第20条改正にあわせ告知の総則規定を新設した他、告知義務者に「被共済者になる者」を追加し、質問応答義務であることを明示する。</p> <p>○保険法第28条にあわせ、「悪意」を「故意」に変更する。</p> <p>○証明書記載住所にあてた通知による到達擬制(みなし到達)を撤廃する。</p> <p>○表記について、約款との整合を図る。</p> <p>○ 同 上</p> <p>○ 同 上</p> <p>○ 同 上</p> <p>○ 同 上</p> <p>○第1項において告知義務者に「被共済者」が追加されたことに伴い、削除する。</p>
<p>(証明書等の返納)</p> <p>第32条 <u>共済契約者は、共済契約が解除されたときは、証明書および共済標章を本会に返納しなければならない。</u></p>	<p>(共済証明書等の返納)</p> <p>第32条 <u>共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済証明書および共済標章を本会に返納しなければならない。</u></p>	<p>○第3条の改定に伴い、変更する。</p>
<p>(共済掛金の払戻)</p> <p>第33条 <u>本会は、共済契約が第28条第1項の規定により取消しとなった場合には、共済掛金を払い戻さないものとする。</u></p> <p>2 <u>本会は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に係る部分につき取扱規定集に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</u></p>	<p>(共済掛金の払戻)</p> <p>第33条 <u>本会は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により共済契約が無効となった場合には、共済掛金を払い戻さないものとする。</u></p> <p>2 <u>本会は、次の各号に掲げる場合には、共済掛金のうち未経過共済期間に係る部分につき取扱規定集に定めるところにより算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</u></p>	<p>○第28条において詐欺無効を詐欺取消しに変更することに伴い、保険法第32条第1号の規定に従い、共済掛金を返還しない旨規定する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により共済契約が失効した場合</p> <p>(2) 第29条または第31条第2項の規定により共済契約が解除された場合</p> <p>(3) 第30条の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合</p> <p>3 本会は、共済契約が失効した場合（前項第1号に掲げる場合を除く。）、第30条の規定により本会が共済契約を解除した場合または本会のみ^の責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相当する金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>4 本会は、共済契約が共済期間の開始前に解除された場合には、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」中の返還共済掛金の計算により算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p>	<p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失により共済契約が失効した場合</p> <p>(2) 第29条または第31条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により共済契約が解除された場合</p> <p>(3) 第30条の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合</p> <p>3 本会は、共済契約が失効した場合（前項第1号に掲げる場合を除く。）、第30条の規定により本会が共済契約を解除した場合または本会のみ^の責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合には、共済掛金につき日割により計算した未経過共済期間に係る部分に相当する金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p> <p>4 本会は、共済契約が共済期間の開始前に解除された場合には、添付「自動車損害賠償責任共済掛金率表」中の返還共済掛金の計算により算出した金額を共済契約者に払い戻すものとする。</p>	<p>○項番号の変更および第31条第5項の削除に伴い、変更する。</p>
<p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第34条 本会は、契約者または被共済者から第26条第1項についての通知があった場合または通知なくしてその事実を知った場合、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとする。この場合には、本会は、当該減額または増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>2 本会は、共済契約者または被共済者の申出により、共済証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>3 本会は、共済契約の成立後、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第34条 本会は、<u>第26条第1項第1号または第3号に掲げる場合において、共済証明書にその旨の記載をするときは</u>、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額するものとする。この場合には、本会は、当該減額または増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>2 本会は、共済契約者または被共済者の申出により、共済証明書の記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>3 本会は、共済契約の成立後、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金の差額を払い戻し、または追徴するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。</p>	<p>○第26条の変更等に伴い、条文の整備を図る。</p>
<p>— 略 —</p> <p>(再共済契約の取消し)</p> <p>第51条の2 共済契約が第28条第1項の規定により取消しとなった場合は、当該共済契約に係る再共済契約も、取消しとする。</p>	<p>(新 設)</p>	<p>○第28条の詐欺無効を詐欺取消しに変更することに伴い、新設する。</p>
<p>— 略 —</p> <p>付 則（平成22年 月 日一部改正） （施行期日）</p> <p>1 この規程の一部改正は、平成22年4月1日より施行する。</p>	<p>— 略 —</p> <p>(新 設)</p>	

(注) 本新旧比較は交協連版。各組合版は以下の3点のみ異なる。

①「本会」が「組合」に置き換わる。 ②第8条(再共済)の条項が挿入されるため、以降の条数がすべて1条ずつ繰り下がる。 ③第51条の2(再共済契約の取消し)は交協連のみの規定のため、新設しない。

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(告知義務)</p> <p><u>第5条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、交協連が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項(以下この条において「告知事項」といいます。)について、交協連に事実を正確に告げなければなりません。</u></p> <p>2 <u>交協連は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、交協連がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出て交協連がこれを承認した後、または交協連が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</u></p> <p>4 <u>第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</u></p> <p>5 <u>交協連は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</u></p> <p>6 <u>交協連は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(告知義務違反等による解除)</p> <p><u>第19条 交協連は、共済契約締結の際、共済契約者が悪意または重大な過失によって法第20条各号に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げた場合は、証明書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって共済契約を解除することができます。ただし、交協連が、共済契約締結の際、その告げなかった事実を知りまたはその告げたことが不実であることを知っていた場合、あるいは過失によってその告げなかった事実を知らずまたはその告げたことが不実であることを知らなかった場合は、この限りではありません。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による解除権は、交協連が共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出て共済証明書の記載を訂正したとき、交協連が解除の原因を知った時から1か月間これを行わなかったときまたは共済契約の成立後5年を経過したときは、消滅します。</u></p> <p>2 <u>交協連が前項の規定により共済契約を解除したときは、その解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</u></p> <p>3 <u>交協連は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対しその支払った金額の支払いを請求することができます。</u></p> <p>4 (略) <u>この場合において、共済証明書の記載の訂正に伴い、共済掛金を訂正する必要があるときは、交協連は、共済掛金の過不足額を払い戻し、または請求することができます。</u></p> <p>5 <u>第1項から前項までの規定は、共済契約締結の際、自動車の保有者または運転者であって共済契約者以外であるものの悪意または重大な過失により、共済契約者が自己に過失がなく法第20条各号に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げた場合について準用します。</u></p>	<p>○保険法第4条および自賠法第20条改正にあわせ告知の総則規定を新設する他、告知義務者に「被共済者になる者」を追加し、質問応答義務であることを明示する。</p> <p>○保険法第28条にあわせ、「悪意」を「故意」に変更する。</p> <p>○証明書記載住所にあてた通知による到達擬制(みなし到達)を撤廃する。</p> <p>○表記について保険約款との整合を図る。</p> <p>○ 同 上</p> <p>○ 同 上</p> <p>○第1項において告知義務者に「被共済者」が追加されたことに伴い、削除する。</p>
<p>(通知義務)</p> <p><u>第6条 共済契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を交協連に通知しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項について変更したとき。</u></p>	<p>(通知義務)</p> <p><u>第14条 共済契約締結の後、次の各号の場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を交協連に書面で通知しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>法第20条に規定する事項について変更したとき。</u></p>	<p>○通知の書面性を廃し、書面以外での通知も可能にする。</p> <p>○法第23条の3第1項の改正に伴い、変更する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(2) <u>被共済自動車</u>が法第10条に規定する自動車となったとき。</p> <p>(3) その他<u>証明書記載事項</u>について変更したとき。</p> <p>2 前項第1号の変更の通知があった場合または交協連が通知なくしてその事実を知った場合において、<u>危険が増加または減少したときは、交協連は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金と、新たな危険に対応する責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約で共済期間を同じくするものの共済掛金（当該共済期間の開始後に共済掛金の変更があった場合には、変更前の共済掛金）のうち、同一日数につき日割計算により算出した共済掛金との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</u></p> <p>3 <u>共済期間中に危険が増加した後に事故が発生し、交協連が共済金または損害賠償額を支払った場合において、共済契約者または被共済者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、交協連は、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、交協連の請求により、事故の発生前に前項に規定する共済掛金の支払をしたときは、この限りではありません。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>(2) 自動車が法第10条に規定する自動車となったとき。</p> <p>(3) その他<u>共済証明書の記載を変更すべき事実が発生したとき。</u></p> <p>2 <u>交協連は、前項第1号または第3号の場合において、共済証明書にその旨の記載をするときは、令第12条において準用する令第10条に定めるところにより、共済掛金を減額し、または増額します。この場合には、交協連は、その減額または増額により生じた共済掛金の過不足の額を払いもどし、または請求をします。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により共済掛金を減額し、または増額する場合において、その減額または増額の額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</u></p> <p>4 <u>交協連は、第1項第1号または第3号に掲げる事実が発生し、危険が増加した後に発生した第1条（共済責任の範囲）の共済金を支払った場合において、共済契約者または被共済者が第1項に規定する通知を怠っていたときは、共済契約者に対し、その支払った金額を請求することができます。ただし、共済契約者が当該損害の発生前に令第12条において準用する令第10条に定めるところにより共済掛金を増額する場合に生じた共済掛金の不足額を払込みしたときは、この限りではありません。</u></p> <p>5 <u>交協連は、共済契約者が第2項の規定による共済掛金の不足額の請求または前項の規定による支払った金額の請求に応じないときは、共済証明書に第1項の規定による記載をしないことができます。</u></p>	<p>○表記について保険約款との整合を図る。</p> <p>○旧条文の第2項と第3項を統合し、保険約款との整合を図る。</p> <p>○表記について保険約款との整合を図る。</p> <p>○ 同 上</p>
<p>(<u>事故の発生</u>)</p> <p>第7条 <u>事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>次の事項を遅滞なく、書面で交協連に通知すること。</u></p> <p>イ <u>事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</u></p> <p>ロ <u>イに掲げる事項について証人となる者がいるときはその者の住所および氏名</u></p> <p>ハ <u>損害賠償の請求を受けたときはその内容</u></p> <p>(2) <u>前号の書類のほか、交協連が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</u></p> <p>(3) <u>他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること</u><u>その他損害の発生および拡大の防止に努めること。</u></p> <p>(4) <u>損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により交協連に通知すること。</u></p>	<p>(<u>共済事故の発生</u>)</p> <p>第7条 <u>共済事故またはその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者または被共済者は、次の各号の事項を履行しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>共済事故またはその原因となるべき事実発生の日時、場所、その状況、被害者の住所氏名、年齢および職業ならびにこれらの事項の証人となる者がいるときはその者の住所氏名、損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面で交協連に通知すること。</u></p> <p>(2) <u>前号の書類のほか、交協連が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</u></p> <p>(3) <u>他人に対し損害の賠償を請求することができる場合においてその権利の保全または行使について必要な手続をすること</u><u>およびその他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>損害賠償責任に関する訴を提起しようとするときまたは提起されたときは、遅滞なく、書面により交協連に通知すること。</u></p>	<p>○第1条で定義する「事故」で用語の統一を図る。</p> <p>○表記について保険約款との整合を図る。</p> <p>○用語・表記について、保険法や保険約款との整合を図る。</p> <p>○表記について保険約款との整合を図る。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>2 交協連は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、<u>第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項</u>に規定する損害の額と合算し、<u>共済金額を限度として共済金を支払います。</u>ただし、損害賠償額の支払がある場合には、<u>共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</u></p>	<p>2 交協連は、前項第3号の場合において要した費用は、<u>第4条（共済金の額）第1項</u>に規定する損害の額と合算し、<u>共済金額を限度として共済金を支払います。</u>ただし、損害賠償額の支払がある場合には、<u>共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</u></p>	<p>○用語・表記について、保険法との整合を図る。</p>
<p>(訴訟等の費用) 第8条 第1条（責任の範囲）の損害に関し、被共済者と被害者との間に争いが生じた場合、交協連は、被共済者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を負担しません。</p>	<p>(訴訟等の費用) 第8条 第1条（<u>共済責任の範囲</u>）の損害に関し、被共済者と被害者との間に争いが生じた場合において、交協連は、被共済者が支出する訴訟、<u>仲裁</u>、和解または調停に関する一切の費用を負担しません。</p>	<p>○表記について保険約款との整合を図る。</p>
<p>(取消し) 第9条 <u>共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって交協連が共済契約を締結した場合には、交協連は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取り消すことができます。</u></p>	<p>(<u>共済契約の無効</u>) 第16条 <u>共済契約締結の際、共済契約に関し、共済契約者または被共済者に詐欺の行為があったときは、共済契約は無効とします。</u></p>	<p>○詐欺無効は保険法上の無効事由ではないため撤廃し、保険法第32条第1号が前提とする民法第96条の詐欺取消しを規定する。</p>
<p>(解除) 第10条 共済契約者は、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、交協連に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。 (1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、<u>輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</u> (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合 (3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合 (削 除) (4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合 (5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合 (6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合 (7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p>	<p>(<u>共済契約者による解除</u>) 第17条 共済契約者は、次条（交協連または共済契約者による解除）に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、交協連に対する書面による通知をもって将来に向かって共済契約を解除することができます。 (1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録、<u>一時抹消登録を受けた場合</u> (2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、<u>地方運輸局運輸支局長（以下「運輸支局長」といいます）</u>または軽自動車検査協会に提出した場合 (3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、<u>特別区または市町村の交付する標識を当該特別区または市町村の長に提出した場合</u> (4) <u>登録証書の交付を受けた自動車について、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律第2条第2項の締約国において使用するため関税法67条の輸出の許可を受けた場合</u> (6) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合 (7) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合 (8) 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合 (5) <u>締約国登録自動車について、関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</u></p>	<p>○旧条文第17条、18条、20条を第10条（解除）に統合する。 ○解除の効力については、第3項で規定する。 ○表記について保険約款との整合を図る。 ○ 同 上 ○ 同 上 ○新条文の第1項第7号に統合するため、削除する。 ○表記について保険約款との整合を図る。 ○ 同 上</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、交協連は<u>共済契約者に対する書面</u>による通知をもって、共済契約者は交協連に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) <u>第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険（法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</u></p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。</p> <p>4 共済契約者は、<u>第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）第2項による解除の場合、被共済自動車が共済標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および共済標章を、その他の自動車であるときは証明書を交協連へ返納しなければなりません。</u></p>	<p>(<u>交協連または共済契約者による解除</u>)</p> <p>第18条 <u>交協連または共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、交協連は証明書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって、共済契約者は交協連に対する書面による通知をもって、それぞれ将来に向かって共済契約を解除することができます。</u></p> <p>(1) <u>被共済自動車が法第10条に規定する自動車となった場合</u></p> <p>(2) <u>被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期が当該共済契約の共済期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>共済証明書等の返納</u>)</p> <p>第20条 <u>共済契約者は、共済契約が解除されたときは、共済標章の交付を受けている被共済自動車にあつては共済証明書および共済標章を、その他の自動車にあつては共済証明書を交協連に返納しなければなりません。</u></p>	<p>○証明書記載住所にあてた通知による到達抑制（みなし到達）を撤廃する。</p> <p>○解除の効力については、第3項で規定する。</p> <p>○表記について保険約款との整合を図る。</p> <p>○ 同 上</p> <p>○ 同 上</p>
<p>(<u>共済契約者の権利および義務の承継</u>)</p> <p>第11条 <u>被共済自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利および義務を承継することを共済契約者と約し、交協連が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについて交協連の承認があったものとみなします。</u></p>	<p>(<u>共済契約者の権利義務の承継</u>)</p> <p>第15条 <u>被共済自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利および義務を承継することを共済契約者と約し、交協連が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについて交協連の承認があったものとみなします。</u></p>	<p>○表記について保険約款との整合を図る。</p>
<p>(<u>共済掛金の変更</u>)</p> <p>第12条 <u>共済契約の成立後において、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、交協連は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を返還し、または請求します。</u></p>	<p>(<u>共済掛金の変更</u>)</p> <p>第22条 <u>共済契約の成立後において、共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、交協連は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を請求または返還します。</u></p>	<p>○表記について保険約款との整合を図る。</p>
<p>(<u>共済掛金の返還</u>)</p> <p>第13条 <u>第9条（取消し）の規定により、交協連が共済契約を取り消した場合には、交協連は、共済掛金を返還しません。</u></p> <p>2 交協連は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または<u>第5条（告知義務）第2項および第10条（解除）の場合（第10条第2項の規定により交協連が解除した場合を除きます。）</u>には、<u>未経過期間に対して交協連の定める「<u>解約共済掛金表</u>」による共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p>	<p>(<u>共済掛金の返還</u>)</p> <p>第23条 <u>交協連は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の無効の場合には、共済掛金を返還しません。</u></p> <p>2 交協連は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または<u>第19条（告知義務違反等による解除）第1項（同条第5項において準用する場合を含みます。）および第17条（共済契約者による解除）の解除の場合には、未経過期間に対して交協連の定める「<u>自動車損害賠償責任共済掛金率表</u>」中の<u>解約掛金率</u>による共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p>	<p>○新条文第9条の変更に伴い、保険法第32条第1号の規定に従い、共済掛金を返還しない旨規定する。</p> <p>○旧条文第17条、19条の改定に伴い変更する。</p> <p>○表記について保険約款との整合を図る。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>3 <u>前項の場合を除き、交協連は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p> <p>4 <u>交協連のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合および交協連が第10条（解除）第2項の規定により共済契約を解除した場合には、交協連は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p>	<p>3 <u>前2項の場合を除き、交協連は、<u>共済契約の無効の場合には共済掛金の全額を、失効の場合にはその翌日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金を共済契約者に返還します。</u></u></p> <p>4 <u>交協連のみの責に帰すべき事由により共済契約が解除された場合および交協連が第18条（交協連または共済契約者による解除）の規定により共済契約を解除した場合には、交協連は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。</u></p>	<p>○詐欺無効を詐欺取消しに変更することに伴い、削除する。 ○表記について保険約款との整合を図る。</p> <p>○旧条文第18条の改定に伴い変更する。</p>
<p>(共済金の請求)</p> <p><u>第14条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、交協連が求めるものを交協連に提出しなければなりません。</u></p> <p>(1) <u>共済金請求書</u></p> <p>(2) <u>印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</u></p> <p>(3) <u>公の機関が発行する交通事故証明書</u></p> <p>(4) <u>事故発生状況報告書</u></p> <p>(5) <u>死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</u></p> <p>(6) <u>後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u></p> <p>(7) <u>傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</u></p> <p>(8) <u>被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</u></p> <p>2 <u>交協連は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または交協連が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、交協連が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</u></p> <p>3 <u>交協連は、特に必要があると認めるときは、交協連の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、交協連が負担します。</u></p>	<p>(共済金の請求)</p> <p><u>第9条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、被共済者と被害者との間に第4条（共済金の額）第1項に規定する損害の額の確定した日の翌日から起算して30日以内または交協連が承認した猶予期間内に、被共済者は、共済金請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他交協連が必要とする書類を添えて、これを交協連に提出しなければなりません。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>交協連は、特に必要があると認めるときは、交協連の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、交協連が負担します。</u></p>	<p>○新条文第15条における共済金給付履行期の起算点を明確にするため、共済金請求に係る書類を明示する。 ○原則30日以内に請求手続を行わなければならないとする合理的理由はないことから、当該規定を削除する。</p> <p>○調査協力義務の規定を追加する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(共済金の支払)</p> <p>第15条 交協連は、<u>被共済者が前条第1項の手續を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)</u>からその日を含めて30日以内に、<u>交協連が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。</u></p> <p>(1) <u>共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実</u></p> <p>(2) <u>共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無</u></p> <p>(3) <u>共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容</u></p> <p>(4) <u>共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</u></p> <p>(5) <u>前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、交協連が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項</u></p> <p>2 <u>前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、交協連は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、交協連は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。)</u> 180日</p> <p>(2) <u>前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会</u> 90日</p> <p>(3) <u>前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会</u> 120日</p> <p>(4) <u>災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査</u> 60日</p> <p>(5) <u>前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査</u> 180日</p> <p>3 <u>前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)</u>には、これにより確認が遅延した期間については、<u>第1項または前項の期間に算入しないものとします。</u></p>	<p>(共済金の支払)</p> <p>第10条 交協連は、<u>前条の請求を受けた日からその日を含めて30日以内に共済金を支払います。ただし、交協連がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終えた後、遅滞なく共済金を支払います。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>○保険法第21条を踏まえ、必要な確認事項を明確化するとともに、共済金給付履行期を規定する。</p> <p>○第1項の確認のために不可欠となる特別な照会・調査を列挙し、それぞれに応じた給付履行期間を規定する。</p> <p>○保険法第21条第3項に即し、調査妨害等があった場合の規定を設ける。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(悪意による損害の免責)</p> <p><u>第18条</u> 交協連は、<u>共済契約者または被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払いません。</u></p>	<p>(免 責)</p> <p><u>第5条</u> 交協連は、<u>第1条(共済責任の範囲)</u>の損害が生じた場合であっても、その損害が共済契約者または被共済者の悪意によって生じたものであるときは、共済金を支払いません。</p>	<p>○表記について保険約款との整合を図る。</p>
<p>(削 除)</p> <p>(指定紛争処理機関)</p> <p><u>第19条</u> 交協連が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、交協連と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 交協連は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p>	<p>(<u>評価人および裁定人</u>)</p> <p><u>第11条</u> 交協連の支払うべき共済金の額について、交協連と被共済者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名の評価人の判断に任せます。もし、評価人の間に意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人に裁定させます。</p> <p><u>2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)は半額ずつこれを負担します。</u></p> <p>(指定紛争処理機関による紛争の処理)</p> <p><u>第12条</u> 前条の規定にかかわらず、交協連が支払うべき共済金または損害賠償額の額について、交協連と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合には、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 交協連は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合には、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p>	<p>○評価人の判断、裁定人の裁定が実務上行われておらず、現在では紛争処理機構も存在し現実的でないことから、削除する。</p> <p>○表記について保険約款との整合を図る。</p>
<p>(代位)</p> <p><u>第20条</u> 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、交協連がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は交協連に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。</p> <p>(1) 交協連が損害額の全額を共済金または損害賠償額として支払った場合 被共済者が取得した債権の全額</p> <p>(2) 前号以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</p> <p>2 前項第2号の場合において、交協連に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、交協連に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</p> <p>3 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、<u>第1項の債権</u>を行使するために必要な一切の書類を交協連に提出しなければなりません。</p>	<p>(代位)</p> <p><u>第13条</u> 被共済者が他人に対し損害の賠償を請求することができる場合において、<u>交協連が被共済者に共済金を支払ったときまたは法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定により被害者に損害賠償額の支払をしたときは、被共済者の権利を害さない範囲内で、交協連は、支払った金額の限度において、被共済者がその者に対して有する権利を取得します。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、<u>前項の権利</u>を行使するために必要な一切の書類を交協連に交付しなければなりません。</p>	<p>○保険法第25条において請求権代位について差額説によることが明確化されたため、変更する。</p> <p>○第2項を追加したことに伴い変更する。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(先取特権) 第21条 事故に係る損害賠償請求権者は、被共済者の交協連に対する共済金請求権について先取特権を有します。</p> <p>2 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。</p>	<p>(新 設)</p>	<p>○保険法第22条の新設に伴い、先取特権を明確化すべく、新設する。</p>
<p>(証明書等の再交付) 第22条 交協連は、証明書または共済標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、共済契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった証明書または共済標章の提出があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合</p>	<p>(共済証明書等の再交付) 第21条 交協連は、<u>共済証明書</u>または共済標章を次の各号の場合に共済契約者に再交付します。ただし、共済標章の再交付を受ける場合には、<u>共済証明書</u>を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった<u>共済証明書</u>または共済標章の提出があった場合</p> <p>(2) 盗難、焼失、滅失等により<u>共済証明書</u>または共済標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合</p>	<p>○表記について保険約款との整合を図る。</p>
<p>(共済契約の移転) 第23条 共済契約者は、交協連の承認を得て、共済契約を交協連の会員である組合に移転することができます。</p>	<p>(共済契約の移転) 第24条 共済契約者は、交協連の承認を得て、共済契約を交協連の会員である組合に移転することができます。</p>	
<p>(準拠法) 第24条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令によります。</p>	<p>(準拠法) 第25条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令に<u>準拠</u>します。</p>	<p>○表記について保険約款との整合を図る。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>附 則</p> <p>1 平成14年4月1日から平成20年3月31日までの間に共済責任を開始する契約にあつては、約款第14条、第19条、第22条および第23条中「<u>共済掛金</u>」とあるのは「<u>共済掛金から法附則第7項に規定する共済掛金等充当交付金を控除した金額</u>」と読み替えます。</p>	<p>○保険料等充当交付金の交付が平成20年3月31日始期の共済契約を以って終了したため、附則を削除する。</p>

(注) 本新旧比較は交協連版。各組合版は「交協連」が「当組合」に置き換わること、第23条(共済契約の移転)の条文が以下の内容になることの2点のみ異なる。

<p>(共済契約の移転) 第23条 共済契約者は、当組合の承認を得て、共済契約を全国トラック交通共済協同組合連合会(以下「交協連」といいます。)または交協連の会員である他の組合(以下「他の組合」といいます。)に移転することができます。</p> <p>2 当組合が自動車損害賠償責任共済の事業の全部もしくは一部を譲渡し、または共済契約を包括移転する場合には、当組合は、あらかじめ共済契約者に通知し、共済契約を当組合の定めた交協連または他の組合に移転するものとします。</p>	<p>(共済契約の移転) 第24条 共済契約者は、当組合の承認を得て、共済契約を全国トラック交通共済協同組合連合会(以下「交協連」といいます。)または交協連の会員である他の組合(以下「他の組合」といいます。)に移転することができます。</p> <p>2 当組合が自動車損害賠償責任共済の事業の全部もしくは一部を譲渡し、または共済契約を包括移転する場合には、当組合は、あらかじめ共済契約者に通知し、共済契約を当組合の定めた交協連または他の組合に移転するものとします。</p>	
--	--	--